

故添田龍吉翁平酸錄

表紙題字

昭和三十九年七月二十二日夜

北海道知事 町村金五氏 御揮毫

目次

一、題字	石川邦光	公書 横書	一頁
一、同	同	公書 (詩文)	
一、同	内閣総理大臣	公書 (詩文)	
一、同	北海道庁長官	公書 横書	
一、同	長子	書 (横書)	
一、同	近親	書 和歌	
一、同	衆議院議員	書	
一、同	室蘭白まで働こう会長	書	
一、題字によせて	室蘭民報社長	書	
一、序	室蘭百働会長	書	
一、序	編者	書	
一、前がき	同人	書	
一、第一章 仙台藩北地移注の顛末	石川俊貞氏	書	一頁
	石川俊貞氏	書	二頁
	谷村金次郎氏	書	三頁
	田中甚一郎氏	書	三頁
	添田竜男	書	八三頁
	同人	書	八四頁
一、石川氏略系図			四頁

二	石川氏の略歴	五頁
三	詔書写及輔相よりの願	八頁
四	藩籍奉還	九頁
五	蝦夷地開拓の布達	一〇頁
六	三陸巡察使の東下	一一頁
七	仙台石川大和公に對する朝廷よりの御召状	一三頁
八	北地開拓に付往復文書	一四頁
九	石川大和公胆振国の内室蘭郡支配仰せ付けらる	二〇頁
一〇	石川大和公源太と御改名	二五頁
一一	旧領民へ布告	二七頁
一二	奉公人前手作前拝借願	二九頁
一三	旋条鋭貸与願	三四頁

一、第二章	室蘭郡引継のため明治二年極寒の候往復道中記	四〇頁
一	室蘭郡支配地引請のため一行上下八名出發	四一頁
二	旅程表	四二頁
三	仙台上屋敷より青森港迄の道中記	四三頁
四	一関田村候え何候	四四頁
五	旅程変更	四九頁

六	青森港御到着、付仙台、青森間二十四日間	四九頁
七	青森御滞在	四九頁
八	青森より室蘭村迄の道中記	五〇頁
九	十一月十一日函館到着。この間十六日間	五三頁
一〇	函館表より室蘭村御支配所迄旅程表	五四頁
一一	支配所受領其の他の施設	六一頁
一二	旧十一月廿四日室蘭郡一字御引請	六三頁
一三	御帰 自室蘭村、至函館迄道中	六七頁
一四	函館出發、大間港着旧十二月八日	七四頁
一五	帰途再び一ノ関侯訪問	七九頁
一六	旧十二月二十三日正暮六時仙台上屋敷帰着	八一頁
一七	旧明治二年十月十三日出發、旧十二月廿三日御帰館迄往復七十一日を要した	八一頁
一、第三章	室蘭郡移住記	八九頁
一	添田家由来	八九頁
二	竜吉翁の生立	八九頁
三	明治二年旧九月十三日石川邦光に従い室蘭郡受領のため出發	九五頁
四	同年十二月二十三日一旦帰仙	九八頁
五	明治三年四月六日官艦長鯨丸にて、第一回移住、一行五十一名	九九頁
六	各村分住者氏名	一〇二頁

- 七 製塩場開設 一〇四頁
- 八 室蘭幌別境界設定数回 一〇五頁
- 九 石川源太移住遷延のため室蘭郡支配地免せられ石川家領土は伊達藩と片倉藩に分割せらる 一一二頁
- 一〇 勇弘小糸魚、静内方面に冬季鹿猟 一二二頁
- 一一 妻志計、二男内治、四男卯吉明治四年七月十一日来住父の業務を助く 一二四頁
- 一二 開拓使より三年間米塩増等現物下賜 一三三頁
- 一三 明治五年十二月邦光公の末弟光格君后光親君と改め来住して移民を督励す 添田竜吉、泉太郎之れを扶く 一四四頁
- 一四 明治五年十一月廿一日五男壬五郎輪西村邸にて生る 一四四頁
- 一五 明治六年二月、光親君を東京慶応義塾入学、同九年三月卒業帰園 一四四頁
- 一六 明治六年四月よりトソカリムイより札幌県道湖鑿に着事同七年十一月落成 一四四頁
- 一七 明治七年八月十五日出発、同九月十七日角田旧宅着、父母両君、長子円五郎等を引連れ家財取纏めの上十月八日輪西宅安着、往復八十六日にて帰宅 一四四頁
- 一八 明治七年十一月角田石川家守神磐都嶺八幡宮を勧進す 一五五頁
- 一九 道庁より養蚕奨励のため明治八年四月信州より蚕種三ヶ村に数十枚貸付らる 一五五頁
- 二〇 同年道庁より杉槽苗木下賜植樹す 一六頁
- 二一 同十二年三月卅一日長女波留誕生 一六頁
- 二二 父保勝躬若病のため卒去せらる享年七十一才 一六頁

- 二三 明治十二年村民一統の冬期授産のため製氷業を創め明治三十六年迄継続、一時は阪神地方迄移出した 一六頁
- 二四 明治十三年八月子女授産のため漁網製造を開始す 一八頁
- 二五 光親君、実弟泉太郎等郷里より第二回移民六十一戸、三百二十八人を移住せしむ 一八頁
- 二六 明治十四年八月、明治天皇本道御巡幸に付郡民壮丁四十名を引卒して、鷺別御小憩所より室蘭山中家御駐泊所迄御車挽きを奉仕す 一八頁
- 二七 明治十六年十二月常盤分校（現在の本輪西小学校）開設さる 一九頁
- 二八 同十五年四月蹄物場を設け日用器具の製造を開始 一九頁
- 二九 明治十六年牧場地三十万坪の払下げを受け又白老郡社台村にて牧場百万坪の土地貸下げを受け、大いに牧馬の繁殖をなす 二〇頁
- 三〇 同十七年三月漁網染料に当る柏皮渋の製造 二〇頁
- 三一 明治十七年一月小学校改築 二〇頁
- 三二 同二十一年五月製糸及機織場設置 二二頁
- 三三 輪西村よりチマイベツに至る道路開鑿。同二十二年一月 二二頁
- 三四 輪西村海岸埋立出願同二十三年二月三日、同年三月卅一日許可となり明治廿九年迄権利ありしも其后海軍要塞候補地に指定され阻止さる 二二頁
- 三五 同廿五年一月十九日農業精励の廉をもつて道庁より特に二頭曳再墾墾外八種の農具を賞賜さる 二二頁

三六	同廿六年五月二十三日千舞囃小学校改築	一一二頁
三七	同廿八年五月二十八日公立輪西小学校新築さる	一一三頁
三八	同廿八年五月二十八日輪西、元室蘭道路開鑿	一一三頁
三九	同廿八年十月新嘗祭献納粟耕作献納	一一三頁
四〇	同三十年五月卅一日輪西村里道開鑿	一一三頁
四一	同卅二年四月十八日二男内治病死、行年卅六才	一一四頁
四二	同卅六年三月八日母堂恵舞刀自君九十一才にて病死さる	一一四頁
四三	同卅九年十一月廿五日実弟泉隣太郎君監授褒章拝受	一一五頁
四四	同四十一年九月十六日輪西外二ヶ村々医々務所兼村医住宅敷地畑一反九畝七歩及び新築費全額五百円を寄附	一一六頁
四五	同四十三年十二月十九日輪西村神社へ倉庫一棟寄附	一一六頁
四六	同四十四年三月鶴ヶ崎校に青銅製号鐘一口寄附	一一六頁
四七	同四十四年八月十八日東宮(后の大正天皇)北海道行啓途次室蘭港に御立寄りに付拝観を許さる	一一九頁
四八	鶴ヶ崎校同四十四年九月廿四日落成祝賀式に招待さる	一二九頁
四九	添田家親族調	一三一頁
五〇	大正二年七月四日竜吉翁病死さる。享年七十六才	一五三頁
五一	妻志計刀自明治四十四年四月七日病死。享年八十四才	一五五頁
五二	移住者の碑文及び略歴	一四六頁

五三	胆振八勝の賦	一六九頁
五四	補遺の一開拓補遺	一七三頁
五五	補遺の二(明治天皇)御巡幸諸調書六冊の内其の一写	一八二頁
五六	補遺の三室蘭郡民の主義	一九二頁
五七	補遺の四旧主石川光親行賞之義願	二〇九頁
五八	あとがき	二七頁

題字によせて

手代木隆吉氏

拜啓 先般は御町重なる御書面に接しながら御返事も差上げ不申、誠に失礼申上候、幾重にも御容赦の程御願申上候。

故竜吉翁の御偉徳は、幼少の頃より感銘能なる処に有之、今日当局に於て、これを顕彰を考慮することは、当然の至り開道百年を記念する行事の一重要項目と存じ申候。

移住当時の苦勞は言語に絶するものあり想像も及ばぬ心身の苦勞は拙者も古老より屢々聞かされたる処に有之、今日の補助移民などは、雲泥の差あるはもとよりその努力により、道開発の基本を為したる其の遺績は永久に記録せらるべきを確信仕り候。今回貴下において、この趣旨に添ふて、意義深き刊行を企図せられ、拙者に迄御申入れに接し誠に恐縮能な候次第に御座候。

就いては、切角の御連絡に基づき左の揮毫を別紙にて御送付申上候間、御一覽の上採否御定に預り度候。

一、人生有限名無尽。

二、余芳是万世

甚だ拙筆汗顔の至り不悪御了承賜はり度存じ奉り候。

刊行も容易ならぬ御苦心を要することを御推察申上候。

拙者八十才を迎え、御蔭にて相変らず頃健連日法律事務の取扱に多忙を極め居り候。

貴下の御健勝と御長寿を心から御祈り申上候。

先は遅延ながら御詫旁々当用までかくの如くに御座候

昭和三十九年七月十一日

敬具

手代木 隆 吉

添 田 竜 男 様

机下

序

添田竜男君と私とは生れた時からの友達である。否母の胎内にあつた時からの仲であると云つたほうがよい位の間柄である。本書に記載されておる開拓の恩人竜吉翁の白鬚豊かな温顔、父君欽允氏の豪快な風貌など今も目に浮ぶものがある。竜男君が室蘭の開拓に尽された先覚者各位の正確な伝記が年月を経るにつれて亡失されるのを歎きその記録の散逸する前にと多忙の間にこの冊子を編集された事は君をおいて他に適当な人を見出す事が出来ない誠に意義ある快挙と云ふことが出来る。私は塵別（今の知利別）で生れ十五才の時から離道して居つたが実業界から隠退して見るとやはり生れ故郷が懐しくせめて夏季丈けでもと五年前から本輪西に帰つて来て居る。勿論その間二、三回は社用で帰道したこともあるがその度毎に室蘭の変化には全く目の見張るものがあり全く今浦島の感がある。百年の昔にこの地の将来に遙かなる希望を託して開拓の礎を築いた先覚者には全く敬意を表する外はない。又その記録を後正に残すべく筆をとられた添田竜男氏に感謝を捧げるものである。

明治十四年移住石川俊在先生嗣子

石川邦光公甥 石川 俊 貞

序

室蘭市開発の先駆者故添田竜吉翁の令孫竜男氏が角田藩主石川邦光公をはじめ、仙台各支藩の主従らが当地方に集団移住して北方開拓に苦心惨憺した功績を後世に伝えるため、角田藩の小姓頭、開拓助勤を歴任された当時の史実を詳細に記録した竜吉翁青年時代の手記や、廃藩置県後、単なる民間人として郷党をひきい、農業開拓のみならず、製氷、製塩、製網、鑄鉄などの新事業を興して室蘭港の西北岸開発に多大の貢献をされた苦心の経路を記された「辛酸録」などをまとめて自費自版されることは、郷土史保存のためにも意義深いことだと思えます。

近年、海運業や商工業が著しく発展したため、明治年間に於ける「士族移民」の功績は次第に忘れ去られようとしています。わずかに伊達町を開発した伊達邦成旧亘隆藩主以下の功績が、その地名とともに記憶されているくらいで旧角田藩集団移住者の中でも、室蘭開発の先駆者となつた添田竜吉翁の功績や、同翁の実弟で、移住当初は角田藩の主席開拓助勤を勤めた泉麟太郎翁が、同志をひきいて夕張郡阿野呂原野に移り、ここで四百六十二万八千平方メートルの荒漠たる原野を協同組合組織を以つて開拓し、豊かな農村角田村を建設したことなどは、ほとんど忘れられています。

いまや開道百年を間近に控え、開拓精神の高揚が望まれている時、添田竜男氏が本書を世に贈られることは、青少年指導の上にも少なからぬ効果が期待されると思えます。

昭和三十九年五月

題字によせて

贈 添田 大兄

八や
十そ
咲たに
のの

華^{はな}聚^{あつ}
名^なめ
咲^み
留^る

富^ふ
士^し
可^か
嶺^{みね}

華聚園は普通花集観等なれども特に大兄の仁慈にして衆徒の敬仰するところ人間自然又あらゆるものその法則に遵わざれば必ず死滅す生死春夏秋冬如何なる科学の研究も如何ともなす能わずその中に生を受けたる人としてその法則に従ふは当然のことに属す。然れども人其の面の異なるが如く同一人のものはあらず夫れぞれ各般に就て異なり人この世にある限り各花あり 千差万別の花即ち人あり 勸善懲惡の慈愛を以て人に接し不言の中に善導せらるゝ大兄の徳を謳いたるものなり。富士の頂嶺より数限りなき咲谷に咲く花を一視の下にながめて人夫々の特長を付度して導かれある英姿に接する時新た感銘に咽ぶものあり懐心筆紙に尽し難きも吾が所感の一端を述べ拙書を呈して大兄の偉徳を表彰する

室蘭市百まで働こう会

昭和三十九年六月十四日

会長 田中 甚一郎 八十一才

俳名 琵琶湖

序

明治二年九月 明治天皇御維新の御聖勅により北海道開拓使を置かせられてより来む昭和四十三年九月は惟も開道百年式典を挙行せらるる予定となり官民共にその準備中である

ついでには祖父故竜吉君には、開拓助勤として明治二年十月十三日以来主君邦光公に戸従して室蘭郡受領に現今の十二月中旬より一月下旬に至る厳寒中を当市に跋涉し開拓使より室蘭郡一郡の御引渡しを受けて一旦帰国し、翌三年四月六日第一回移民を引卒して再び来住し屋尚ほ暗き大木雑草や熊罷狐狸の棲む新天地を寒氣と戦い饑餓を忍びて今日の世界の室蘭港の基礎を闢かれたものであり仙台藩北海道移住の当所よりの記録を或は謄写し或は審かに手記し「辛酸録」草稿として、七十六才の初春迄書き綴られたる文書あるをそのまゝに埋めるにおいては、私も亦七十才を超えたる年令にて、私が之れを編綴せなければ故祖父上の功績は縁の下力もちかそのまゝ埋もれて世に出づる機会なかるべきを憂い今回故祖父上の写本及び手記の内公けのものは夫々室蘭市史その他に記録されあるをもつて之れを省き、身近かの事柄のみを記録して近親子孫に遺さんとして筆を執りしか、当時の文章の難解として、一般人に通ぜざるものあるので、出来る限り現代語に近く書き替えたるも尚ほ木に竹をつぎたるが如き不自然なる語句も少くなく、又當時を偲ぶ遺品写真等も数少くなり編集に苦心したか各方面の御援助を仰ぎ又貴紳諸公の題字等を忝ふして貧弱なから一冊の書籍としての体裁をなし得たるは是れ誠に故祖父君の遺徳の然らしむるものと感謝するものである。諸賢幸いにしてこれを許されよ。

前 が き

添田家の遠祖は源頼光公の四天王の一人碓氷の荒太郎貞光君より出ず。貞光君の曾祖父より代々武人にして、武勇の達人であつたか連座の罪に依りて勅勘をおむり、碓氷峠下に三代の間閑居していたが、貞光君に至りて出でて頼光公に仕え、後子孫世々武臣として今日に至る。

石川家二代有光公、初め摂津物津邑に住して物津冠者と称した。次で康平六年奥州石川郡泉庄に居城され、初めて石川姓を名乗つた時其の子孫供奉し、代々石川家の譜代の臣となつたものである。添田家中興の祖添田尾張源勝英君の子与惣左衛門勝定君には慶長十九年大阪陣に於て關東方に加里石川家第二十五代大和守昭光公に随従し、物頭として出陣された。今当家に伝えられる甲冑陣太刀及旗指物一疏は、右勝定君大阪陣中着用されたものである。

祖父竜吉翁は右与惣左衛門勝定君より十一代の孫にして代々家禄五百石を領し、父君は保・源勝躬、母君は角田町盤都領八幡宮（官幣大社京都岩清水八幡宮の分社にして鶴ヶ岡八幡宮と同格・石川家の守護神である）官司吉田日向正の次女刀自、にして竜吉翁はその三男（長兄・次兄共に夭折、四男麟太郎は同藩泉靖七郎氏の嗣子とゐた）として天保九戊七月十七日角田町本郷北町の藩邸に生れた。八才にして北岡快信の門に入り、十二三才より傍ら藩校成教室に学び、後、同所附兼役となつた。十才にして邦光公（同年輩）の相手役となり後奥見小姓表奥見小姓武頭脇番頭を経て明治二年三十二才にして小姓頭となつた。十七才より佐分利流槍術師範菅野儀三郎良知先生に就き其の目錄伝授を受け、馬術は老公義光公の門に入りて修業し、又、西洋高島流砲術は十八才より杉山五郎為親先生に就きて学び、二十才にして初段免許を受けた。

明治戊辰の変、奥羽六藩の加盟の議に依り、仙台藩より精奇兵八百騎を募りて会津を援けるに當り、同五月二十日三十一才にして石川源太郎光公に従い、近習小隊司令士として実弟泉麟太郎（武頭）等と共に白河口に出陣された。

明治二年十月十三日源太郎光公には、胆振国室蘭郡支配地、地所引請のため仙台片平丁上屋敷を發駕渡道の途中に就かれた。時に付き従う士は、家老泉潔雄（後忠広と改め麟太郎氏の老家）及び小姓頭添田竜吉外五名にして、別に東京より官艦にて函館迄先行した家老佐藤小三郎。用人町田十郎。小姓頭井上三郎の三人を合して九名となつた。陸行青森函館を経て再度陸行同年十一月二十日夕方室蘭村（旧室蘭村にして今の市街より陸路五里の地）着、開拓使々掌西村半三郎殿より室蘭郡書類及び絵図面等一切御引継を受け、同月二十七日室蘭村出發、砂原、函館、青森を経て陸行、寒風を凌ぎ悪路を踏破し往復日数七十一日を費して十二月二十三日仙台片平丁石川家上屋敷に安着した。泉・町田両氏はそのまま室蘭村に滞在冬を越した。

翌明治三年隣封刈田郡白石なる片倉家（胆振国幌別郡、後一部札幌郡白石村へ移住）亘理侯伊達邦成・柴田侯（共に胆振有珠郡に移住）、岩手山侯・伊達邦直（石狩郡当別村に移住）の諸支藩と共に邦光公以下全武臣北海道移住を計画の処、一部軟論生じ、嘗て慶長三年角田入城以来明治三年迄二百六十四年間石川氏上下の熱心なる開拓に依つて美田と化した地を棄て、沍寒幽僻の境である室蘭郡（室蘭の地勢たる、山獄起伏し山跡直ちに海に没し、溪澗石礫悉く瘦地にして農耕に適せざる処である）に赴くことはその困憊忍び難しとして躊躇決しない、それで竜吉翁は、三百年來世襲の士籍を脱し、農商に悟して而かも他藩の領土に安怒たらんは累世武門の恥なりとし、旁々北海道は皇国北門の宝庫にして、強隣隙を窺い守備おこたることなく此れを防ぎ是を開拓し以て邦家に寄

与せんと敢然渡道し、実弟泉麟太郎等、慷慨気骨の士男女四十余名を引率し、同年三月十六日午前五時、三十三才にして開拓助勤（麟太郎氏は当時二十九才開拓助監たり）として角田表を出發、同月二十五日迄仙台上屋敷に滞在、二十六日実風沢港え出發、同所より伊達邦成侯一門と共に官艦長鯨丸に乗込み、函館港え寄港し、四月六日室蘭村沖え安着の上、同日上陸室蘭郡輪西、元室蘭、千舞籠の三ヶ邑に別れて居住した。維時に明治三年庚午四月六日にして竜吉翁等の祖勝英君等の角田入地以来正に十二代二百六十四年目にして三度目の移住である。

適々朝廷令を發し、諸藩士にして其土地人民を奉還し、其の農耕を以て家を立つに於ては旧土に住するのを許されるに會し、旧邑角田に残れる家臣一千六百余戸人員七千余人は遂に邦光君を擁し室蘭郡の領地を返還し、旧地に安んぜん事を出願させ、反復數回漸くにして目的を達したために明治三年七月上旬に至り石川家の室蘭郡支配を免ぜられ、移住の人民は伊達・片倉両家に配属を命ぜられ、一同愕然として当惑措く処を知らず、落胆して当初の素志水泡に帰するを憤慨し、当時竜吉翁には、六月下旬以来悪性の皮膚病に冒され平臥引籠中にて如何ともなし難く、十一月下旬に至り漸く輕快に赴く為実弟麟太郎氏に助けられて登別温泉へ同行十二月中旬に至り格別快方に赴くを以て、帰村の上旧土人兩人を随え勇仏郡小糸魚村に鹿猟に赴き同所にて越冬、翌年三月下旬帰村、鹿皮は陸行函館に売生計を立てた。

明治四年五月十八日、祖母志計刀自には二男円二（八才）・四男卯吉（五才、後滝口家を襲ぐ）（三男長吉は已に高橋家に養子たり）の兩人を携え、他の数家族と共に陸行青森大淵港より函館、砂原を経て七月十七日安着、翌五年十一月二十一日五男壬五郎は輪西村十二番地なる旧宅にて出生さる。次で明治七年八月十五日竜吉翁には輪西村旧宅出發函館・青森を経て陸行九月十七日道中無

事角田北町旧邸え安着、諸事整理の上曾祖父母両君、予が蔵君欽允（当時十四才）を同伴一家を収めて十月十六日角田表出發、同前の順路を経て十一月八日室蘭港着、直ちに小廻り船にて輪西村旧宅に、往復滞在日数八十六日振りにて帰宅した。明治三年四月以来五年振りにて初めて一家団案をする事が出来益々初志を貫徹し衆を励まし且つ明治五年十二月麟太郎君をして幼君光親公（当時十二才）を当主として本道に迎えられた。翌六年二月より同九年三月迄同公をして上京慶応義塾に講学を助け後年光親君の名を以て竜吉・麟太郎両名等の助力に依り、漸く士族の列に復し、且つ藍綬褒賞の下賜を得しめた。友封伊達両家・片倉家の当主等率先家臣を挙げて渡道開拓された功に依り、何れも華族に列せられたが独り石川家は軟論の臣に禍された為一千年來歴世公生涯に終り未だ嘗て私を以て世に処したることなきに拘らず、今や民間に帰して、私生涯に閑月日を送られるに至つた事は春風秋雨誠に感慨深いものがある。

竜吉翁は其の後、牧畜（牧場百三十坪、牧馬五百頭）・製鉄製氷（水地二千余坪年産七百余）、明治十二年始業、同三十六年廃業、今、阪神地方に於て本道産天然水を輪西水を呼称されつつあるわ、実に竜吉翁の功にして末だ五廓・白老沼等の天然氷製出なき時代に阪神地方え積出したるのである）・漁網製造・製炭・桐漆の植林・製織製粉・輪西海面埋立（許可後軍港予定地となる為海軍省の拒否に合い中止）及び釧路硫黄山の開掘等諸種の産業並に事業を經營された。而して竜吉翁は七十六才を以て、己が畢生の事業として、苦心經營したる室蘭の地に死去される迄の四十三年間身を持する儉に、寡欲公に奉じ、終始開拓の業に尽瘁せられしは真に敬服すべきものである。

移住当初は、今の室蘭村迄山道二里を踏破して米噲を需めたりしが、青森地方よりの渡航船は屢々風波のため入港できないことあり、冬季間其他に於て米の欠乏に会し、或は浅利貝を捨て或は海薬を蒐め山藜を煮て僅かに粥をすゝることも多く、冬季は勇仏・日高方面に出獵して鹿を獲、之を陸行函箱に売りて生計を立てる状態で、志計刀目が予が幼時に屢々述懐せられし、「故郷が陸続きならば逃げ帰らんものと幾度か思いしも、海路のため女子供の身として航海も出来ず、止むなく泣き泣き居止つたのである。」との御言葉によりても当時の窮状は想像に余あるものであつたと考えられる。

それで竜吉翁が数年に亘りて自ら記述された辛酸録を謄写して後世子孫に伝えんとするものである。

とおつおやのもゝとせまいの大きいなる

偉業を徳び子らに伝えむ。

いさをしや、大密林を開拓し

世界に知らる市を築きし

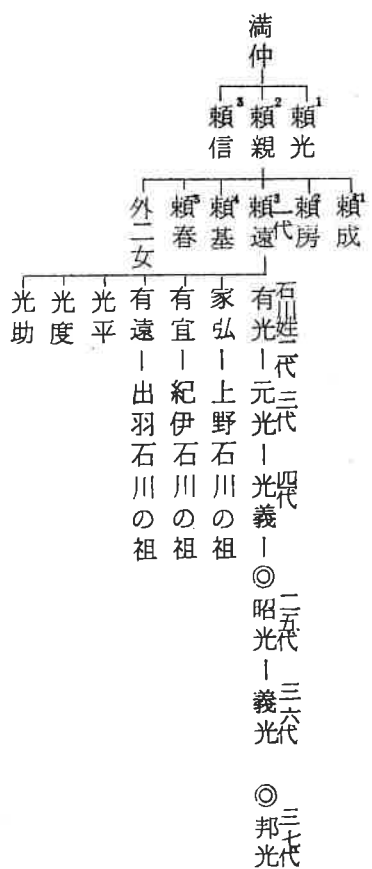
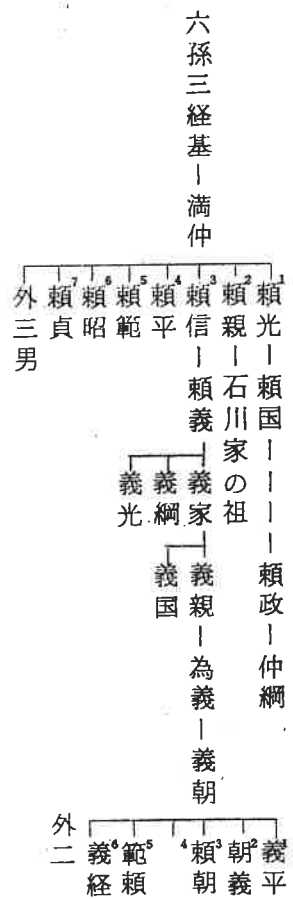
昭和三十九年三月 日

長孫 添田 龍男 誌

第一章

仙
台
藩
北
地
移
住
の
顛
末

石川氏略系並に略歴



。石川氏の略歴

抑石川家は西の島津氏と共に系統の燦として正しき源家の二大正統にして即多田満仲公の孫頼遠公より連綿四十代一千余年正統相継ぎ今日に至りたる也。其他の源姓は多く枝葉末節にして徳川氏足利氏等比々然りとす。

初代頼遠公は清和帝の曾孫源満仲公の第三孫にして寛弘四年三月二十八日大和国宇多郡に於て出生し、從五位下に叙し伊勢守に任ぜられ、河内国石川郡石川荘に住した。永承六年陸奥の豪族阿部頼良反した。朝議源頼義をしてこれを討たしむ。公頼義將軍を輔け長子有光十五才と共に永承七年六月陸奥に至り数々賊と戦い労苦を尽し万死の内に出入して未だ平くる事能はず。出羽の曾長清原武則の援を得て、康平五年蔚川柵を攻め貞任以下誅に伏した。公父子陸奥に在る事十一年櫛風沐雨具に艱難をなめ激戦数十回万死を功成るに至らんとして、蔚川の激戦に矢石を冒して戦い遂に戦歿した。

長子有光公当時二十五才父に代りて軍を指揮し、安部一族誅に伏した。仍ち乃父の功を全とうする事を得たり。康平六年春三月頼義將軍降虜を率い京師に凱旋し功を奏した。即頼義獎軍は正四位下に叙し、伊勢守に任じ義家出羽守に義綱左衛門少尉を拜し、清原武則鎮守府將軍に任じた。有光公從五位下安芸守に任ぜられ將軍更に公の功を奏し、朝廷奥州仙道七郡（今の福島県石川郡白河郡を中心としたる処）の地を公に賜はり以て陸奥を監視せしめられた。茲に於て有光公一族を率いて河内国石川荘より白河の地に來り住す。時に康平六年冬十月也。後白河郡の一部を割きて石川郡と改め泉庄に居城した。

當時は天領なりしが十八万石の格式と称せられた。

爾來連綿五百二十年二十余代に亘り同地に居城し代々入朝して京師諸將と交り奥州諸豪に処して畏敬せられた其の冠を加ふるの時朝廷より從五位を賜わるを例とした。

天正十八年壬辰石川家二十五代大和守昭光公の時大関秀吉の小田原陳に奥州諸藩と共に赴援せざるの故を以て其の功略する処となり五百余年の居城を去り伊達政宗に抛りて志田郡松山に移り後慶長三年今の宮城県伊具郡角田町臥牛城を築き、伊達家の客將として実高三万三千石を領した。

明治維新の變、仙台藩は奥羽六藩の盟約に基き薩長軍を敵としたるに抛り大義明分を誤りしを故を以て其封中刈田、柴田、伊具、宇田、亘理、五郡の地を割きて南部藩に属せられた。即仙台藩六十二万石は一転して二十八万石に減封せられしなり。藩公は江戸の邸に謹慎を命ぜられ長子亀三郎君を以て新封二十八万石を嗣かしむ。

其減封転属の地内の士は農工商に帰せしめられた。翌年二年三月土地人民を奉還し四月二十日裁許せられ藩主知事に任せられた。於是石川家第三十七代邦光公は家臣一千三百五十六戸、人口七千余人の衣食の地を北地開拓に求めんとし且つ一千年來武門の身を空しく農工商に墜するは武門の耻辱にして、耐ゆる能はざる処宜しく北地開拓の任に当り一は以て北門鎖鑰の任に当り一は以て維新の汚辱を雪がんとして家中の議に依り朝廷に奏して北地開拓の勅許を得た。

明治二年九月北海道胆振国室蘭郡支配を命ぜられた。

即ち同年十月十三日支配地受領の爲め邦光公は家老泉潔雄、小姓頭添田竜吉等七名を卒い仙台上屋敷を出発、折柄の冬期間に於ける寒風雪を侵し往復七十一日を費し十二月二十三日（即新一月下旬の大寒中也）帰邸せられた。

次で翌三年三月十六日壮年大志尽忠の士開拓執事泉潔雄（前年来越冬）

同助勤添田竜吉同助監泉麟太郎等四十一名は敢然渡道開拓に従事し、初志を貫徹し士籍に列せられしも一部弱志の徒は遂に渡道の初志を翻し土着帰農するに至つたので、石川氏即移住遷延の故を以つて、四年五月其の支配地を免ぜられ一部伊達邦成え、一部は片倉景光え分割支配替えを命ぜられ隣郡諸侯は開拓の功に依り華族に列し男爵を授けられ従五位に叙せられたに反し石川邦光公は其後年に至り添田竜吉泉麟太郎等屢々官に嘆願して邦光公又は光親公に対し授爵の思命あらん事を乞いし事も空しく一士民として民間に伍するの止むなきに至り、僅に光親公に対し開拓の功を以て藍綬褒章を授与せらるるに過ぎず是れ全く薄志軟弱の従のため其の帰趨を誤られたるもので誠に嘆くべきである。

顧るに石川氏遠祖頼遠公河内国石川莊に在りし時恰も朝廷、政を親政せられしか爾来幾百年政權武門に帰し今や再び政權朝廷に帰するに至る。石川氏上下一千年歴世公、生涯に終り未だ私を以て世に処せし事なし。今や民間に帰して私世涯に閑日月を送らる春風秋雨豈 感慨に堪えん哉
以下順次往復文書を旧記に拠りて記述し其の一端を窺はんとする

詔書 写

朕嚮に汝百官群臣と王事を掲げ天地神明に質し綱紀を皇張し億兆を綏安するを誓う然るに兵馬倉卒未た其績を底さす。

朕夙夜上は以て神明に畏れ下は以て億兆に愍つ今や乃ち親臨汝百官群臣を朝会し大に施設するの方を諮詢す是れ神州安危の決、今日に在り誠に宜しく腹心披き肺肝を表し可否を献賛すべし

朕將に励精竭力、大に終始する所あらんとす汝百官群臣それ勉哉

明治二己巳四月

輔相より副書

大政一新天下更始し、折柄内外多端深く、宸襟を悩まされ屢々詔勅を下され宵旰し治を図られ候処実美短才微力叨に重任を辱して未だ否績を賛成し宸襟を慰め、蒼生を安ずる事能はず、恐懼手足の措処を知らざる次第に候え共

聖眷優渥御責任を蒙り且つ今般、勅諭の旨も之有候に就ては弥々以て在職諸公及列侯と共に心を同し、力を戮し今日の計を為に非すんば予そ國勢を挽回し万世の基礎を立て、皇國を維持し申哉今日の事、実美独り諸公列侯に望むのみに非ず。諸公列侯亦臣子の責に候得共冀くは俱に勅旨を遵奉し各肺肝を吐露し、忌諱を憚からず朝廷の為め建議指尽され度き者也。

四月

輔相

(一) 藩籍奉還の事

今般諸藩版籍奉還の儀出願に及び候趣き、伝承仕り至大至当の公論と存じ奉り候。然に弊藩においては去冬出格の御仁恤をもつて下賜候封土に御座候えば旧来所領の諸藩同様返上願ひ奉る義は恐れ入り候次第に御座候え共

大政御一新の折柄、政刑一途、各実相、恠臣万国並、立御国威御更強御基礎建てさせられ候に於ては素より闡藩同論は冀ふ所に御座候。仍而土地人民返上奉り候間右藩に一樣に御沙汰なされ候様伏而懇願奉り候宜しく御執奏下さるべく候

誠惶頓首謹言

明治二年三月

伊達亀三郎

弁事御役所

字

伊達亀三郎

今度土地人民版籍奉還致べきの旨、建言に及び候条全く忠誠の志、神妙の事に候、早々奏聞を遂げ御決議の上何分の御沙汰あらせられるべく候段相達し申候事

三月

登米御用所より急達書

行政官

急廻紙を以て申達候、同二十八日即刻御用の議これ有候条御用所江罷出で候様に和田織部殿より御

指し書頂戴いたし源之允殿を以つて御呼び出し申し来り候に付、指代八嶋皆人指し出だし候所右源之織部殿に出会され申され候由を以て、申談せられ候は、御旧領知具事衆え御引渡し相成候に付居館等明渡し、御郡方え引渡し御主人方々には勿論、帰農致さざる分は迅速相登らせらるべく、別して相達し置き候に付、触れ合い候向も之れ有るべきやに相きこえ候条、陪隸帰農等の義は別して相触れ置き候通り御主人々々にて、相当の御所置成ざる可候。尤も右の趣は御同席中方え急速相通し可く仰せ渡され候由、申し出で候間皆様御承知仰せ上げられ候様と存じ奉り候

以上

尚ほ本文の義に付何れも御不知の義も候は私方え御打合せ相成度尤も帰農致さざる分は此表に相登らせられたく申す可候

上において御扶助等成さる可様これ無く候間左様御心得成れ候様申談せられ候段申し出で候間此段も御承知成さるべく候

早々

三月二十一日

(晚七ツ時)

古山又十郎

佐藤小三郎

様御連名

布達写

蝦夷地の儀は、皇国の北門直に山丹満州に接し経界さゝい定まると蝟、北部に至りては中外雑居致候処、是迄官吏の土人を使役する甚苛酷を極め、外国人は頗る愛恤を施し候より、土人住々我邦人を怨離し、彼を尊敬するに至る一旦民苦を救うを名とし、土人を煽動する者これ有る時は其禍、忽

ち箱館松前に延及するは、必然にて災を未然にて防くは方今要務に候間箱館平定の上は、速に開拓教導等の方法を施設し、人民繁殖の域となさしめらるべき儀に付、利害得失各意見忌憚なく申出べく候事

五月

三陸巡察使の東下

今般三陸巡察使坊城殿御東下来月二日御下着に付、別紙にこれ有候件々御用に相入候間来る二十七日迄に遅滞なく有無御取調御達し罷成り候様御作一統え相通候様半人殿より仰せ渡され候尚又右御取調御不同これ有り候にては御用多く罷成り候間私方にて取揃二十七日中相達し候様六康輔殿より申談せられ候条御承知仰せ上げられ候様にと存じ奉り候

七月二十二日

以上

佐藤 小三郎 様

佐藤 壮三郎

御連名

写

三陸磐城の諸藩え洩れなく大至急相達可候事

七月十日

中 村 藩

民 部 省

今般三陸磐城国の巡察仰せ付られ来る十三日東京発途候条藩県管轄地中左の廉々取調べ置き候様相し可く候儀に寄り相たずね候義もこれ有る可き候事一兵夫に出征死傷の者

但重軽傷及終身回復なる等委し敷く記すべし

一 国事にて非命に斃れたる者

一 兵火に家産を失い当今、困窮に差迫り居り候者

一 忠孝貞義等拔群篤実の者

一 八十八才以上老年の者

右既に賞典救助等取謀等有無共、取調べ差し出すべく此段相達候事

七月

巡 察 使

御 一 人 衆

○ 覚

昨年の戦争にて討死の詰所以上並に大番士等は過る十五日御城に於て別紙両通の通り仰せさとされ用料下し置かれ候処、通りに候処、家中討死の者ともえも左の通り下し置れる旨、仰せ出され候間早速諸家内え仰せ諭され候上首尾成さる可候事

左 記

一金 十両也 石川大和殿 家中十九人

一金 十五両也 伊達藤五郎殿 同 三十人

一金 八両三步也 伊達将監殿 同 十七人

一金 十三兩三步也 伊達安芸殿 同二十七人
 一金 二十一兩二步也 伊達藤一郎殿 同四十三人
 一金 一兩二步也 伊達勝三郎殿 同 三人
 一金 七兩也 伊達源正殿 同 十四人
 以 上

○按察府役員氏名

八月十三日白石府に御着の衆

坊城殿

渡部民部權、大蒸兼按察使判官
 布治婦一郎 人員戸口方
 岩崎小次郎 權大主典
 橋元正人 大主典
 大谷佐久馬 權大主典
 杉山健次郎 小主典
 石川右近 書記
 石塚三五郎 近藤忠五郎 民部監督

○御召状

仙台石川大和家来 広西岱介殿

御用の義候条早々当府え出頭これ有るべく者也

八月十九日

右に付左々

御達章の段承知奉り仕り候

按察府

石川大和家来

広西岱介判

八月十九日

按察府 御使様中

直々按察府え出頭致候処、前に岡部正蔵殿を以て判官に打入り内見候御家中通より一卷下げ渡され坊城殿え相達候処、左の筋に付歎訴に及び様橋元正人殿より応接の間にて相渡され候事

○北地開拓に就き嘆願書 (芳章切り紙)

主人石川大和事旧領磐城の国伊具郡刈田郡湯原等、取合せ高二千三百三十八貫九十八文(註右は表高にて外に奉公人前一千五十九貫四百八十八文並に百姓前約百貫文位の内高あり)

本藩より采地、分配せられ家来共、連綿撫育仕り成り候処、右地南部甲斐守殿え転封仰せ付けられるに付、引移り罷り成り右家来共忽然扶助の道相失しない

一統農工商に帰し生活相立つ可き旨申渡され精々帰農仕る可き筈に候へ共地所引足らず猶又伊具角田要害下居住の家来共、二百七十戸此家内人数千八百三人え一但南部藩より引移しに付過半立退眼前路頭に迷い居る者共、外にも早速帰農仕る可く色々手配仕りましたが前文の通り帰る所が無く且昨年来疲弊仕り、農商に帰す可き手段行き届き兼ね生活覚束なき輩ら少々ならずこれ有り然るに豈に秤哉、昨冬出格至仁の寛典を以て、更に二十八万石本藩家名、立て下し置かれ、不肖の僕隸共迄

感佩奉り泣銘罷り在り候得共本藩の士人許りも扶助の道相立たず、侃んや拙者共迄扶助の道相立候事成り難く、前文の通り南部家の義は此度盛岡え復帰仰せ付られ候得共立退の地所に緩急これ有るのみ最早路頭に迷い居申候

且又、角田の義は去秋中戦争接近の地に在りて、一統疲弊、今更至極の窮迫に付いては頼る処なきの輩は難件等此の上讓成する 事にては千万恐入敷けかわしき次第、依て哀訴奉り候

今般蝦夷地御開拓の義仰せ出され候事伺い奉り候所、右地は実以て皇国北門の一大要枢にこれ有り

既に先年魯西亞等の蚕食を受け候由、一日一日と兵備を失い候得ば渠れ必ず是れに抛り勢量設渡、不慮の御守衛は、方今第一の御急務と存じ奉り候。併し其地広大、人民稀少、遠境衛兵を遣はされ候段は其勞費誠に容易にならず自然内地疲勞仕る可く候、依つて御開拓罷成候兵士を土着仰せ付けられ御守衛罷成候御趣意と伺い奉り、前文申し上げ候通り、帰る所無く立早諫共に候得共、彼地一々産業を相励み開拓を務め上げ御万分の一も

皇国の御為と相成、外患を防禦し且本藩の罪を償い傍々開拓の術を施し主従戮力微恵を尽し実効を奏し奉り度候誠に卑賤の輩に候得共、主人に相任せられ候はば千万艱難辛苦をも甘んじ、王の微恵を執り奉り度、外、他念御座無候、且又一家挙て相移候様成し下され候はば冥賀至極有り難く仕合に存じ奉り候全体主人大和事従来報国の志これ有り処、当四月鎮撫使御東下の節も夫々尽力仕り鎮撫仕り候廉もこれあり彼れ是れの義深く御汲み量らい罷り成り宜しくおとりなし、なし下されたく奉じ仕り候

今般按察府御東下遊ばされ、下情御哀憐なし下され候趣は、承知奉り誠に以つて有り難き仕合せ千

万恐入次第に存じ奉り候得共、独り主人旧采地の中にこれ無く南方五郎三国困苦同様に存じ奉り候条、此段篤と御洞察御垂憐下され度一千三百二十九戸の家来一統泣血百拜、嘆願奉り候 誠惶頓首

明治二年八月二十日

仙台藩石川大和旧家中

別紙の通り窓旧家来共嘆願申出で候条宜しく御執奏御垂憐の程懇願奉り候 頓首々々謹言

同年同月同日

仙台藩石川大和

白石按察府出張家老

広西岱介 花押 重判

按 察 府

外に美濃紙御手控い一通添る

右一卷氏家升之助一同 按察府に出頭罷出候処応接間上段に引揃い判官並に主典列座、名前点呼の上按察府御落掌相成候旨申渡され、退出致し候事

御 召 状

× 広 西 岱 介 殿

御用の義候間同日午の刻当府に出頭これ有る可く候也

八月二十一日

按 察 府

右に付請書差し出し、出頭致し御取次官え申達候処応接間に主典出座左の通り

御 書 付

広 西 岱 介

嘆願の旨承け届候御用の品も之れ有る可く候間、早々東京に相越し、民部省え出頭別紙御用書指出可く候事

八月

按察府

御用書面の外に通あり

右 濟

渡部判官出席嘆願の越別紙御書付の通按察府よりも仰せ出だされ候間、早々罷り登り民部省に一応御国情慮なく相達せらる可き旨演舌之れ有り候事、同夜出立二十五日東京着、二十七日石貫但馬殿え萱場源之助、齊藤理左エ門一同罷出御国許御奉行衆の御嘶し振り並に今度嘆願申上候筋一々言上御用書面をも一応印封の儘相見し事

同日五ツ時 (午前八時)

民部省え御用書面、持参罷出白石按察府より首尾合書相添い差出候処暫時溜りの間に いべく俟に付待居候処、名前点呼の上応接間に相通され御用書面受け取り申され候段横山七三郎殿談し候事御用これあり節呼出候処止宿致され度候様御談しに付藩邸の由届け致し候

○御召状

御用の義これあり三候条明二十八日己の刻出頭これあるべく候也

八月二十七日

民部省伝達所

広西岱介殿

萱場源之助殿

佐藤理左エ門殿

而翌日右同刻前、罷出で名札を以て届け候処応接間に引揚げ開拓使方にて御用これ有候間官中え罷出らる可き由、次官坂本一之助殿より談せられ引取候事、同日民部省を引退し即ち

禁中に罷出中の口より開拓使伝達所え名札差出置き処応接の間、下の間え引揃い嘆願の趣き聞届け地所御割渡し相成候はば人数段々取移り宜しかる可きや等の取合せ之れ有り右に応じ申し早々御用相済下宿致し候事。

取次官岩村左門殿に御座候

右の節々藤五郎様御始め御一同衆えも申届置たる事。

○御召状

御打合致し候 至急の御用御座候間乍恐れながら方々御立越なさる可く候 此のごとく御座候

八月二十七日

名生理七ノ三へ

広西岱介様

齊藤理左エ門様

右に付町田十郎、窪田左仲、罷出候処今日大政官より御主人急々召され、依て御小人早々に御国許え召し下され候都合に付心得居り候事に之れ有る可く候得共談し置き候様伝言申に付御談し致す候事と申し付け、御手前にて左様御心懸も之れ有り候、出入司高嶺三郎、町田十郎兩人同刻立にて罷下す候事

○御用召書付 写

其藩石川大和、片倉小十郎至急御用の義之有候に付昼夜兼行東京に罷出候様申附可く候事

八月二十八日
仙 藩 知 事 殿

弁 官

殿様御事六日仙台表御発駕、十日四ツ時（十時頃）日比谷御屋敷に御着、直ちに楽山様え御機嫌等御伺相成候事。

九月十一日
広津藩え罷出候事

但渡部判官よりの書状差出し為め持参の蛙一尾を遣され候事
殿様御事付御会席御相伴仰せられ蒙候事

○ 御 召 状 写

御用の義候条明十三日己の刻礼服用出頭之れ有る可き候也
九月十二日

石 川 源 太 殿

弁 官 役 所

御達章の趣御承知仕り候 以上

同 日
弁 官 御 役 所

石 川 源 太

御 吏 様 中

官 使 小 嶋 喜 八

右の通申来り候に付、直々御奉行衆え罷出られ御届に相成候間、広西岱介を以て公用人田中七左衛門殿よりも御届申され御馬にて御参内に付御既頭日運三郎安積○之助えも御渡し置き候事

十三日

時に御参内時は、五ツ半時（午前九時）御供揃い馬場先御門より出させられ御馬、片倉小十郎様御同道田中七左衛門殿御附添い、御供御家老広西岱介御小姓頭佐藤小三郎、御目付井上三郎一人御近習鈴木田吉御中の口にて御刀をとらせられ伝達使部屋に御名札を以つて出頭せられ、中藩重官列

席え御扣の処御引揃の上、別紙の通御蒙りに相成り八ツ時（午后二時）頃御退去成され直に御詰合御奉行衆え、御届御内証えも御出なされ、御直々に仰せ上げられ候事

○ 御 沙 汰 書

石 川 源 太

北海道開拓の儀は方今の急務に付追々御処分も之有候得共、重大の事柄全地一時に御手を着けなされる可き、目的も相立て難き折柄、其方儀、艱難な憚からず彼地を跋涉し開拓致度志願の段神明の至りに思召され

北海道開拓御用仰せ付られ候条

家来其外有志の徒を相募り自費を以漸次移住屹度実効有立候様、尽力致す可旨御沙汰候事
但し地所の儀は追つて御沙汰之れ有る可き事。

九 月

大 政 官

○ 御 指 令

石 川 源 太

胆 振 の 国 の 内

室 蘭 郡

右一郡其方支配に仰せ付られ候事

九 月

太 政 官 印

朱 大 政 官

右御書付両通伝達所上段御式内にて小竹様より御渡し御請け御礼共に申上候由の事
右の通付御支配御蒙り遊ばされ同日主に彼地の御判物御頂戴せられ首首尾能く 済せらる
翌十四日

弘暎広沢参議様江罷り出られ候事

御進物 精好 一本

荒木 五三郎 殿 江 綱 一台

同日の御供は 御菓子 一箱

殿様御馬 同日の御供は 御菓子 一箱 御供 一人

次は十五日弘暎

御馬 御供

井上三郎 一人
窪田左仲
鈴木円吉

東 久世様 江

窪田左仲
滝口達三郎

御進物 精好 一反
あわび 十貝

久我様え
御進物

右御廻勤万端御都合能く済ませられ重疊有り難き御仕合せに思食され益々御機嫌能く御滞府遊され
候段東京表より早札を以つて申し来り候に付

仙台表 御隠居様（御先代義光君）御始め上々様えも申上候処重疊有り難き事の仕合せに思召され
豪々恐悦至極の御儀に御座候

御新領移住旅の儀は、追て仰せ渡され候え共、手前自費を以て引移るに付ては屹度御備も相立られ
ず成り難く候に付奉公人前租税方の議は何分に銘々に成し下され度、御願ひ御吟味に達し御周旋中
に候間、一統相心得鎮静罷り在る可き旨、御家中え洩れなき様相触る可き旨御老申渡し候条、御承
知の上、御順達溜より早々東町御役所え相納められ候様なさる可く候

九月二十二日

田川 以上
泉彦三郎
窪田 皆人

浅川 様
蓬田 順内 様
国木 又四郎 様
津井 十蔵 様
小川 兵力 様

緑川 又七郎 様
小国 盛 様

○ 御 沙 汰 書

伊 達 建 千 代 曆

北海道開拓の義は方今の急務、追々御処分も之れ有り候処、其藩に於て、彼地熟知の者も少なからざる旨相聞え候に付士族を初め、農工商に至る迄開拓志願の者相募り自費を以て、漸次移住致させ候様精々尽力致し可き旨、御沙汰候事

但移住人員並びに開拓目的相立申出候得ば、地所割渡し申し可く候事。

八 月

大 政 官

○ 布 達

北海道開拓の義に付別紙の通御達し之れ有り候間、同席中えも相達し見込之れ有り候輩、早々取調べ申出づ可き事

但し見込の有無来る十五日迄相届可候事

九 月 六 日

為 政 堂

石 川 大 和

家 中

○ 御 布 告

仙 台 藩 知 事

同 後 見

兵塵漸く鎮り瘡痕いまだ起らず深く叡慮を悩され親しく天地に誓い君臣和合上下一致公明の政道相立つ可き、御趣意を以つて厚く、御世話あらせられ候折柄動もすれば此旨徹し難く其効いまだ挙らず在職の者深く怒入る事に候、抑々奥羽の儀は古来王化及び難しと称し、殊に昨年兵乱数回あり人心未だ方向定まらず或は惑い兵火奔竄の余り其の所を得ざる者往々に之れ有り候に付深き思召を以つて今般

按察府を置かせられ、親しく藩臬の情態を案じ、下民の疾苦を問わせられ候、殊更当藩に於ては、兵乱後支配減地、士族末々生活に苦しみ候趣、尤に察せられ候、就ては何等かの化段を建て上下安堵叡慮を安んじ奉る

可哉厚き

御趣意に基き、広く言説を開き、下賤の者に至る迄、忌憚なく申出づ可き旨、早々布告之れ有る可き事

按 察 府

九 月

○ 達 書

別箋写の通按察使よりお達し候間、同席及び支配下に至迄、洩れざる様、相通じ、仕法見込の有無来る十五日迄申出づ可く候事

九 月 八 日

為 政 堂

此度

○ 石川大和様御改名

殿様御事

大和様の御名、天朝え対し
御遠慮なされし御廉あらせられ候に付
源太様と遊ばされ御名改め遊ばされ度、御伺い出でられ候所御伺いの通り済せられ恐悦右心得申され候

写

一 官名 国名 左衛門 右衛門 兵衛 大夫
近衛 権 允 尉 助 介 祐

右の通都て呼声相禁られ候事、書くに及ばす候条名字附け居り候輩は、早速相改め候様仰せ出でられ候条惣御家中残らず、相触れ可き旨、奥五郎殿御断じ候条面々承知の上兼ての通り屋敷並を以つて、昼夜滞り無く、順達相廻し留まり来る十日迄に東町御役所え相納め候様之れを達し候
九月七日

○ 旧宅使用願

主人石川源太儀今般北海道胆振国室蘭郡支配所に仰せ付けられ、家来其の外有志の徒相募り漸次移住仕り候 御沙汰を蒙り海岳の

大 槻 以 上
瀬 谷 幸 十 郎 健 蔵

聖恩身に余り有り難き仕せに存し奉り候、速に彼地に移住実効相立候様仕る可く候得共、即今非常の困苦に御座候間、漸次移住開拓成就の間、主人家族を始め末々に至る迄旧邑の旧宅

御用地の外、拝借成し下され各老幼等住居仕らせ度存じ奉り候何卒
御仁恤の
御詮議を以つて

御裁許成下され席、懇願奉候

誠恐謹言

己 十月

石川源太家来
板橋 俊次郎 判
泉
実名花押
仲判
実名花押

白 石 県 御 中

右に付附札左に、
移住の間老幼旧宅拝借の義、承置候、御入用の節は転宅同居等申付ける義も之れ有る可き事。

○ 上 書

主人石川源太旧家来一千三百二十九戸の者共北海道開拓仕り萬一も 皇国の御為に罷り成り度、素願の処、今般至仁の御詮議を以て、主人儀北海道開拓御用、仰せ付けられ、家来其外有志の従、相募漸次移住仕る可き旨、御沙汰を蒙り、有り難き仕合せ感載奉り候、然るに先般強て説諭帰農仕ら

せ置き候者共、御座候得共右様御沙汰蒙り候上は、一統発憤激励仕り、辱も旧藩に復し漸次移住為
仕らせ候猶ほ移住仕らせ候ても跡地方荒廢仕らざる様屹度手当仕る可く候、此段共に御届申上候

己十月

以上

石川源太家令

板橋 俊次 郎
泉 仲

白石県 御役所

○ 御届書

主人石川源太旧預伊具郡刈田郡等に住居の旧家来共、先般北海道開拓嘆願の通り仰せ付けられ移住
迄の間、此れ迄旧住家屋敷拝借成下され帯刀の上、惣家中住居罷在候に依て此くの如く御届け仕り
候

己十二月

石川源太内

佐藤 高 記

○ 達書

今般白石県を角田県と御改称に相成り候に付、明後九日知県事初め、官員一同当表に引越し候間別
紙の居家、見分の上、御用に相成り候向は、至急転宅仰せ付けられ候、尤も替り屋敷の義は追て沙
汰に及ぶ可き旨、夫迄の処は銘々申合せ、親類、或は横寄の方え合宿致す可く候、此相申達し候間
夫々に早々申し聞け置く可く候者也。

十二月七日

角田 藩

追て急速其等は相除き申さざるは勿論の事にて兼て心得も之れ有る可く候得共万一心得違の向、
之れ有り候得ては沙汰に及ぶ可き旨、此段も相達し置く可く候者也。

○ 移住に対し救恤の歎願

今般蝦夷地開拓方に付、願はくは、北海道胆振国の内室蘭郡支配仰せ付けられ実以つて山海無量再
生し聖思身に余り有り難き仕合せ、天に仰ぎ地に俯し感載奉候、疎方弱腕の身に御座候得共、一片
の丹心風波絶險を破渉し速に彼地え罷り越し皇国の武威を萬国に輝かし四海一途に帰し萬一も尽力
奉り度すでに東京表より家来の中、彼地え出帆仕らせ帰藩後、即家中共えも申し諭候えは各発憤激
励仕り一日も早く彼地え引移り奉実効を表し奉り度く申出候処、御照察成下され通旧領の儀は往々
水旱の憂え之れ有り、猶ほ更、去年来戦争転封にて、一統疲弊を極め居り候上、当秋に至り田畑類
分外の不熟、彼れ是れ以つて且今寒餓に指し迫り候体見聞に忍びず、縦令強壯有志の者漸次を以つ
て移住仕らせ候ても、老幼婦女輩に至る迄其の所を得、生活の道相立後々一統怨悔無き様仕らせ度
存じ奉り候条、幾重にも出格至仁の御詮議を以て御撫恤成し下され度く嘆願奉り候、右の趣何分宜
しく御執成の程願ひ奉り候 誠恐謹言

明治二年九月

石川 邦 光

按察府 御役所

○ 右に対する御附札

自費を以つて開拓相願候末格別の思食を以て、土地分割支配所に仰せ付けられ、寸切も無きの内御
扶助嘆願の義御沙汰に及ばれ難く候、依て愈困迫の際に至り、県官の検査を受け申出づ可き事。

己の十二月十一日

○ 請書

主人石川源太旧領家来の内、帰農仕り、北海道開拓移住致さざる者も之有る可く、移住致し候者も

致さざる者も、姓名取調べ急速に指出し候様、御達の趣承知奉り候。
今般主人源太儀有り難くも、開拓御用仰せ付けられ、旧家来一千三百二十九人の者共一同感載奉り、
憤発、激励仕り只管、皇国の御為め彼地を開拓仕り度き素願の者共に御座候間、聊か帰農仕り移住
致さざる所有る者一人も御座なく候、右の趣口上を以つて申上候処、書面を以つて申上可旨、仰せ
渡され候に付此段申上候

己の十月

石川源太旧家来

泉 仲

右五日按察府え指し出し相馬藩西健之助殿、受取られ候事

○ 奉公人前の地所自作の儀嘆願

乍恐謹て懇願奉候、私共主人石川源太伊達藤五郎、片倉小十郎旧采邑の内、奉公人前と將し来り候、
田畑は元来微禄の家来共、郷村に土着兵農相兼ね、芝野を開墾仕り来り候土地柄にて、百姓持ち来
り耕耘致し候田畑に候得ば、更に関係仕らざる事に御座候処御差支あらせられず候えは、北海道に
移住の間相当の租税相納め備耕自作仕候様成下され度願奉候、段々高聴に達し奉り置き候通り家来
の者共往々疲弊を相極め方今必至困迫候得共、寸分の食禄も分与仕る可き様御座なく候得共、右奉
公人前の田畑面々手耕耘仕り候はば、聊の作利をもつて生計の一端とも仕り、来春より百人、二百
人、或は三百人と申す様漸次移住仕らせ、年を期し開拓し成功を奏し奉り候様仕り度存じ奉り候間、
毎戸多少の田畑分割仕り来賜より自作の見積り相立て候様仕り度存じ奉り候様深く御垂憐御仁恤
の御詮議を以て願の如く成し下され度別紙調書相添え俯仰懇願候

誠恐謹言

明治二年十二月

片倉小十郎 重役
佐藤 廓 爾
伊達藤五郎 重役
田村 新九郎
石川源太 重役
泉 奥太郎
実名花押

角田 泉 御役所

○ 右に対する御附札

其許旧臣の中何れも此地移住迄の間当泉管轄内の田畑御定則の租税相納め自ら手耕耘至し度き段、
願出の趣右は取扱難筋に候得共、丁壯を除く外、老幼共一時に跋渉成り難く共事態無相聞候に付
此節別紙の通り向ふ二年間、田畑貸渡候就いては武家姿を以つて耕耘するは不都合に付、三所共旧
臣の者当支配地中滞留の間、開拓御用に往来の外一統脱力致し候様嚴重申付けて之れ有るべき者也

二月二十三日

角田 泉

朱印

石川源太 殿
片倉小十郎 殿
伊達藤五郎 殿

北海道え移住の間、田畑拝借の儀願書の趣右は取扱に及び難筋に候得共丁壯の者を除く外、老幼婦女共一時難波の段、格別の詮議を以て十五才以下五十才以上の老幼に、向ふ二年の間別紙割高の通り貸渡し候条、直に定則相聞せられ候様致可事。

一、租税上納の儀は地元村長の指揮に随ば触れ当てを日限相違無く上納致可し。

一、割渡相済候上は村毎一人別、上中下田畑高、取調べ当月限指出可し。

一、北海道え引移り地所返上の節は其度々遅滞無く申出づ可し

一、夫役は指出に及ばず。

一、村民同様諸郡役相心得ふ可し。

但井戸汲さらい其外用悪水、樋川、除湿等の人足は高照りの分指出し可し。

一、検見の節、野帳並に小割帳等は別紙に致し指出可し。

○ 達 書

一、三好権少参事此度北海道御支配所開拓御用係に仰せ付けられ候処各方仰せ付けられ候地所取とも右同人方え天朝に従い諸事御達し之れ有り候間、依ては、諸事右同人指図を得て、都て開拓御用等相伺候上、所置之れ有る可く候也

正月二十三日

儀 部 察

石川 源 太 殿

伊 達 藤五郎 殿

亘 理 鉄太郎 殿

岩 城 數 馬 殿

伊 達 勝三郎 殿

片 倉 小十郎 殿

○ 旧領民に布告御直書

今般支配所室蘭郡に移住手初めの儀に付役員選挙及人員取調べ不日出帆せしむ可き処引帰し居り候ては各の情実も心許なく態々旧邑え立越し見聞いたしたるに段々疲弊の上、凶荒の後、右大事件に手を下し候は容易の事に非じと雖一統勤王有志の従にて一人異議を申候者もこれ無く艱難を辞せざる実効をあらわすの丹心実をもつて感涙に堪えず候、然に最早凍餒に迫る者も問え。これ有り痛心の至り寢食安からず撫恤の策も相立て見候得共、移住自費すら諸家財等迄も売払候上の儀にて力及ばずよんどころなく府県えも直々周旋の上嘆願書差出し候得共、府県にて御非常の折節即今御救助成され難く先づ以つて当分、一家中互に相済し合え衣を分け食物を分けても至す可き段、仰せ渡され是非に及ばざる次第尚ほ亦た奉公人前高の儀は、昨今嘆願中にて近々御裁許もこれ有る可く候得ば、彼是深く斟酌仕り上一統且つ揃つて一和一国の氣と相成、後々共憤発激励し、開拓の大事業成功を早々天朝え達し候、心掛肝要の旨、一統え布告置致候事。

午 二月

旧 領 民 一 統 え

石 川 邦 光

○ 御 届 書

私儀昨年九月中室蘭郡支配仰せ付けられ取り敢えず十月中直々彼地え跋涉移住の目的相立て、一と

先婦藩仕り当春は別紙調の通り人員相移し候に付自ら引卒仕るべき処、追々移住の人数、殊に家内等の手当もこれ有り此度は相控え罷在り、執事の者え委曲申含め何分行届させ候儀に候、然るに數百里引隔て居り心許無くこれにより当年早秋には又御人員を以つて相募り是非跋涉指揮仕り候条、此段御届仕り候

二月十九日
角田 県 御 役 所

石 川 邦 光
以 上

○ 従前の持高え土着嘆願

旧主人石川源太旧家来中、奉公人前高と称し来り候、地所任せ下され度、旧冬中願ひ奉り置き候処、今般御附札を以つて仰せ渡られ候には、丁壯の者を除くの外老幼婦女共は一時に跋涉難渋の段格別の御詮議を以つて、十五才以下五十才以上の老幼え向ふ二ケ年の間、別紙御帳冊の通り、村々の田畑高二百九十貫三百匁（内訳田代二百五十五貫七百文畑代三十四貫六百文）の地形拝借成し下され有り難き仕合せに存じ奉り、早速主人方えも申届、精々評議候、更に当春先づ以つて、五十人跋涉仕まつらせ候処、元来右奉公人高の義は、相当の租税上納候上は多分の潤助も之れ無く候得共、何分手づから自耕耘の老幼を扶助仕り細々數も漸次移住し、自費相立度く存じ奉り候得共、御割渡しの地形一千余戸え平均分割仕候得共家々今日の活計も相立て難く、眼前飢餓に差迫り候外是れ無く、去ながら主人方にて、五千余人の者共に何を以つて扶助仕り、追々漸次を以つて何年に移住と申す定見更に之れ無く北海道開拓、御用仰せ付けられ置候え共去年来凶荒に貧苦窮渴のために勤し王の志くづけ、時勢切迫止得ざる仕合千万恐縮の至に存じ奉り候得共、移住の自費、立ち上り難く候得

ば詮方尽き果て如何様に仕りて然る可き哉、前後当惑の次第斯く

王政御一新の御治世中、毎事件に嘆訴奉り候も畢竟、草莽陪隸の細人共、屢々高聽を汚し奉り此上恐懼の至りに存じ奉り候得共、最早耕耘の節に臨み五千余りの蒼生、口糊の策略も之れ無く、路頭に迷い離散に相及び候義は必然の次第、幾重にも御洞察の上、好生至仁の御詮議を以つて跋涉有志丁壯の外、婦農顯出でし者に父兄等従前の持高え子第土着候様成し下され度嘆願奉り候

明治三年三月八日

誠惶謹言

浅 川 一 民
泉 奥 太 郎

○ 旋条銃相渡され度嘆願

今般私旧家来共の内、北海道開拓方に付兵農相兼移住仕らせ候処第一皇国の為め外患防禦の策專要に之れ有り、夫々武量等も心掛け持参致させ度評議仕らせ候得共疲弊後の今日に及び候ては、外に武備等も相立て申さざる仕合、然に元来西洋兵隊を以つて鍊立て置き候者共に之れ有り候故一昨年冬御点檢に入れ置き候、旋条銃百五十挺相渡され候様御取成し下され度、願奉り候、実は追々移住の者共も余力を以つて、右銃隊、鍊り立て置き候様仕らせ度存じ奉り候条此旨御洞察の上、宣しき様御執成の程願ひ奉り候

誠恐謹言

午 三月

石 川 源 太

儀 部 察 御 許

○ 嘆 願 書

私旧邑伊具郡角田並に刈田郡の内に於て居住罷在候旧家来共、一千七十五戸之れ有り候に付、北海道室蘭郡開拓方一統思い揃い自費をもつて尽力仕

天朝の爲め万一の実効をも表し奉り度く去秋東京表に於いて命じ 後、直に支配所え跋渉仕り一通り目的相立て帰藩の上、態々旧邑え罷越精々評議相尽し候処、御照察成し下され候通り連年疲弊を極め居り候処え去秋凶荒の折節旧家来共持高より租税上納仕り候次第にていやさらに活計も差迫り当春に至り凍餒の者数百人救助願差出も之れ有り痛心の至りよんどころなき情実にて先づ以つて衣を分ち食を分ち等も仕らせ爲当分相凌ぎ候様、夫々指揮仕り居り得共、縦令漸次移住と仰せ渡され居り候ても何を以つて自費の基本相立て申す可きや、追て移住の儀覚束無く存じ奉り候得共、一旦憤発激励の者共決然彼地に跋渉し縦令凍餒に及び候え共、勤勞を奉じ………

王事に死して後ち止むと申し出で候に付、当春丈けは諸家財等迄も売り払い移住仕らせ候徒は別紙姓名調の通四十五人選挙仕り既に出帆に相及び候処、其実効相立候迄は何程憤激仕り候ても二三年を待たざれば期し難き事にて其れ迄何分撫恤仕らざれば成り難く、尚更残一千余も夫々鼓舞仕り置き漸次移住を仰せ渡され尽力仕り候様致し度く存じ奉り是れを以つて古来百姓持高と相違仕り旧家来共寛永年来、年々開墾仕り来り、奉公人前高と稱し候田畑元来千五十九貫四百八十八匁の内只今迄百姓共に立付地並荒地等相除き昨秋より相当の租税上納仕り一千七十余戸の者共、自作耕耘し其潤助を以つて五千七百余口の家内人員生活罷在り候地形七百一貫二十四文の所之れ有り候得共右田畑斗りも漸次移住の間、拝借成し下され老幼を扶助し自費等相立て度く屢々角田県御役所え旧家来の者共嘆願奉り候処、右願書の御附札をもつて仰せ渡され候には、丁莊の者を除くの外、老幼婦女共一時跋渉難渉の段、格別の御詮議を以十五以下五十才以上の老幼え向ふ二ケ年の間別紙御帳

冊の村々田畑高二百九十貫三百文の所、拝借成し下され有り難き仕合に存じ奉り、精々評議相遂げ候処、従来右奉公人前高の儀は百姓高とは相違仕り歩数も相縮まり居り只今迄の持高にても相当の租税上納仕り候ては多分の潤助も之れ無く、何分手づから自耕耘仕り細々敷くも漸次移住の基本をも相立度存奉得共今般御割渡に相成候地形一千余戸え均割仕り候得ば家々今日の活計立ち行き難く、老幼丁壯共一統馴れに差し迫り候外之れ無く去ながら私方にて、五千七百余人の人口何を以つて扶助行届き申し可き定見も更に之れ無く時勢切迫止をえざるの仕合、千万恐縮の至りに存じ奉り候得共何卒好生至仁の御詮議を以つて跋渉有志丁壯を除くの外、父兄従来の持高え子弟等、土着帰農仕り候様成し下され上

天朝に対し奉り実効を表し奉り下は草莽陪隸の老幼婦女等に至る迄生活の道相立て、離散凍餒の患い之れ無き様聖恩に浴し奉り度俯仰嘆願奉候

石川源太
御実名 御花押

儀部寮御許

○ 達 書

一昨年

御点検器械御願の上、昨十二日相戻されし分、左に

一 拾 匁 筒 八挺

一 番 筒 五十六挺

一 ケーヘル

二十六挺

右の道相戻され候事

器什局副長

高橋伊平殿

○ 別紙御帖冊村々田畑高調
奉公人前拝借分

一高十六貫九百文

田代十四貫九百文

畑代二貫文

伊具郡楓賀邑

一高三十一貫七百年

田代九十七貫九百文

畑代三貫八百文

佐倉邑

一高十五貫九百文

田代十四貫文

畑代一貫九百文

江尻邑

一高六貫百文

田代五貫四百文

畑代七百年

小牧邑

一高一貫百文

田代一貫文

畑代百文

神次郎邑

一高三十八貫九百文

田代三十四貫三百文

畑代四貫六百文

岡邑

一高十七貫二百文

田代十五貫二百文

畑代二貫文

君萱邑

一高十五貫三百文

田代十三貫五百文

畑代一貫八百文

花嶋邑

一高三十一貫七百年

田代二十七貫九百文

畑代三貫八百文

横倉邑

一高九貫三百文

田代八貫二百文

畑代一貫百文

豊室邑

一高十一貫六百年

田代十貫二百文

畑代一貫四百文

笠嶋邑

一高十一貫四百文

田代十貫百文

畑代一貫三百文

高倉邑

一高二十貫九百年

田代十六貫四百文

畑代四貫五百文

稻置邑

一高三十三貫六百年

田代十一貫九百年

畑代一貫七百年

毛萱邑

一高十一貫九百年

田代十貫五百文

畑代一貫四百文

木沼邑

一高三十三貫二百文

館山邑

添田龍吉手記

○ 室蘭郡御支配地引請に付往復道中記録

一行氏名

石川邦光君胆振国室蘭郡御支配御引受のため御下向遊ばされ候に付御供立て左の通り

- 一、御家老 泉 潔 殿
- 一、御小姓頭 添 田 竜 吉
- 一、御目付 窪 田 左 仲
- 一、御近習番頭 鈴 木 円 吉
- 一、侍 医 鈴 木 良 察
- 一、御徒目付仮役御道中人馬係 芳 賀 久 三 郎
- 一、御徒歩御小者衆 滝 口 竹 八

右の通りの御供立にて

一、引戸駕籠 卷 挺 氏人足三人

一、道中駕籠 一 挺 氏人足二人

右は御家老衆の分

一、乗馬 三 疋 内一疋用意

右の通り

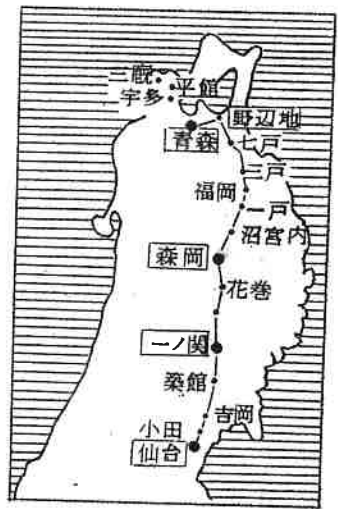
以上

○ 旅 程 表

一、三 概 越 海上七里程 船宿安保幸右衛門
相定めたる道中宿は

- 一、初 日 吉岡 二日目 築館 三日目 前沢
- 一、四 日目 花巻 五日目 盛岡 六日目 沼宮内
- 一、七 日目 福岡 百 目 五ノ戸 九日目 七ノ戸
- 一、十 目 野辺地 十一日目 小湊
- 一、十二日目 青森 十三日目 野内
- 一、十四日目 三概
- 一、箱館よりモロラン迄

- 一、初 日 大野 二日目 鷲の木 三日目 山越内
 - 一、四 日目 長万部 五日目 礼文華 六日目 有珠―室蘭
- 右道割先年より相定め居りたる由。



一、室蘭請負人箱館住人 岡 田 半兵衛
種 田 徳兵衛

一、野辺地船宿 仙台屋彦兵衛手代、初左衛門十月二十五日の予定。
○ 道中記仙台御屋敷より青森駅の間

一、明治二年十月十三日午后五時(夕七ツ時)
御供揃えにて室蘭郡御支配所に御下向遊ばされますに付夜の八時頃仙台御屋敷を御発駕遊ばされ、同夜十一頃七北田町(県)黒川屋久左衛門宅え御着遊ばされ益々御機嫌よろしきにつき右の事情を書状をもつて国元へ申上げた。

- 一、御小姓頭 鈴木 四郎三郎
- 一、御小姓 咲間 金五郎
- 一、御小者 滝 三 郎

右三人御用弁のため御前に罷出で御用弁成し上げた。

右同人衆は見送りのため七北田町の御宿迄罷出で御機嫌伺ひ申上げたに付、御酒頂戴なし下された。

- 一、十四日 晝より雨降
- 七北田駅朝九時過ぎ御発駕、御道中悪路に付新町駅え昼正午過ぎ御着きになり御酒御膳召上がられ間もなく御出立、吉岡駅え夕四時過ぎ御到着、安住屋利三郎宅え御投宿遊ばされた。
- 一、十五日 天気。

殿様には、曉五時の御供揃えにて朝七時頃御発駕遊ばされ、古川駅にて御屋御膳御酒召上がられ、間もなく御発駕、築館駅え午後九時半御到着、本間屋尚吉宅え御旅宿遊ばれた。

高清水より築館駅間にて四十八坂九十九曲り二十四橋七ツ平という所があつた。
一、十六日 半晴少々時雨降

殿様には、曉五時御供揃えにて築館を朝七時頃御出発有壁駅佐藤屋卯左衛門宅にて御昼食召上がられ、間もなく御発駕の所、一の関より泉祐吾罷出で、此度蝦夷地え御下りの御模様承知相成り御行先え罷越しお伺い致しよう一の関田村公より仰付けられし内にて御機嫌お伺いの上直ちに引帰された。

殿様には御発駕一の関え夕四時過ぎ御到着御本陣において暫時御休足遊ばされしがお取調べなさる事あつたので彼是れ御手間取りたそがれに至り御宿りと御取極められた。仍つて従五位様（仙台支藩一ノ関城主田村侯にて石川家とは御血族である）え御機嫌伺い仰せ上げられるため、添田竜吉をもつて、御縮え御取合せ相成りしが。至極お待受けの御様子にて御直々に入らせられますよう仰せ遊ばされしにつき、直ちに御供揃えにて御発館せられた。お供には

泉 深 雄 殿
添 田 竜 吉
鈴 木 円 吉
滝 口 竹 八

右の通りの御供にて表御門御通行御玄関より御上り御番頭、小性頭御先立にて御書院において従五位様御出合の御案内にて、御対面所において御対面在らせられ、御小姓林貫蔵御左右に御付き申上げ御直

々に御奥え入らせられ桔照様御座の間御下の間にて御御熨斗目に着替いられ夫れより御上の間え進まれ。

御惣家様御同座にて御茶御菓子御酒御膳差上げられ御寛ゆりと御饗応を受けられ、御供衆にも御書院御裏側にて御酒頂戴なし下され、その半ば頃、従五位様御目通り仰せ付けられ、御対面所において召出され、御目見え仰付けられたので一同御礼申上げし後再び御酒御膳頂戴仰付けられ夜十二時過ぎ御供揃にて御帰り、この際轎夫を御拝借し殿様には御駕籠にて御帰り遊ばされた。その他御供外の面々に対しても本陣において御酒御膳頂戴した。

一、御到着御用弁のため御本陣え

御徒目付 橘 川 善 助 外二人（田村侯の臣下）

罷出で御世話申上げたるに付、御酒頂戴なし下された。右料金百疋宛

一、御発館の節御案内のため、御足軽二人罷出しに付御酒頂戴なし下された。

一、御到着御機嫌伺いのため

泉 祐 吾、 泉 勇之助、 泉 金五郎

罷出でしに付御酒御膳頂戴なし下された。

一、御着後御内室様より御見舞のため御使者

谷 口 兵太郎

罷出で殿様御席に御機嫌伺ひ申上げた。

○ 十七日 半晴雪飛風

同日朝御小姓頭林貫蔵西田謙助御使者をもつてお礼のため御門送りされた。

一、越 後 縮 巻反
一、御酒御盃樽 式荷
右の通り進物された。

一、清鏡院殿(田村侯御母堂か)え昨日御対面なされざりしたため御見舞として上大芳七帖を鈴木円吉御使者をもつて進められ、且つ昨日より種々御丁寧なる御取扱いなし下され更に御報礼を受けし御礼を同使者より進上せしめた。

一、御本陣御揃一同え贈り物を進められた。

一、御本陣え金三百疋下賜された。

一、御発駕朝九時過ぎ、此節御先立御案内申上げたる御小人目付一人、組頭風の者一人槍頭右三人え御酒代として金巻朱宛頂戴なし下された。

一ノ岡御発駕の上御道中、中尊寺村弁慶堂、光り堂、経堂並に弁慶の撞鐘など御覧ぜられ夫れより前沢手前の立場において御昼御膳御召上がられ夜の八時頃水沢駅え御着、後藤屋治助宅え御旅宿された。

同所において御直書御認められ水沢高野勇五郎方え相頼み、御家老衆書状同断私書状など仙台表え発信せられた。

○ 十八日飛雪

曉四時御供揃にて正明六時水沢駅御発駕黒沢尻橋え茶屋市太郎宅において御酒御膳召上がられ、間もなく御出立、暮六時少々過ぎ、花巻駅え御着、日野屋平兵衛宅え御旅宿遊ばされた。鬼柳と黒沢尻の間に輪川と申す大河舟渡し有り

○ 十九日 曉より飛雪明七時頃晴、夕四時頃より飛雪

殿様には曉四時御供揃にて、花巻御発駕、郡山駅にて御昼御酒御膳召上がられ、間もなく御発駕、暮七時少々前、盛岡城下、八日町久松屋兵衛宅え御着遊ばされ御旅宿された。

○ 二十日 天気良し

此日御供通り諸支度や且つ不快等の者あり御滞留された。

○ 廿一日朝八時頃より十時頃迄雪降

殿様には曉四時の御供揃にて、正明け六時盛岡御発駕、同所より渋民駅迄山坂難使殊に類外の悪路にて同所え昼二時過ぎ御着、御昼御酒御膳召上がられ、間もなく御発駕、同所より沼宮内駅迄もつての外の悪路にて夜の八時二十分過ぎ頃御到着された。

○ 廿二日朝より飛雪昼後時雨降

殿様には曉五時の御供揃えにて正明け六時御発駕、同所より山坂殊に大悪路にて同所御堂村と申す所に北上山と申す神社在り。是れ則ち北上川の元水也。わずかに細溝であつた。夫より小つなぎ駅にて御昼御酒御膳召上がられ間もなく御発駕、同所より一ノ戸駅迄山坂難所殊に大悪路にて、夜の八時少々過ぎ一ノ戸駅西野屋甚助宅え御着遊ばされ御旅宿された。

盛岡久松屋元兵衛方の聞き書左に

一、盛岡御宿り、渋民御昼、此間四里廿七丁

一、沼宮内御寓 四里三丁。

一、中山三里、一、小ツナギ御昼 一里半。

一、オチヤ 一里半、一、一ノ戸 一里半。 一、福岡 三里、御寓 一、金田一 三里五丁。

一、三ノ戸 御屋 一里五丁。 一、浅水 三里半。 一、五ノ戸 御寓 一里半。
一、伝法寺一里廿四丁。 一、藤島御休、三十丁。 一、七ノ戸 御宿り 三里卅四丁。
一、野辺地 御屋等の御宿、五里廿四丁。 一馬門 一里。
里程ノ三十七里半と十一丁也(やゝ不合也)
是より津軽領となる。

○ 廿三日 天气吉暖気

殿様には暁五時の御供揃とて正明六時一ノ戸御発駕此処末の松山より福岡駅迄山坂多く大悪路にて福岡より金田一迄峠二ヶ処有りて、難所也。金田一え昼十一時頃御着に相成りしも人馬遅れしため日処にて御屋御酒御膳召上がられ、間もなく御発駕、三ノ戸の間三の坂と申す難所なり。暮六時少々前三ノ戸駅え御着伊勢屋忠助宅え御旅宿遊ばされた。右は御本陣の由

○ 廿四日 曇る屋後雨

殿様には暁三時の御供揃にて同四時過ぎ三ノ戸御発駕浅水迄の間坂あり五ノ戸の間高山峠有り同処迄路良し、同所え昼少し前御到着○○○幹之助宅において御屋御酒御膳召上がられ折柄雨降となつた。継立間もなく御発駕、伝法寺福島を御行過ぎ三本木駅え暮六時少々過ぎ御着、是より大悪路右駅は継立など合駄であつたが、相応の場所柄であつて同処鎗頭宅において、御少休み御酒召上がられ間もなく御出立、是より大悪路閑道原御通りで夜の十二時頃七ノ戸駅御着、安右衛門宅え御旅宿遊ばされた。

○ 廿五日 曇々屋頃少々時雨降

殿様には御事明六時の御供揃にて八時頃七ノ戸御宿御発駕、伝馬台肝入宅において、御屋御酒御膳召上がられ間もなく御発駕、是より諸所悪路にて暮七時頃野辺地え御着、野坂屋与四郎宅え御旅宿遊ばされた。

殿様御発駕前添田竜吉は、御渡海方手配のため野辺地駅え御先に下り、七ノ戸より一里半伝馬台屋と申す処にて馬継立て、野辺地え昼二時過頃、野坂屋与四郎宅に到着、船宿仙台屋彦兵衛手代初左衛門と申す者を召しつれ渡海場を承りしも、青森の方が良かろうと申したが青森よりは海上四十里程あり雇賃一人前巷両巷歩位の由であつた。同処より青森迄十里(三十六丁一里)ある由

浜町船宿滝屋養五郎

米町末家滝屋利兵衛

○ 廿六日 曇にて昼二時頃雨降大風

殿様には暁四時の御供揃にて五時頃御発駕小湊駅にて御屋御酒御膳召上がられ、間もなく同処御発駕暮七時頃青森え御着米町滝屋利三郎宅え御旅宿遊ばされたが同日は稀れなる寒気であつた。但し野辺地より青森までの間は海岸を御通行されたが山坂も数々あつた。
青森え着所せしに寒さ身にしむあまりに詠める。

家路には木枯のまま打ちながら

いと、身にしむ青森の風

○ 廿七日 暁より雪降三寸余積る

御滞留遊ばさる。

一、衛生兼帯仰付らる。 鈴木善太郎

鈴木円吉

一 御道中会計方加え仰付らる。

添田竜吉

一、青森より箱館迄の御乗船御雇に相成る

船問屋浜町 滝屋善五郎

右同人は世話をもつて、当港より船出し箱館えの便船に付運賃拾五両也、御荷物並に駕籠一挺積入れの約定。

一、御香料金千疋 滝屋善五郎え

右同人此度御乗船御世話成し上げ且つ追々御用弁御頼せられるに付、前書の通り頂戴なし下された。同人宅え

添田竜吉
窪田左仲

右兩人罷越し委細相談に及んだ。

一、青森より御渡海に付三厩迄の先触追、先触出した。

包紙え

下り追先触

覚

一、引戸駕籠 一挺 此人足三人

一、垂 駕籠 一挺 此人足二人

一、乗軽尻馬 三疋

右は石川源太北海道開拓御用仰付けられ仙台表本月十三日出発三陸経路盛岡通り箱館え三厩港渡海船胆振国室蘭郡え御下向に付、駅々人馬滞りなく着尾に預るよう先触相達し処吟味の筋あり、当青森より出帆致すに付其の様に心得ますよう相通し置くよう頼み入る。

石川源太内

明治二年十月廿七日

窪田左仲

青森より三厩迄の

駅々庄屋衆 御中

廿七日昼後海辺御見物に付、竜吉、左仲円吉、善太郎御供にて御出掛けられた。

○ 青森にて調物などの覚え

一、十六枚留の御手入れの事

一、馬具等の事

一、提灯御調整の事

一、筆墨硯調への事

○ 永福丸船頭 龜松

水子 七人

船頭頭 清蔵

但三百石積

○ 青森にて日和待の折柄よめる

一、詔り受けにし君と臣をかし

す直に渡せ海原の神

○ 廿八日 滝屋善五郎

右同人献上左に

一、銘酒 壹斤

一、御菓子 巻折

○十一月朔日 滝屋利兵衛

右同人献上左に

一、喜撰茶 一斤瓶入

一、金平糖 一瓶

○二十八日 半晴半陰

御滞留。

○二十九日 半晴半陰

御滞留。

今二十九日朝御雇船御見合いのため竜吉、円吉、久三郎の三人罷越し、問屋方より案内の者出でられ船え乗移り見分し間もなく帰りし処、夫れより御乗物並に御荷物運送荷物積込致し御取締のため芳賀久三郎を指遣はし置かれた。

但人足の義は問屋方より差し出した。

○十一月朔日 朝晴五ツ半時過ぎより風雨。

今朝御雇船料金七兩二歩御支払頂きたき旨問屋善五郎手代の者、水子召連れ罷越し申出でたるに付渡した。

今朝日御乗船宣しき由、昨夜船頭方より申出で猶更早朝に滝屋善五郎手代の者罷出で、御出帆御宣しき由申出でしに付、その段申上げ一統仕度の上、朝御膳など持上げ最早や船頭方よりの都合を待居りし内、西北より風吹越り雨降りとなり、兎角御出帆御六ヶ敷旨船頭より申出でし由、滝屋善五郎申

出でしため御滞留遊ばされた。

今朝日朝 滝屋 善五郎
日 人 家 督

滝屋 利兵衛

右三人御機嫌伺のため罷出で御目通り申上げた。

一、御肴料金五両也

右は御宿滝屋利兵衛方え頂戴なし下された。これは御到着の夜より毎夜御酒御肴指上げし料金未だ頂戴仕らぬ旨申出でしに付御茶代など兼ねて頂戴なし下されたのである。

一、御茶 一斤 華橋

一、金平糖 一斤

何れも瓶入り。

右二品御宿滝屋利兵衛献上仕つた。

○二日晝より雪降大風八九寸積る

御滞留

○三日夜通し風雪三尺程積る。

御滞留 夕四時頃より金毘羅え御参詣に付竜吉等御供。

一、○四日半晴半陰昼頃より風雪。

同四日日和宣しき模様につ、御出帆御宣しき旨船頭申出し内問屋善五郎申し聞こえしに付、御支度相成りしも、昼後風吹起り雪降りとなり御滞留となる。昼後久三郎の代りに竹八を遣したるに久三郎

は五 阜朝罷出た。

○ 五日早曉より雪降
御滞留、御参詣された。

◎ 青森より室蘭村に至る道中記

○ 六日早朝より飛雪があつたが、日和宣しき故御乗船成されますよう問屋より申出たので、御屋御膳御酒御膳召上がられ午後二時頃御旅宿滝屋利兵衛宅御発駕遊ばされたが彼是れ御間取り三時頃御乗船された。この節御宿より問屋善五郎家督並に御宿利兵衛など浜辺迄御供申上げた。

御乗船後余程手間取りて、夕五時頃御出帆暮七時頃御膳召上がられ夜の十一時頃平館沖御着船、御一泊され、御着後御酒少々召上がられ御機嫌御障りもなく又御供達も揃つて障りなかつたが、相応の風波と相成つた。

○ 七日曉より雪降

殿様には御機嫌別して御障りなくあらせられ、御朝の御膳少々召上がられ、御供通日も同断、一兩人不快の者も出でたるに付、平館駅え御上陸の御吟味にて伝馬船漕出で、昼二時頃平館駅え御上陸北田松治郎宅え御旅宿遊ばされ益々御機嫌よく御昼御膳召上がられた。

一、水主五人え御酒代として金百疋頂戴なし下された。

六日夜平館沖掛りし節
○ 青森の港より箱館え海渡られけるを風波の素直ならねば八日余り待はべり今日帆をあげけるに平館となんいえる沖に 宿りけるをよめる。

○ 九日の日和待つまに漕でてや

浪たひらたて搦まくらせむ。

竜吉

○ 八日曉より雪降

同曉二時過ぎ日和宣しきに付御乗船成らせられるよう船頭申上し由にて水主の者御宿松治郎宅え罷越し申出でしに付、御膳の支度など致され御膳召上がられ曉五時頃伝馬船え御乗組み御乗船明七時過ぎ御出帆、浪平かに漕ぎ出でしか、半里程出帆した処 風吹き越り兎に角御出帆六ヶ敷、矢張り平館村沖に船掛りした。

八日の朝浪平かにして御出帆に付よめる。

○ 名にしあふ波平らにそ漕出でて

うみ路静かに渡る船人

竜吉

同風吹き起り海上不穩雪降り来りければ言の葉あり即ち

○ ききなれぬ波の鼓の打たてて

うをのしらべに雪の舞ふうむ

竜吉

○ 八日九日十日と御滞留

十日夜九ツ半(午前一時)頃、日和宣しきに付御出帆の処二里程漕ぎ出でしか又々北風吹き来り兎に角漕方六ツ敷一里程御戻り宇多村沖に懸る。彼是れ天明となり明け七時過ぎ宇多村え御上陸同処問屋治左衛門宅を御借入れ同所においそ御朝御膳召上がられた。この節御船には左仲、善太郎御留守致された。

八日の夜船懸りし後よめる

海上安全を誓ふ

○ 祈りそよ八百や八嶋の神垣を

うべ波風を鎮め給えそ。

竜吉

海上 述懐

○ 君と臣身はつつかなく浪枕

こころいさましいつかもろらん

竜吉

○ 十一月十一日 晴曇る

今十一日朝明七時頃前記の通り宇多村え御上陸遊ばされお朝御膳など召上がられし内彼れこれ十一時過ぎになりしに船頭方より日和宜敷に付御乗船方申上げしに付、直ちに御支度御乗船、午后一時過ぎ頃御出帆、海上極安静夜の十二時頃箱館港外亀田港え御着船、直ちに窪田左仲、芳賀久三郎上陸の上、品川沖より先着された御家老佐藤小三郎殿等の旅宿を尋ねさせたが、同人初め御家老町田十郎、井上三郎等は十月二十四日箱館え着船大町の宿屋東四郎宅に止宿の処、小三郎、井上三郎等は過る三日室蘭え出立、町田十郎一人止宿罷在る由、久三郎をもつて申上げしが、折悪しく大風吹立兎に角御上陸成り兼ね、十二日未明に御上陸成らせられ、海官所え御届け相成り、御直々に十郎止宿処大町山崎屋東四郎宅え御着御旅宿遊ばれ。御直々に開拓方御役所並に海官所え御着船の旨御届けに罷出られし上開拓方御役所え、

殿様には御届けのため御直々に御出頭に相成つた。

一、伊達藤五郎様（宮城県亘理の館主有珠郡伊達町移住開拓者）、には今十二日有珠より御登りに付、時下御見舞として、添田竜吉御使者として御機嫌伺いをなし、藤五郎様よりも御答札を兼ね

御使者常盤新九郎、村木一学罷出られた。

一、十三日 晴夜八時頃雪降

今十三日早朝御供揃いにて東久世様御屋敷並に岩村大主典え御機嫌伺いに出頭遊ばされた。

一、朝御帰館後御供揃いにて藤五郎様御見舞昼十二時過ぎ御帰り

一、泉 潔 雄

町田 十郎

窪田 左仲

藤五郎様え御機嫌伺いに出向いた。

伊藤 栄吉

橋元 稻六郎

御機嫌伺いに出向いた。

一、藤五郎様（伊達邦成公）御直々に御見舞いたされ御茶お菓子等出され、間もなく御帰りになつた。

一、明十四日室蘭郡え御出発の段鈴木木田吉をもつて開拓役所へ御届けになつた。

十一日夜亀田港え御着船の節祝を含みて読める。

○ 舟の名は永福丸よ鶴松の

かちで亀田に着くぞ嬉しき

御座船は永福丸舟取は鶴松と申す者であつた。

十一日の夜九ツ時（夜中十二時）頃亀

田の港え漕き入れしを祝えて詠める

○ 亀田にもや、着きにけり諸供る

うな路のうさを今日ぞ晴らさむ。

竜吉

一、同十五日夕刻片倉忠七郎様には大洞え御渡海にて箱館表え御着せられし由、橋元鞆六郎御使者をもつて仰せ来られし故御見舞のため窪田左仲御使者をもつて仰せ進められた。

◎ 自函館表、至室蘭村御支配所寓附左に。

一、大野 五里十四日、一、鶯の木 八里半十五日、一、山越内 五里十六日、一、長万部

九里八丁十七日、一、虻田十里半十八日、一、有珠一里十九日、一、室蘭御着六里二十日、

又、

一、大野 五里 一、佐原 九里半 一、海上室蘭村迄 七里。

一、十一月十四日午後三時頃迄雪降

同十四日朝十時頃、御旅宿え片倉忠七郎様御見舞にお出で遊ばされ、間もなくお帰り遊ばされたるに付、直ちに御供揃いにて昼一時頃箱館府御発駕、御道中馬上にてお屋なしにて暮六時少々前、大野駅え御着、益々御機嫌好く平田屋市郎兵衛宅え御旅宿せられたに付、当村役付の者御機嫌伺いのため参上した。

一、十五日朝少々雪降八時過より晴れ又曇る暖氣暮頃より雨降る。

殿様には、正明六時御供揃いにて、大野御発駕、大野より宿野辺迄の間、山路であり、宿野辺駅柳原屋治六宅において昼御膳御酒召上られ間もなく御出発同所より鶯ノ木迄路場よろし、鶯ノ木駅

え夕四時四十分頃御着、越後屋平吉宅え御旅宿せられた。同夜大雨降る。

附け箱館より鶯の木迄の間、路次に雪五六寸程積り、山間には一尺余も積つておつた。

御前様には御馬上、御供通り同様、仍て馬力の即詠に。

○ 駒なべて積れる雪におおしくも

もろらんさして勇むますら男

竜吉

函館より大野え五里 平田屋市郎兵衛宿、

一、十六日飛雪寒風。

殿様には明六時御供揃にて鶯の木駅八時過ぎ頃御出立、落辺駅え昼十二時少々過ぎ御着、相木屋又作宅にて御膳御酒召上られ、間もなく御出立、暮少々前山越内駅え御着、境屋庄兵衛宅に御旅宿せられた。

一、十七日朝飛雪八時頃より天気となり暖氣

殿様には、正明六時の御供揃にて八時少々前御発駕、ユウラツブ舟越え、十一時頃黒岩駅に御着平野屋才吉宅にて、昼御膳召上られ、間もなく御発駕、長万部駅え四時四十分頃御着仙台屋勘之丞宅え御旅宿。

一、十八日暁より雪降にて昼後晴、四寸程積る。

今十八日長万部より礼文華御寓にて御発駕の所、山路には先達てより通行止めとなつておる由に付、船通用となつて居つた処、今日開拓大主典殿御通りに付御一同人馬継ぎ立されぬと申されしに付、何卒御滞留せられます様村役の者申入れられし故、止むなく御滞留せられし処、折柄風波あり、是非なく関大主典殿にも御滞留となりしたため、村役の者申入れしによつては、明日は御同船される様

御宿も御同宿とすることとなりし故、大主典殿御旅宿竹内屋え御見舞に参上され、ゆるゆる御談合など為され暮少々前に御帰りになつた。

関大主典殿は関定吉と申される人で徳川家の旧臣なりと。同人衆附随の者に承りたる腫病の妙薬は左の通りである。

- 一、松の葉を酒にて煮し手にその粕を身体に塗れば治らぬという事なしと。
- 一、アイヌえ御酒下されし処その御礼として、干鮭片身、干水魚三十程献上された故、又々御酒下されし処蝦夷歌など歌えたり。
- 一、十九日疊小々飛雪

殿様には、正明六時の御供揃にて朝八時少々過ぎ長万部より御乗船にて昼二時少々過ぎ礼文華え御着、此間六里半会所柴屋左吉宅え御旅宿せられた。

附り長万部より三里のシチカリと云ふ処迄陸地通り宣し、同所より礼文華迄は人馬通行留めに付前記のとおり御乗船にて御下りなされた。

- 一、水主のアイヌえ御酒下された但七人
- 一、関開拓権大主典関定吉殿、御同宿に付、同夜御談じなされ御酒を出された。
- 一、二十日曉より八時頃迄雪降昼二時頃風雪寒氣。

殿様には曉五時の御供揃えにて、正明け六時礼文華より関殿御同船にて、蛇田え屋十一時頃、御着御膳御酒召上られ、間もなく御出発暮六時十分頃室蘭会所え御着遊ばされた。

- 一、但蛇田より有珠え一里あり有珠より室蘭え六里
- 一、関大主典殿へ御到着後、窪田左仲井上三郎御使者をもつて御到着の御見舞を進上せられた。

一、関大主典殿より御使者をもつて、真鴨一羽、羽白鴨一羽を贈られた。

◎ 支配所受領其の他の施設

- 一、二十一日曉より大風雪寒氣。

殿様には、正明六時御供揃にて関大主典殿御旅宿藤谷良吉宅え、御見舞に参上され、白糸麵五把密柑一台を贈られた。

白老にて

- 一、小岩 篤次郎 小岩 某
- 右は一の関の御家臣。
- 一、齊 藤 某。高 橋 鞆六郎。熱 海 勝。え
- 右は白石の御家臣。

前記二包を会所役人方え指し出し贈られた。

- 一、関大主典殿御出立に付、御旅宿へ御見舞に参つた。
- 一、使掌、モロラン詰西村半三郎殿御用所え出所された。
- 一、二十二日風飛雪あり寒氣強し。

- 白石藩齊藤 某、熱海 勝兩人罷り越し御家老詰所え同宿された。
- 一、使掌西村半三郎殿を御見舞せられ、お茶お茶菓子を贈らる。
- 一、二十三日半晴半陰暖気となる。

今二十三日昼後殿様にはアイヌえ、御酒煙草など頂戴なされし品は、御支配所御着に付左の如し、



モロラン役付四人左に

名主 秀松
 町年寄 良吉
 百姓惣代 久作
 支配人 金兵衛

役七人 アイノ十人左に。

一、清酒五合 乙名 エクンハ
 煙草三包 乙名 ナヘスケ
 一、同 上 脇乙名 ラケ
 一、同 上 惣小使 トウハチ
 一、清酒五合 小使 エヤキネ
 煙草二包
 一、同 右 小使 イタリヌ
 一、同 右 同右 ニシカワ
 一、同 右 同右 ハリキン
 一、同 右 同右 サンケムツ
 一、同 右 同右 サカンリキ

右の通り御旅宿玄関前えむしるを敷き御出何き遊ばされ役付のアイヌ役付は赫縁え座した。

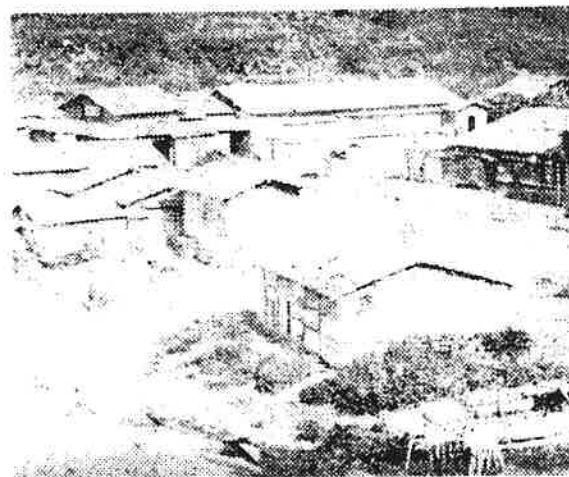
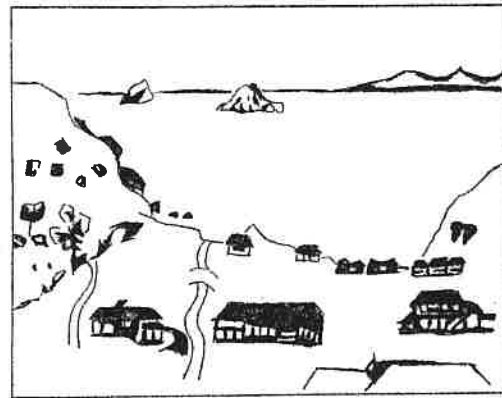
一、同二十三日伊達藤五郎様御用人芥藤雄治殿には、佐原より渡海着帆されたので竜吉使者として御見舞に参上した。

一、二十四日 風雪

同二十四日室蘭郡御引渡されるに付、御用所え家老兩人出頭せよと、西村使掌殿より申し来られしに付、夕四時頃泉潔雄殿、佐藤小三郎殿兩人出頭の上、目録付をもつて書類共並に御役宅等迄絵

目録付をもつて書類共並に御役宅等迄絵図面等一字
 (全部)御引渡された。
 一、同二十四日片倉忠七郎様虻田より当所え御着の由に付、殿様直々に御見舞に参上せらるべき帆、道中疲勞せられしたため直々御見舞成し兼ね、御使者をもつて御見舞された。

右は報告相兼ねこれより、御見舞御使者をもつて仰せ遊ばれた。右御使者には、添田竜吉相勤めた。



一、二十五日 飛雪

今二十五日早朝片倉忠七郎様御見舞のためお茶お菓子等取揃えせられた。
一、片倉忠七郎様御家来

本沢 浩 齊
小嶋 久
齊藤 其玄

右御三人御機嫌伺えに来所された。

一、今二十五日昼十二時頃御供揃えにて、ペケレウタ迄御巡視に出でされたのでお供は
添田 竜吉
鈴木 円吉
芳賀 久三郎

御案内としてアイノ御使一人。

右の通りの御供揃えにて、出でさせられ、旧南部藩陣屋など御覧になりお帰りの節には、左の箇所にて御休みになつた。

一、ペケレウタ永住人 高橋 徳兵衛

右同人宅にて御酒少々召上られ、間もなくお帰りお直々に御用所へ入られ、御座敷にて通り御談合、間もなく暮少々前に会所えお帰り遊ばされた。

一、西村半三郎殿えお酒差上げた。

一、亘理齊藤雄治殿参邸せられたのでお前において酒を出しお相手された。

二十四日は処え記す。

一、泉 潔 雄

町田 十郎

窪田 左 伸

右三人御支配所取締のためこの処え残留されるので、お直書をもつて申付けられた。御直書は左のとおり、

写

支配地惣括申付け候、依て此度町田十郎窪田左伸差添え候条粗忽なく差控ひ尽力致すべく候 以上。

十一月

泉 潔 雄 殿

邦 光

右のとおり御直書をもつて申付けられ洋服一着下賜せられた。
左仲には御綿入一着下賜された。

一、二十六日 半晴風

伊達藤五郎様御用人齊藤雄治殿御門送りのため参られた。

一、殿様には昼二時の御供揃にて西部境界標設置のため出向はれチマエヘツにて少しお休みの上、少時間居られ、暮少し前お帰り遊ばされた。

写

従是東 石川 源 太支配所

胆振国室蘭郡

明治二年己十一月

右のとおり三面え書付けられた。
御用達を勤めた者は、

秀松

良吉

久作

右三人え命二枚づつ下賜せられた。

一、御酒一樽 但し一升入

一、御肴三種 良吉 献上した。

一、酒一升

一、肴三種 良吉

右は御役々え、

一、縮紬一反

一、アタミ細工炭取一箇

西村半三郎殿え賜られた。

○ 君とちに別れたるを詠める。

○ 別れてもまた来る春ぞ真心の

操の竹を逢ふてたつべき

竜吉。

○ 室蘭村より函館道中記を左に

一、二十七日 曇

一、荒巻鮭十本 秀松

良吉

久作

右三人献上した。

一、狐丸むき皮 一枚

右西村半三郎殿より差上げられた。

一金 三枚也 支配人 金兵衛え

右の通り下賜された。

一、干帆立具 百程

右は金兵衛より献上した。

一、西村半三郎殿え参上

一、筋子一皿献上された。

金兵衛

右に付御酒代として

一金一両也 金兵衛え下賜された。

一、殿様には、午前七時（明け半時）の御供揃えにて朝九時頃御乗船、直ちに帆海上安静暮少々前、砂原え御着、船、岡部屋伊左エ門宅へ御旅宿せられた。

- 一、室蘭村より役付惣代として、高平治右衛門と申す者御供申上げた。
- 一、御発駕の節御門送りの面々は、

泉 深雄
町田 十郎
窪田 左仲
役付 四人

右のとおり浜辺まで見送りした。

- 一、二十八日寒気屋後雪夜中迄降り続き六七寸積る。
 - 室蘭村え砂原より町田十郎宛にて井上三郎殿より差出された書面を室蘭役付治左衛門え渡す。
 - 一金 一両也 藤屋良吉え。
 - 一金 一両也 惣代治右エ門え。
 - 一 千疋 水主五人え。
- 右のとおり御酒代として下賜された。
- 二十八日朝

- 一、殿様には正明け六時の御供揃ひにて七時頃砂原御宿御出発された。宿次左のとおり
- 一、かかりま 一、おしら内 一、追分 一、焼山
- 一、赤い川 一、宿のつべ(五里半) 一、こま 一、峠下
- 一、国分 一、手山 一、一ノ渡り 一、本郷
- 一、大野(四里) 一、千代田 一、一本木 一、追分

- 一、宿のつべえ屋一時過ぎ御着御酒お膳召上らる。
- 一ノ関御家中 白縮孫右エ門殿御同宿せられたのでお機嫌伺いに参上。
- 外に、細川 碧。 小石篤治郎外四人御目通りなく御出発、五時四十分頃、大野え御着、平田屋市兵衛宅え御旅宿遊ばされた。
- 一、二十九日 天気暖気。

- 佐藤小三郎。井上三郎右兩人御出発前に出立、箱館表え出向はれ御支配所御受取相成し旨御届け並びに御着届け出で 御旅宿割受方のため御先に遣はされた。
- 一、殿様には明け七時頃御供揃えにて朝八時過ぎ大野御出発屋十二時過ぎ、函館に御着遊ばれたが御旅宿御割合せなく暫時山崎屋え御小休み御待居られたところ、直々に御届けのため、開拓使出張所え出でさせられ御供は、井上三郎、鈴木円吉、滝口竹八
- 右の通り御供立にて、出でさせられ、間もなく御退出又々山崎屋東四郎宅え入らせられ、昼御膳召上られ、夫より御旅宿御案内の者罷出で実行寺と申すえ御旅宿遊ばされた。御賄方左に。

船問屋 大津屋正右衛門
同 蛭子 武平
亀田 某

- 函館にて船待滞留。
- 一、三十日天気屋後飛雪
- 殿様には、明け七時の御供揃にて八時頃

東 久世様 並に
岩村判官殿
広川大主典殿

え御引渡しを受けさせられた御礼旁々御機嫌伺いのため出でさせられ何れも御逢えも有らせられず、間もなく御帰りになつた。

御供左に

添田 竜吉、 鈴木 円吉、 滝口 竹八、

海官所御役人柴沼幸太郎殿え御菓子進上

佐藤 小三郎、 井上 三郎、 芳賀 久三郎

右三人御雇舟手配旁々のため罷越した。

一、殿様には、昼御膳後御供揃にて開拓使出張所へ出でさせられ、広川大主典殿へ御会い、間もなく御退出せられた。御供は。

井上 三郎、 鈴木 円吉、 滝口 竹八、

一、勝三郎様御家老

赤坂 重一郎、 永井 三治、 宋戸 広吉、

右三人過る十一月四日御国元え出立、今三十日朝八時頃大間港より着帆致されし由にて、着後御機嫌伺いのため罷出で、御前において御酒頂戴なされた。

一、勝三郎様にて御支配地下賜されし場所左に。

石狩国の内札幌郡、空知郡両郡の内。

一、安橋様にて、勝三郎様御一同御乗りし由にて、同船にて着帆の由にて左に。

御家老 宇和野 造次郎

氏家 周六

芳賀 久之丞

小野 清八郎 外に一人

岩手山より十一月七日出立、同十九日大間着、東京より早々に罷下りし由。

一、十二月朔日 天気

一、勝三郎御家来 永井三治、宋戸広吉、

右兩人御用向いのため同伴して罷出でした。

一、御菓子 一箱

前兩人共御機嫌伺いのため献上された。

一、東本願寺内 使合司、長巖寺。

右本願寺北海道開拓御用仰付けられ処々道路開拓致候に付境柱を建立することを仰せ渡され、室蘭郡よりもヲタルナイ辺えの通路開拓方取掛りに付、前条打合せのため来られし由申聞えられたので、室蘭郡出張御役人方打合せられ度様相談し致すよう小三郎殿より御談じに付其の通りにお談じされた。

一、大畑渡海舟 天神丸 天力丸、

右船員旅宿大津正右衛門の所にて、御雇せられ、賃一人前に付一両二歩、荷物の分は別に賃はない由。

附り夏分なれば一人前一兩位の割合の由。

一、岩本大主典殿え昼十時頃御供揃いにて出でさせられたが、風邪のため御逢在らせられず御帰りになった。御供左に。

鈴木 円吉、 滝口 竹八

一、英橋様御家来宇和野造次郎、小野省八郎御機嫌伺いのため罷越された。
山崎 十三。

御機嫌伺い申上げた。

一、室蘭鮭 二疋 河合 録三郎殿え。

一、同 右 二疋 山崎 東四郎 え。

右のとおり遣はされた。

一、十二月二日 晴暖気昨夜雨降る。

山崎屋 東四郎

御機嫌伺い申上げた。

泉 潔雄。

右同人弟伺ふ事あり、過る晦日砂原え渡海今二日昼十一時頃着御機嫌伺い申上げた。
実 行 寺

右同寺は御機嫌伺申上げられしに付、御茶御菓子を出された。

一、御菓子 一箱遣はされた。実行寺え。

今二日御支配所御伺い書差出された。

一、片倉忠七郎様函箱え御着の由。

一、三日 雪降寒気。

一、片倉忠七郎様え御旅中御見舞、御使者をもつて、仰せ進ぜられた。

一、密柑 三十個 献上実行寺。

一、四日 飛雪寒気。

一、忠七郎様より御旅中御見舞、御使者をもつて仰せ進ぜられたに付御目通り成された。

一、五日 寒入、雪風寒気。

一、寒中伺い 山崎十三。御機嫌伺い申上げられた。

一、赤坂主一郎、 永井三治、 安戸広吉、

右三人明六日石狩え出立に付御機嫌伺い旁々御暇ごいのため罷出られたので、御目通り成され御手元より、御着代として金六百疋頂戴成された。

一、六日昨夜雪降昼前少々晴、屋後大雪風寒気。

一、七日昨夜より寒風夕方少しく晴。

今七日夕四時頃片倉忠七郎様御旅宿越後屋え御見舞遊ばされ寛々御咄合なされ、暮時御帰り遊ばされた。御供

添田竜吉、

鈴木円吉、

滝口竹八、

極月初めより雪降風のいたく吹き、七日余り続いて凧ぎなかつたので、凧を祈る心を詠める。

○ けふまでは、何日あれしぞ明日よりは

心して吹け函館の風

竜吉。

○ 函館 出発

一、八日 晴暮時頃雪降。

今八日朝八時頃日和宣しき由、船頭申聞けたので直ちに御仕度の上十時過ぎ御乗船、十一時頃御出帆成され海上浪平らかに、大間沖え漕掛けし節、風吹き直り同港え漕ぎ付け兼ね一里半程下りし処、又風向宣しきため大間へ漕出し、夜の十一時頃、大間港え御着帆、御直々御上陸。大間駅淡路屋長右エ門宅え益々御機嫌能しく、御旅宿遊ばされた。

一、金 五 枚 也

大津屋正右衛門、

亀屋武兵衛。

右御両旅宿方諸事御世話されしたため御酒代として頂戴された。日和にて船に乗込み漕出けるをよめる。

○ 今日こそは よき日和ぞよ船人も

ところを風にまかせてぞゆけ

右船中にて。

一、九日 天氣暖。

今九日朝七時御出揃ひにて、大間御旅宿を朝九時御出発、易国間にて、昼御膳召上がられ間もなく御出発夕四時少々過下風呂え御着き。

永井屋伝兵衛宅え御旅宿遊ばさる。

一、大間より蛇捕え一里半。易国間え一里。下風呂二里半。

易国間という駅より乙女の夫人に出けるをよめる。

○ 雪路をも背をい肩おい易国間の

ならわしとてやいさむ乙女等

竜吉。

同じく

○ 乙女らに肩負はれ行く路すがら

さそやちんほのいこく間とあれ

竜吉。

一、十日 朝八時頃より夕四時過迄雨降。

今十日明け六時の御出揃ひにて、朝八時頃下風呂御宿御出発、大畑駅にて、昼御膳御酒召上がられ、間もなく御出発夜の九時、田南辺駅え御着、赤井屋茂作宅え御旅宿遊ばさる。

附り同日雨天に付、御屋所において御供通え御酒下された。下風呂より大畑まで継立てし処、山坂多くあり、大畑より田南辺迄平地、なれとも雪地を踏立てし故大悪路にて継立三ヶ処有つた。

一、十一日 大寒風暮頃より雪飛。

今十一日曉四時の御出揃ひにて、七時頃田名辺御宿御出発、赤川にて暫時御小休み、それより奥

内にて昼御膳召上がられ浜田にて御小休み御酒など召上がり御出発、暮七時頃横浜へ御着、杉山源治郎宅へ御旅宿遊ばさる。

振り田名辺より横浜迄海岸雪路処々に小坂等あり寒風凌き難き程であつた。

一、十二日昨夜より大風雪

今十二日曉五時の御供揃えにて明け七時過横浜御出発百目木村にて暫時御小休みされたが海岸の雪風にて人馬凌難程にて、有戸村に御着屋一時頃、兎に角人馬立すべき様なき旨、名主方より申出でしため御泊りになり御旅宿坂屋素右衛門とせらる。

横浜より有戸迄道のり四十八丁詰にて四り半合村百目木、吹越、有戸となる。
極月十二日の日曉より大風雪のふりければ、海辺の道すがらの寒さ君臣耐えかたかりければ述懐をよめる。

○ 降吹も何かいとわん諸共に

世にいさほしそたつる身なれば

竜吉。

極月十二日の日横浜駅より野辺地駅へ旅行したるに、曉より大風雪のふりて寒気凌ぎ難く有戸といふ村に仮りに宿りたるをよめる。

○ 思ひきや雪の横浜吹越して

かぜの有戸に仮りの宿とは

竜吉。

一、十三日 曉より雪降大風夕方晴。

今十三日有戸駅朝八時過ぎ御出発屋十二時前野辺地へ御着、野坂屋与四郎宅へ御旅宿遊ばされた。

一、片倉小十郎様御家来 遠藤震三郎

右同人義忠七郎様御迎ひのため野辺地え過る十日着したる由の処、大風雪にて滞留され居られし由にて：：：御着の節御迎えに来られ、旁々御機嫌伺ひ申上げ御目通り仰付けられた。

一、十四日 昨夜雪降屋二時過迄風雪三時頃より晴。

今十四日正明け六時御供揃ひにて、朝八時過御出発夕四時頃、御屋所伝馬屋え御着、御酒御膳召上がられ間もなく御出発、暮六時二十分過ぎ頃七ノ戸え御着大塚屋安治郎宅へ御旅宿遊ばされた。

一、十五日 晴暖気。

今十五日曉五時の御供揃ひにて、明け七時少々過ぎ七ノ戸御宿御出発、屋十二時過ぎ藤嶋駅え御着、昼御膳御酒召上がられ間もなく同所御出発夕四時頃五ノ戸え御着、伊勢屋幹之助宅え御旅宿遊ばされた。

一、十六日 曉より雪降り夕方少々晴。

今十六日曉五時の御供揃ひにて、朝八時頃五ノ戸御出発三ノ戸え昼三時過ぎ頃御着、昼御膳御酒召上がられ、間もなく同所御出発夜ノ十一時頃福岡駅え御着米沢屋長吉宅え御旅宿遊ばされた。

一、十七日 曉より雪降る。

今十七日曉三時の御供揃ひにて、五時御出発小松原にて、御膳御酒召上がられ間もなく御出発され夜の十一時頃、沼宮内駅え御着、かき屋治三郎宅え御旅宿遊ばされた。

一、十八日 天氣宣し。

今八日日正明六時御供揃ひにて明け七時過沼宮内駅御出発十一時頃波民駅え御着、昼御膳御酒召上がられ、間もなく御出発。夕四時四十分過ぎ盛岡え御着、八日町久松屋宅え御旅宿遊ばさる。

一、十九日 昼前天氣宣し 昼後雪降る。

今十九日朝け六時の御供揃ひにて、朝八時過ぎ盛岡御出発、昼一時頃郡山駅え御着、昼御酒御膳召上がられ間もなく御出発夜の八時頃、花巻川口町葛屋吉助宅え御旅宿遊ばされた。

一、葛屋 吉次郎

右同人宅は、此後定御宿仰付けられた。右に付花巻三軒頭方えも（都合）手筈段取した。

一、廿日 天氣宣し 大寒氣。

今廿日曉四時の御供揃ひにて、花巻御宿正明け六時頃御出発金ヶ崎駅にて、昼御膳御酒召上がられ、間もなく御出発夕四時頃水沢駅え御着御本陣え御旅宿遊ばされた。

一、二十一日 昼前晴、夕四時頃より雪風。寒氣甚し。

今廿一日曉五時の御供揃ひにて、七時過ぎ御出発、前沢駅にて昼御膳御酒召上げられ間もなく御出

発、夕四時少々過ぎ一ノ関え御着御本陣え御旅宿遊ばされた。

井上 三郎

右同人儀仙台表え、御着の御様子申上べきため二十一日水沢御着後、即ち早人足の御首尾よく夜の八時少々前水沢駅出立、一ノ関泉祐吾方え御立寄り田所御旅宿の都合つくる様依頼し、直ちに出立仙台え登られた。

添田 竜吉

右同人は、御先に談し合ふ為め、水沢御旅宿より御先きに出立一ノ関え赴いた。

泉 祐吾 殿 金 森 宇八郎 殿

右兩人御取扱いのため並に御用弁として参内した。

一、殿様には、夕御膳召上がられし処え、從五位様（一ノ関領主田村侯一石川家より出でられた方である）より御召しがあつたので、御直ちに御供揃ひにて、御登館され、御勝手口より入らせられ、御酒出され、御寛々召上られ、夜ノ十一時頃御帰り遊ばされた。御供は、

添田 竜吉、 滝口 竹八。

一、御本陣にて、御供衆一統え御酒御膳下された。

御土産物左に。

一、アザラシ皮 一枚

一、鮭 塩引 一疋

右は從五位様え。

一、花折昆布 三把

一、鮭塩引 一疋

右御照様え。

一、鮭塩引 一疋宛。

御家令 佐藤東間。

御家扶 西田諭輔 同 二橋宇門。

御侍医 佐々木僊庵 同 小笠原壽庵。

大 佐藤市之助 同 泉祐吾。 同 本間温和

一、金百疋 小従 金森宇八郎。

右は御本陣え御出張になり、諸事御世話成されしため御肴料として下された。

一、金三步也 御本陣方え。弥右衛門。

一、金百疋宛 佐藤小三郎。添田竜吉。鈴木円吉。鈴木善三郎。芳賀久三郎。

一、金一朱也 滝口竹八。

右の通り従五位様より、遠路御供申上しに付、心勞の事を思召され下賜された。

殿様には、御発給の上、御取扱なし遊ばされし御報礼並に御供衆え御酒御膳等下され、殊に御金下されし御礼など御使者をもつて仰せ進じるべきの処、従五位様より別に御使者など仰せ越されぬ故、御使者など進めるに及ばずと、泉祐吾と打合せたるに付、更に御使者等を差出さず同人より宣しく御取斗はれるよう申入れた。

一、泉 祐吉

黒江 金平

右献上の上御機嫌伺いに参上された。

一、二十二日 晴昼後雪降る。

同二十二日 曉四時の御供揃にて、五時過ぎ一ノ関御出發、同処御早駕にて入らせられ、高清水沢にて御昼御膳御酒召上られ間もなく御出發、夜の八時少々過ぎ三本木駅え御着、御本陣三左門宅え御旅宿遊ばされた。

一、二十三日 昼前雪降り昼後晴る。

今廿三日 曉四時の御供揃ひにて、正明六時三本木駅御出發、七北田駅え昼一時頃御着御昼御膳御酒召上られ間もなく御出發、小山菊田にて、小敷く御休足、正暮六時益々御機嫌能く御着邸遊ばされた。

一、御着後

大殿様え御供衆一統御目通り仰せ付けられた。

一、御供衆一統え御酒御膳下賜された。

(註)

此の旅行は明治二年旧曆十月十三日(即新曆十一月下旬)仙台片平町上屋敷御出發同年旧曆十二月二十三日(新曆一月下旬乃至二月上旬)同邸御帰着迄実に七十一日間折柄嚴寒の最中を前古未踏の北海道え旅行され早曉より深夜に亘り主従つぶさに寒風雨雪を凌破しその目的を達成されて帰着されしと雖、途中時に主従共凍死寸前の危機もあり、現在において一昼夜にして往

復することによりこれを窺知すれば想像も及ばぬ苦難をなめられたことを想ふべきである。

道中記終り。

第三章

明治四十四年第七月

七三翁添田竜吉述

添田 龍吉 辛酸 録

一、中興祖添田尾張源勝英は、石川家譜代にして、石川源太有光公始め摂州物律邑に住居せられ、物津冠者と称せられた。同父頼遠公奥州に下向して屢々勲功あり、奥州退治をなして石川郡泉の庄に住居され、仙道七郡を領し石川冠者と号された。此時供奉し。代々石川に住し宿老家たり。慶長七年三月十二日卒去され法号を山額雲露禪定門とおくりなされた。

一、尾張源勝英の子与惣左エ門勝定

天正十八年壬辰、豊臣秀吉公北条氏を討伐するため相州小田原に陳したるが、時に石川大和守昭光公故ありて、遅参されたので、その領地を没収せられ、同年三月石川郡御立退き仙台中納言政宗

公に属せられた。志田郡松山に住居さる。後慶長三年伊具郡角田に移り臥牛館に住せられた。同十九年家康公の大坂御陳に昭光公、政宗公に陪従し参陣されたが此時与惣左エ門勝定君も供奉した。元和三月庚寅九月十六日卒去さる法号月峰道白禪定門。

竜吉君は、右与惣左エ門勝定より十一代の孫で父君は円五郎弥五右エ門、源八、保、源勝躬母君は伊具郡角田磐都嶺八幡宮の宮司吉田日向正の次女円刀自、天保九戌年七月十七日伊具郡角田本郷北町に生れ幼名松衛、欽之允と改名申附けられ又竜吉と改名申附られ、源の常勝と称した。長兄円二郎君天保六年乙未九月五日二才にして早世、次兄良藏君天保八年六月朔日二才にして早世、妹某天保十一年十一月八日一才にして早世、弟拙之助、隣太郎と改名申附られ、泉靖七郎の嗣子となる。松衛八才にして弘化二年二月私塾北岡快信先生の門に入り読書習字を学び十才にして弘化四年五月日旧君幼名、貞力君の相手役申附られ二日隔てに出仕三ヶ年間相勤む。十三才にして旧老君義光公の奥兒小姓申附られ、隔日或は二日隔に出仕し夜番共申附けらる。弘化四年五月より安政三年十一月十五日まで出入十ヶ年間勤続、同月拾五日元服表奥小姓申附られた。元服の同列者は油井半五郎氏後一馬、一条泰助氏後英一郎、泉銀之進氏後善作、沼崎龜治氏と欽之允五名同列也。松衛事八才より十六才の二月まで私塾北岡快信先生の門に入り読書習字を学び、又成教室へ十二三才より月に三―四日宛出席、算術師範安部直衛先生の門に入り学びたり。安政元年二月中佐分利流槍術師範菅野儀三郎良知先生の門に入り修業、安政三年辰十一月槍術目録伝授さる。馬術は旧老君義光公の門に入り修業又西洋高島流砲術は安政三年四月より杉山五郎為親先生の門に入り修業し安政五年三月初段免許受与された。然るに内政不如意と云い奥兒小姓勤務多忙の爲め一月間に十二三日間外受業の暇無き爲め、存分学問え成績を得ず実に遺憾に堪えない。安政三年十一月十五日より表奥小姓

申附られ、万延元年五月六日迄勤続、五月七日より仙台留守居添役申附られ、仙台屋敷詰、慶応元年丑の六月十四日まで六ヶ年間勤続中小倉袴地二反を賞賜せられた。

一、安政四年八月八日

劍槍術及び西洋高島流砲術調練

屋形様上覧仙台川内講武所前に於て此節槍術は初立試合、瀬谷幸十郎俊孝照と添田欽之允、試合次に西洋流調練の節は第二小隊司令士として調練せり。但し役付の服は浅黄木綿筒袖に伊賀袴着用、平士は紺と白の段二筋筒袖伊賀袴着用せり。

一、安政六年末の十二月二日結婚

同藩油井一馬保興氏の長女志計を娶り角田本郷北町邸に於て挙式

一、文久元年九月二十五日仙台片平丁邸に於て出生長男幼名円五郎後欽允と改名、明治七戌年十一月八日祖父母上と竜吉四人にて渡道す。

一、元治元年十月十三日仙台片平邸に於て出生次男幼名助吉円治と改名、明治四年母志計弟卯吉と三名陸前大瀧港より渡道致し、創業當時に付非常に困難に遇ひ開墾に功勞あり、後明治二十六年別家す。畑十余町歩を開墾す、三男二女を挙げ一男一女を早世明治三十二年四月十八日病死す。

一、慶応元年六月十五日

武頭佐役脇番頭兼役申附らる。

一、慶応元年丑の十二月十一日脇番頭兼役被免、成教室目附兼役申附らる。

一、慶応元年十二月二十二日仙台屋敷年始番申附られ、武頭同役緑川権七郎及び表奥小姓鈴木円吉同田村忠平留附山田陽之助同行登仙す。慶応二年正月十日一同下角す。

一、慶応二年七月十三日三男角田本郷北町邸に於て出生幼名長吉後高橋家を襲く。

一、慶応三年卯四月六日

演武所目附兼役申附らる。

一、慶応三年丁卯七月十三日角田本郷北町邸に於て出生卯吉、明治四年志計兄円治三人陸行大瀧港より渡道す、創業當時には非常の困難に遭ふ開墾に功勞あり後滝口家を襲く。

一、明治元年辰の四月朔日

目附佐役申附られ同月四日仙台表の義光公上府に付供方申附られ登仙、四月二十六日屋形様白石御本陣の義光公御機嫌伺として乗物にて出張供方申附られ翌日帰仙。

一、明治元年閏四月二十六日他国出兵二小隊を出し可く仰せられし事

一、明治元年五月二十日

石川源太郎君白川口出陳近習小隊士令士申附られ、供奉、当年は非常の降雨勝之所殊に同日は大雨のため一統至極難渋致したるに午後二時頃雨やみ半晴夕七ツ八分通り白石え着陳し、翌二十一日日々行運した。

明治元年六月十七日郡山本陣出立須賀川え九ツ半時頃着の所邦光君には矢吹駅迄進軍の由に付、夕七小半時頃出立笠石より夜に入り五ツ半時頃矢吹本陣着相連らないし所過般来よりの病氣いや増無念なれども止むをえず翌日郡山え御帰陳夫より垂れ駕籠にて帰角の途に就く患者にて同行者一名あり此際看護及道中取締として滝口新次郎氏附添ふ。すべて始末の上六月二十二日に角田え着き、其後病状快復遅れ漸く十月下旬に至り全快に及び出仕致した。附り此出陳こそ大義明分を誤りたる出陳であつた。

一、明治元年十月

近習兼役申附られ仙台表え用事申附られ同年中に再三登仙した。

一、明治二年巳の正月二十三日

外人応接掛り被申附られた。

仙台表用事申附られ月々両三度宛登仙した。

一、明治二年巳の三月

御旧領の内刈田郡、柴田郡、伊具郡、宇田郡、亘理郡右五郡南部彦太郎様え下賜されたにつき、右地所居住の御家中陪隷、数万人御領内え引取られては食料足らずとも饑餓に、及ぶ外無く、且右陪隷過半は土着にて、地所割りと与え置きし農業を兼営したる者は直々右地所より相当の租税相納め、帰農致させ田地無き分も彦太郎様御家来引移るための支障なき場所は直々居住農商工の内え歸し、生活する様致されるよう願ひ遊ばされし所、帰農願ひ出でし者共は、能々其主人主人より篤と事情をただし、武器刀剣類は、残らず取り揚げ真に農商に帰する者は其のまま御免なさるべきに付戸口員数近々届出づ可き由御沙汰の旨東京より申来たので、右の趣、相守り農商に歸しこれまで通り居住仕り度輩士分は頭々にて名元取調べ陪臣は主人主人より人数調べを成し来る二十日迄に御届するよう達せらる。

一、明治二年巳の三月

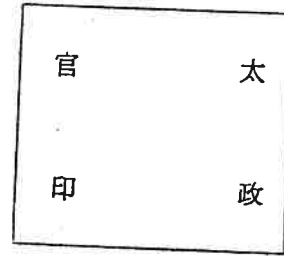
仙台表用事申附られ月々三四度宛登仙す

一、明治二年八月北地開拓の義出願した。

一、明治二年九月十三日

石川源太
胆振国の内 室蘭郡
右一郡其方支配に 仰せ附られ候事

九月



太政官

一、明治二年九月十七日按察府役所え御呼出の上、南部藩引移に付、角田亘理百姓共動搖の筋聞え
る時に付、旧臣役役には取締をもつて鎮撫する様、按察府応掌より仰せ渡されし為め村々え向ふ役
に、出張鎮撫した。

一、明治二年巳の九月十八日

小坂村神治郎村鎮撫方 添田 竜吉、 瀬谷 幸十郎、
出張申附られ 外に御目付役

山家 儀八郎、

外村々出張は略す。

一、明治二年九月十三日

胆振国室蘭郡一郡支配仰せ附けられしに付地所引渡請取の為め

源太郎公には明治二年十月十三日仙台片平丁上屋敷発駕、渡道の途に就かる一行左々

- 一、家老 泉 潔 雄 一、小姓頭 添田 竜吉
- 一、目附役 窪田 左 仲 一、近習番頭 鈴木 円吉
- 一、医員 鈴木 良 察 一、徒士目附兼道中人馬係り
- 一、徒小者兼 滝口 竹 八 芳賀 久三郎
- 以上七名 滝口 竹 八

- 一、引戸駕籠一挺 此人足三人
 - 一、道中駕籠一挺 此人足二人
 - 一、乗軽尻馬三疋内用意一疋
- 右のとおり。

一、明治二年巳の九月

- 一、家老 佐藤 小三郎 一、用人 町田 十郎
- 一、小姓頭 井上 三郎

右三人東京より北海道え、御艦便宜の節乗り込ことを許容される。

巳の九月 開拓使

右官艦便にて御先下り函箱に於て御待ち受け致し居たる。

一、明治二年巳の九月

石川 源太内

高山 恆三郎
高橋 達三郎

右兩名北海道胆振国の内室蘭郡支配仰付られ開拓使方御用の為め請け払い前書名の通り兩人此表え措置候臨時官中え罷出候義も之れ有る可きに付艦札相渡されまます様成し下され度願ひ奉る

九月

以上

開拓使御役所 御中

石川 源太

一、明治二年十月十三日

胆振国室蘭郡支配仰せ付けられしに付開拓使より御引継請取の為め、源太郎光君には一行上下八人仙台片平町上屋敷出発道中無事十月二十六日七時半時頃（午前五時）青森駅え日数十四日振にて到着、青森浜町滝屋利兵衛方え投宿された。尤も短日と云え雨天多き為め道中悪路又十月十七日より降雪あり、特に南部盛岡までは道路は格別の悪路でも無いが、盛岡以北波民より山坂多く殊に悪路の為め一同至極難儀した。十月二十六日青森着、後二十七日より十一月六日午後まで日数九日間滝屋利兵衛宅に滞在同日午後八時（午後六時）乗船した。

永福丸 三百石積

船頭 鶴松

船頭代 清藏

水子 七人 剩

十一月十一日夜宇田村上陸、先え船頭より通知により乗船屋九時半時過ぎ（午後一時）出帆の所、

海上至極安穩にて夜の九時頃（午前二時）亀田港え安着したが何分深更の事故、翌十二日未明上陸し、大町山崎屋東四郎宅え投宿の上、開拓使御役所え御届け致し、夫れより手数ありて、二十三日函館に滞在された。

一、十一月十四日函館出発陸行及び船にて同月二十三日暮二分（午後六時）通り室蘭村え安着、同所え投宿せられた。右安着の儀は直ちに開拓使御役所え御届けされた。

一、十一月二十四日開拓使使掌西村平三郎殿より泉潔雄、佐藤小三郎兩名御呼び出しの上室蘭郡書類及び絵図面等一字（一ちろ川国土全体）

御引き継ぎ渡され、請書差出し滞りなく引渡相済ました。

十一月二十日より二十七日まで室蘭村滞在二十七日明五時半時（午前九時）渡海船乗込海上安静暮少々前、砂原村え安着、岡部屋伊右衛門宅え投宿された。室蘭村より役附密代理として高平治右衛門御供申上げた。十二月二十八日同所御出発同日夕七時七分通り大野駅へ御着半田屋市郎兵衛宅え投宿、二十九日明半時頃（午前七時）大野御出発昼九時（正午）過函館え御安着、漸時山崎屋え御小休み、御直々開拓使出張所え御届のため御退出後実行寺え御投宿せられた。

右御賄方左々

船問屋 大津屋正右衛門

同 亀田武平

一、十一月二十九日より十二月八日まで函館実行寺にて滞在八日四時頃（午前十時）大淵渡海船に乗込み海上浪平らかに、大淵沖え漕掛けし節風向悪しく成り漕付難く、一里半程下の方え漕出し夜の四時頃（午後十時）漸く大淵港に安着淡路屋長右衛門宅え投宿された。

十二月九日大淵駅出発、易国澗、下風呂……大淵より野辺地までは西海岸通路にて極寒吹雪多き折柄故一行一日非常の難渋半凍死せんとした場合も度々あつた。
 十二月十三日有戸村出発、夫より野辺地安着、野坂屋与四郎宅へ投宿された。大淵より横浜、野辺地海岸地帯の厳寒風雪を凌ぎ十二月二十一日一ノ関え御立寄二十三日暮六ツ時（午後六時）仙台片平丁上屋敷え一行無事安着された。

附言 十月十三日より十二月二十三日まで往復日数七十一日間、道中難渋の次第察すべし
 右は旧十一月月中旬より一月下旬に至る極寒の最中なり。

右明治二年十月よりの道中記録別記あり

北海道移住の記

一、明治三年午の正月

仙台城下え公用事登仙三ケ度

同年二月

仙台城下え公用事登仙三ケ度

同年三月

仙台城下え公用事登仙一ケ度

同年三月十六日明七ツ半時（午前五時）揃い角田表出発室隴郡開拓御用の為め、左の人員任命移住の途に付く。

一、開拓執事 明治二年十一月中移住

泉 潔 雄

一、同 執事 明治二年十一月中移住

木 幡 省 左右

一、同 助 勤 明治二年十一月中移住

町 田 十 郎

一、同 助 勤

添 田 竜 吉

一、同 助 監

泉 田 麟 太郎

一、同 助 監

窪 田 左 仲

一、同 副 助 監

緑 川 禎 造

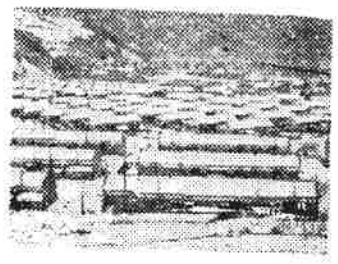
一、同 副助監
 一、同 同
 一、伍 長
 一、同 同
 一、同 同
 一、史 事
 一、同 於途中に病氣
 一、医 生
 一、同 監
 一、小 監
 一、同 同
 一、輕 重方
 一、同 同
 一、商 法使
 一、同 同

手塚

高橋忠六
 渡部又吉
 八卷富藏
 八卷富藏
 桂組 富吉
 坂本定記
 太田常三郎
 鈴木平藏
 鈴木吉三郎
 志伯喜三郎
 根本寧之助
 成沢全治
 成沢全治
 成川七五郎
 桜庭東
 佐藤清五郎
 佐藤幸治郎
 佐藤良吉
 同 妻女

浅野

田川 勇
 逢田 勇
 泉 鉄太郎
 手塚 桂
 浅野 沢三郎
 高橋 矩蔵
 高藤 鉄蔵
 佐藤 鉄蔵
 大寺 周安
 大寺 周安
 佐藤 玄冲
 滝口 新次郎
 高野 広平
 佐藤 多工蔵
 永井 鉄五郎
 芳賀 才吉
 三田 松造
 泉 鉄太郎
 高山 精一郎
 猪井 徳太郎
 猪井 直記



計四十四名

内二名は明治二年十一月中移住す
内沢官艦長鯨丸に乗込四十一名、

内女二人
子供一人
陸行一名

明治三年四月入地者氏名

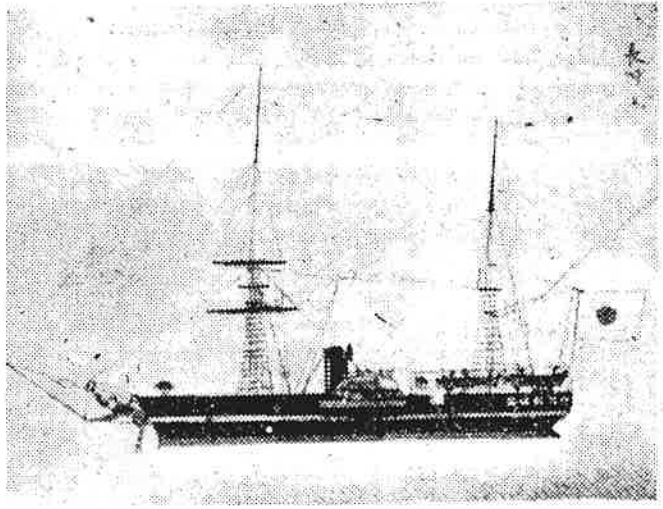
同 摘出子春吉
滝口 新次郎
妻女

一、千舞籠村（今の石川町）。二十七戸

泉忠広、糸川禎造、泉伊織、手塚桂、高橋矩、大寺泰安、
佐藤玄仲、滝口新次郎、本城広平、油井徳太郎、高橋忠六、
志伯常三郎、太田常三郎、成川速水、坂本定記、佐藤多工
蔵、永井鉄五郎、芳賀才吉、渡辺又吉、八巻富蔵、佐藤節
五郎、佐藤幸次郎、根本寧之助、佐藤輪吉、泉吉兵衛、泉
齊、佐藤清、

二、輪西町及びボンナイ村（今の知利別町、本輪西町、幌萌
町、）十七戸

木幡省左右、添田竜吉、町田十郎、泉麟太郎、窪田左仲、
田川躬、大浪平左右門、逢出勇、浅野沢三郎、高山精一郎、



猪狩直記、鈴木平蔵、桜庭東、三田松蔵、成沢金治、鈴木吉三郎、荒木寛三郎、
右の内荒木寛三郎は、先に幕府の在住屯田兵として千舞籠にいた者であるが、石川家の支配下に服

するといふ条件で移民の中にくり入れられたものである。
なお当時の区劃割は、輪西村の中には、いまの輪西町、東町、知利別、中島、水元高砂、高平の

各町が含まれていた。ボンナイ村といふのは、今の本輪西町の西半分で駅のある附近から日石油
槽所の背後に当る高台一帯をふくむ地名である。
第二回移住者は七十七戸三百人であつたがその後事故の起つた者六十一戸二百一十一人（内男百二

十一人、女九十人）をまとめて角田を出発したのが明治十四年四月七日である。
それで船便がないため数日石巻港に滞在し、同日十四日漸く下潜ヶ浦から汽船住ノ江丸に乗つて、

一路室蘭に向つた。幸い海上穏かで、十六日の午後四時頃新室蘭に上陸し、同夜は一泊、翌十七日
からそれぞれの移住地に入地した。

この第二回移住者は千舞籠村（石川町）に二十四戸、輪西村（本輪西町）に七戸、塵別村（知
利別、中島町）に三十戸と別れたが、チリベツ村に入地した三十戸の指導的立場にあつた高橋辰之
助の孫に当る高橋栄作氏が知利別清滝不動尊の境内に一家を構えている。

右人員出発に付き見送りの為め角田江尻村諏訪堂まで有志の面々出版見送相請候
惣御家中一統なりのせん別金

金拾五両三步二矢と代三百文もらひ請けた。
右金員は室蘭着の上分配せられた。

右四十一名三月十六日道中無事山台片平町上屋敷え安着、同月二十五日まで滞在、二十六日寒風沢

港え出発、同所より官艦長鯨丸え乗込み出帆函館港え立寄り四月六日室蘭郡室蘭村沖え安着の上同日より上陸す。同官艦にて伊達邦成君移住民一同も乗込同所より上陸伊達村え漸次陸行移住した。

明治三年午四月六日

一、明治三年四月九日より室蘭村千舞籠村え地所割渡しに従事漸次開墾に着手致した。

一、明治三年午四月室蘭郡輪西村字ボンナイ崎海岸え塩汲場新築に着手した。同年九月まで試業せしも九月十八日の大暴風雨の為め大損害を蒙り再興の資力なく終に廃業の止むなきに至つた。

一、明治三年午四月二十八日

願書

一金 三十兩也

右の通り拝借成し下され度願ひ奉ります。実は開拓向諸道具並びに塩汲み場開発え取掛りし事は、内実申し上げし通りにて指し当り右入料千万指し迫り金二百兩拝借成し下され度願ひ奉しも御金繰あらせられざるに付、此度は前書の通り拝借成し下され度、上納の儀は当七月迄に塩汲場取揚金を以つて延引なく、上納申上べきに付右高拝借成し下され度奉奉ります。以上

石川源太内 泉

麟太郎 実名

明治三年四月二十八日

静修堂御中

石川源太殿 静修堂

其の御許扱室蘭郡の内え塩汲み場開発のため金三十兩拝借の儀願書指出され候所当節会計御非常の折にはあれど、何様にかお金繰を以つて願ひの通り拝借成し下されるに付計部局え承合請取る様御心

得あるべし。

午四月二十八日

一金 三十兩也

但し主人源太支配室蘭郡開拓向を始め塩場取開き入料沙流郡開拓え御入料の内より右高拝借成下される旨御下知された。

右の通り仰せ渡され候品は前書の通りに付右心得らるべし。以上

石川源太内

泉

麟太郎

判

午四月二十八日

栗野開拓主務判

同月同日

右の通り金子拝借の上、輪西村海岸字ボンナイ崎(今の本輪西町二三一番地)え塩場新築し、旧盛岡藩取扱の節用いたるエトモ村に在りし品を借受け明治三年五月より九月まで塩製造に着手したるが同年九月十八日大暴風雨の為め右塩場に大破損を被り終に廃業の止むを得ざるに至つた。附ては塩製造高凡四斗入にて四―五千俵製出した。

一、明治三年午四月中

室蘭幌別境界

フシコ、チリベツ川(アイヌ語)中央より南は末の二分ウスグバウス海中の大岩石、中央を以て境界と定められ、北はワシベツ山奥丑の二分に当り見通しと定められ、当三月中更に境界に仰せ渡されしところ山中境界幌別側にて相違の申強りしに付沙流郡えは泉潔雄、泉麟太郎兩人これを伺の為め

出張し箱縮えは添田竜吉名主秀松百姓代勇作右三人出張した。伺書は左記のとおりである。
 一、西室蘭郡、東幌別郡境界の義は是までワシベツ川を以て境界となし来りし所当三月中從御天朝様更にフシコチリベツ川（アイヌ語）中央を以て双方境界と御取定め下され、同所より南方海岸辺は未の二分に当りウクスバウス海中の大岸石中央を以て境界と相定め仰せ渡され早速御請申上ました。北の方、山中は矢張、前同所川中央よりワシベツ山奥丑の二分に当り、見通しを以て境界と御取極仰せ渡され其節は山中積雪に付、消雪後境界相定むる様申上奉りし次第にて、此度室蘭郡幌別郡双方御詰合様方成され御出張並びに、百姓村役人共罷出で、当三月中御取定下されし通り室蘭郡にてはワシベツ山奥丑の二分に当り、見通しを以て境界と相心得居ました所、幌別郡にてはワシベツ山を以て、境界とする趣なるが然らば室蘭郡にては海辺は漁業場所減少する上尚ほ山中も相違し山海共に減少し家材船具等も伐木すること出来難く一同難渋の次第なれば右に付御時節柄願上奉ることも深く恐入りますが御照察成し下され右ワシベツ山奥より、ノポリベツ山見当丑の二分に当り見通しの境界に成ります様願上奉ります。何卒御憐愍の御沙汰をもつて右願の通り仰せ付けられます様成され度恐れながら此段書附をもつて歎願奉ります

以上
 室蘭村百姓惣代 徳兵衛印 高橋
 室蘭村百姓 代 勇作印 山中
 同 年寄 良吉印 藤谷
 同 名主 秀松印 山崎

午 五 月

写

東 幌別郡

西 室蘭郡境界取極の義申上奉る書附

一、県道通フシコチリベツ川東幌別郡西室蘭郡双方境開杭有りしもフシコチリベツ川中央を以て境とし夫より未の二分に当り海岸通りの境は、ウスクバウス海中の大岸石をもつて双方境開と取極ました。
 一、山の方の境界はフシコチリベツ川中央よりワシベツ山奥丑の二分に当り見通しを以て境界と取極めました。

一、領分地名左の通

ウスクバウス、フシコチリベツ、モイワ、ワシベツ、山奥丑の二分に当り見通し

左室蘭領
 一、ウクスバウス、フシコチリベツ、モイウ、ワシベツ、山奥丑の二分に当り見通し。

右幌別領
 右は今般室蘭、幌別向郡境界更にチリベツを以て御定め仰せ出られしに付、私共罷りいで承知仕りました処相違無く存じます。

猶境界此末違論の義誓つてありません仍つて連印書附を以差中奉ります。 以上

幌別
 同 シ克蘭ケ
 同 バウンテ
 同 キロリカタ
 並小使 エンクテ

明治三庚午三月

御立会

黒 沢権太主典 殿
 浅山 太八郎 殿
 仙台御藩
 戸 沢 精一郎 殿
 石川源太様御内
 泉 潔雄 殿

町田 十郎 殿
 片倉小十郎様御内
 小嶋 六 殿
 斉藤 基 殿
 熱海 勝 殿

写 伺 書

主人石川源太支配地胆振国室蘭郡、片倉小十郎支配地同国幌別郡、境界は従来トシベツを以つて定め置かれ去る十一月御引渡されし所当三月チリベツを以つて、境界更に相定められる旨仰せ渡され御何方、御立会の上フシコチリベツ、川中央より南は末の二分に当りウスクパウス、海中の大

岩石中央を以つて双方境界と相定められ其節
 海岸の境界は御改めに相成りしが折節山中積雪故、消雪後相改める事と申上置しに付、今般片倉小十郎向方、ならびに主人何方出張相改めたれば別紙写図面の趣を以つて、小十郎何方佐藤廓爾等申来しに付当三月中相定められし、間々相違の段品々談判に及びましたが、香に私意のみ申強かり、更に承引無く止むなき次第であります。全体室蘭郡の義は近隣にて第一の難所にて、加ふるに漁業場も減じ、従来山林の義は冢材、船造具等伐木の場所も無く殆んど難渋致しおりし所、別紙写の通り境界更に定められますとせば諸材伐木等の潤助も有れば生計の一端とも仕り度存じ居りし処、写図面朱筋の通り小十郎向方にて違論に相及びては、此上百姓土人一同窮迫する事にもあれば、別紙証書の趣を以つてワシベツ山奥丑の二分に当り見通しノポリベツ山を限り境界に仰せ渡されます様成し下され度御願致します。斯く御用多々ありては至極恐縮の至りに存じますが一同歎訴の条見聞

惣小使乙名代	ハケレ
幌別郡百姓	助三郎 印
同永住人	金蔵 印
同通辞佐役	丑太郎 印
同世話方佐役	永蔵 印
室蘭郡並小使	サンケムイ
同	サカンリキ
同百姓	直 作 印
同百姓代	徳兵衛 印
同名主代	勇 作 印
脇乙名	ナヘスケ
	山 中
	藤 谷
	高 橋

に忍びず至急宣しく御裁判成下される様別紙写相添同奉ります。以上
午五月

開拓使御出張所御中

石川源太内

添田竜吉印

写

仙台藩石川源太内添田竜吉義別紙の通伺い出でましたので早速宣しく御裁判成し下さる様お願い致します。仍而別紙写相添えお願い致します。以上

午五月

仙台藩開拓掛り

庄司官喜印

開拓使御役所 御中

外に絵図面添右何れも写し相添い、添田竜吉義開拓使御役所え出頭指出たるに庶務掛りにて御請取られただし絵図面の義は写略

午五月十日

御届書

私儀要用有り過る七日出函、滞在致し居りましたが、今十三日勇弘郡え御用の儀有りますので御印鑑相納めます。此段御届申上ます。

永井鉄五郎

右鉄五郎義要用あり当分滞留致します。よつて此段共御届申上ます。

午五月十三日

石川源太内

添田竜吉

開拓使御出張所 御中

右の通御届の上五月十三日砂原村より渡海を同十七日勇弘え着浅山太八郎殿え差出しました。

写

石川源太支配地室蘭、片倉小十郎支配地幌別の義当春境界相立てし処、其節山中の分見通しを以つて境界申渡したる所、此節不都合難波の趣き尚又願出有に付、如何様の訳柄か、其許地え出張致し双方申分きらびに実地檢察致し取調申出すべく此段申達します。

午五月十二日

開拓使印

勇弘詰 浅山太八郎殿

右の通御用状の段太八郎殿より御談に相成りし処、此節幌別佐藤廓爾義も勇弘表え来る様開拓使より御達しに付、同道致し同浅山殿え面会致したるに、同人義演舌にも、最前右境界の義は双方熟談の上証書の通り相定める事に取極め致したので此上すべて違論無き様達し、尚更、右の趣竜吉にて相達しました。

一、境界方に付五月十六日よりチリベツえ出張せし所折節不天気続きにて漸く十七日に山方え出張其後二十二日に出張致したれば又ぞろ違論の筋出来、同二十五日勇弘郡え伺の為め泉潔雄出張二十九日帰郡した。

一、六月十二日沙流郡詰本番開拓主務同附属金頂常え進殿出張、フシコチリベツ、川橋中央より南は未の二分見通し、北は北の二分見通しと申事に御取極め相成り翌十三日より同所え出張したが不天氣続きにて十七日帰役所した。右にて中止した。

一、明治三年七月上旬に至り、石川源太移住遷延の故を以つて室蘭郡支配を免ぜられ移住の人員は、伊達片倉両支配管轄に仰せ付けられる旨御達しに相成り驚愕慥感措く所を知らず、落胆甚しく当初の素志水泡に属するの止むを得ざるに至つた、当時竜吉義は六月下旬より悪疾の、ひぜん、に罹り平臥引籠り中と云え、殆んど困難に立至りしが止むを得ざる次第、就ては十一月下旬に至り軽快に趣きし為め実弟泉麟太郎に助けられ登別温泉え同行、三週間余入浴十二月中旬に至り格別快方に趣きし故、帰村の上旧土人両人を雇入れ、勇払郡小糸魚村白嶋万吉方え出張、同家の世話を以つて鹿猟に従事し明治四年三月迄相応の鹿猟獲在り三月下旬に帰村開墾に従事した。

一、明治四年五月十八日官城郡伊具郡角田表に出張、志計事二男円治、四男卯吉両人を携え陸行大洞越え渡道し函館え着、夫より砂原渡海室蘭村え七月十一日安着した。同行者浅野惣治氏家族外数名あつた。移民は家族を迎い土着の決心を固むるに至つた。

一、明治四年十一月に至り又ぞ勇払郡小糸魚村白嶋万吉方又は日高国沙流郡等え赴き鹿猟に従事し、肉は食料に供し皮は剥ぎて之れを箱籠に馬にて送り売却し以て生活費にあてた。尚当時使用した銃は米國舶来シナイドル銃である。

同五年三月下旬に相応の鹿、猟獲あり帰村開墾に従事された。

一、明治五年壬申四月開拓使より南支那の移民を以つて

紙規則の通り米、塩増下され猶ほ又、農業出精致すべき旨申達しられた。

写

片倉 小十郎

此段格別の御詮議を以つて其方並びに石川源太旧家来共移住の面々え開墾扶助三ヶ年の間別紙規則の通米、塩増下され猶ほ又農業出精致すべき申せられた。

開拓使

壬申四月

規則

一、十五才以上 金 二歩

米七合五勺、塩増料一ヶ月

一、十四才以下七才まで 金 一步二朱

米五合、塩増料一ヶ月

一、六才以下 金 一步

米三合、塩増料一ヶ月

右の通相定められた。

壬申四月

右に付明治三年四月以来五年四月まで艱難辛苦せし功勞空しからず漸く愁眉を開くに至つた。

一、明治五年四月

添田 竜吉

舎長申附ける。

一、明治五年九月に至り一同協議の上泉麟太郎を旧国宮城県下伊具郡角田え派し、邦光君の末弟光格君を北海道え移住の件歎願に及びたるに大いに賛せられ光格君十二才の十二月麟太郎と共に本道に渡船され、専ら開拓の業を督せられたので、明治三年以来移住の旧臣も或は帰国し、又他え転住して此時戸数僅に四十一戸に過ぎなかつたが、大に喜び一層開墾に尽力するに至つた。

一、明治五年十一月二十一日五男壬五郎室蘭郡輪西村字わにし十二番地に於て出生後栃内家を襲ぐ。

二男三女を挙ぐ。

同人は明治二十九年七月札幌農学校を卒業農学士となり三十年三月より北海道庁に奉職し、同三十四年より拓殖課長として奉職、四十年五月に至る、四十年五月以来大正二年に至るの間樺太庁技師として拓殖課長、水産課長、農事試験所場長、種畜場長等を奉職し、官等は高等官三等位階は従五位勲五等俸級四級俸（年額二千二百円）四十四年八月現在である。

大正二年三月依頼免本官同時に二級俸（二千七百円）に昇級、即時に南滿州鉄道会社産業係総主任として招聘され四月二十日渡満した。

一、明治六年二月

光親君東京え習学の為め上京此際緑川順造随従の上、慶応義塾え入学せられ、明治九年三月一部学科を卒業され帰北、同年四月十九日函館小学教科官費生と成る。

一、明治六年會の四月より室蘭郡室蘭字トツカリムイより札幌までの県道開鑿に着手、同七年十一月落成した。

一、明治七年申戌八月十五日室蘭郡輪西村十二番地宅出発千舞窟村滝口家え一泊の上、長万部村尾針

角衛門方え着き、同宅に三十日まで滞在同日出発、陸行九月一日函館地蔵町三丁目新兵衛宅え着き止宿滞在五日青森え出帆海上静穩同港浜町佐藤治郎右衛門宅え止宿、六日出発九月十七日道中無事角田北町旧宅え安着した。夫より諸事整理相付け、十月十六日父母両君円五郎竜吉と緑川順造、塩田清三郎外に途中まで百松同行、出発帰北の途に就く。十月十七日宮城県根岸下屋敷義光君え立寄り時候同の上十八日出発十一月三日青森港え安着、同港より弘明丸に乗込み同日夜函館え着、止宿同港出発森村を経て辛未丸にて室蘭港え八日着、直に輪西村え小廻の船にて往復滞在日数八十六日振にて安着した。内伊具角田滞在二十八日也右道中諸雑費

金 六十八円十三銭九厘也

外に生活費金七十円〇六十三銭七厘携帯の全員あり。

一、明治七年十一月八日

宮城県伊具郡角田町鎮座

磐都嶺八幡宮御分神を輪西村鎮守八幡神社え勤請し奉る。

添 田 竜 吉

一、明治八年三月

北海道庁より養蚕事業を奨励に相成り同年四月信州田嶋武平製造の蚕種数十枚を、輪西、元室蘭、千舞窟の三ヶ村え貸付に相成り、同六月掃立飼育し好結果を得たり同年より桑苗木移植奨励に相成苗木代金貸付せられ野桑苗木買取桑畑五段歩移植した。同九年より年々掃立枚数を増し以後毎年継続明治四十一年に及ぶ其の後時勢変遷に従い蔬菜耕作販売するに至り努力相突廃止した。当時室蘭分署長は細川磐氏なり。

- 一、明治八年四月北海道庁より杉檜苗木下賜せられ植樹した。
- 一、明治九年十二月四日自家産繭の優等なるを以て手当として金七十五錢及褒詞を受けた。
- 一、明治十二年三月三十一日室蘭郡輪西村十二番地に於て長女ハル出生三重県野呂市太郎え嫁し三男三女を挙げ夕張郡長沼村字新角田に移住した。
- 一、明治十二年十月八日室蘭郡字母恋岐道修繕費の内え金一円寄附木盃一個下賜せられた。
- 一、明治十二年十月十五日

父保勝躬君永々病に罹られ終いに薬用効なく卒去せられた、行年七十一才 辞世に、

床の間に詠めし花もいつしかに

ついに手向の水のうき草。

一、明治十二年村民一同冬期の徒食を考慮し実弟泉鱒太郎と相謀り、製水の業を起し、明治十九年まで盛んに阪神地方へ輸出を為したが、明治二十年十二月三十一日製水伐八蔵百坪火災に罹り出火焼失に及びし為め終に業務縮少の止むを得ざるに至り、明治二十一年以来室蘭郡需用に限り製造し同三十六年まで継続営業せしも同年に至り敷地を含め三十四町歩の一団地を米国インターナショナル・オイルゴンパニー石油会社タンク設置場として売却(当時十勝出身の喜多見福一氏、浅野清氏(同年移住者で本輪西町に現住し本年八十八才で健在である)指導者であつた)せられたため、水利権は使用可能なるも徳義上これを無償で放棄して、廃業した。右土地は小樽板谷氏を経て現在の富士製鉄本輪西社宅用地である。

因みに当時の製水高は不詳なるが年産約七百余屯位宛でありこれを帆船にて遠く大阪神戸方面に積出したものであり。今尚ほ阪神地方にて天然氷の事を輪西氷と称しつづつある処がある程有名であ

り、未だ白老沼、五稜廓氷の出廻はらざる以前のものである。

当時の幹部は同藩士で同年移住者の孫に当る浅野清氏と十勝より来られし喜多見福一氏であり、浅野清氏は今尚ほ八十八才の余生を健康で本輪西町に送られ、又喜多見氏は数年前八十才近くで逝去されたが清水町周辺の大地主で長男英一氏は現在市内中島町で商業に従事され活動中である。

製水場の大きさは現今の本輪西町

番地(富士鉄配給所及其その前の運動場辺)一町歩と同町

番地(今の本輪西劇場うら辺)約三反歩位)をコイカクシ川より引水貯水場を設け深さ一丈余とし夏は鯉、ヤマベ、ウナギ、などを飼育し各十二月初旬より二回位凍結させこれを一旦切り流して汚物落葉等を放流して後本凍氷に移らせ、本漸氷中は毎日降雪毎に全部これを掃き清み絶対氷内に雪を変えない様に処置するものでこれが最大難事であつたとしその後大寒中に数回氷らせては一定高さに氷りたるを切り取り再三反覆収納しこれを一旦傍らの貯蔵庫に入れ更にこれを馬糞にて海岸の貯氷庫に運び海岸に機橋を架し(海は遠浅で約三丁位干潮し魚貝うに、なまこ、昆布、のり等を産した。)帆船にて積出したものである。この事業は明治十二年より三十六年迄続きその当時の農漁民中より各季出かせぎのもの白老町より遠く長万部に亘り数百人の人々来集し働いたので製氷そのものの収益は疑問であるが当初の目的である冬季授産の事業は成功したものである。当時は製氷上を歩くには菓製の「ツマゴ」の下に「カンチキ」と称する三本の鉄鉋を着けたものを用いたが動作は勢い鈍いので当時幹部であつた浅野清氏は自ら先頭に起つて一時的ではあるが、裸足のまゝ氷上をかけ廻り熱湯を注ぎて氷の厚さを増量する作業を行い衆を激励した。又竜吉君の妻女志計子は在住の妻女を促して餅、団子、まんじゅうなどを手造りなし自ら他の妻女と共にこれを約一里離れたる製氷場に持参しこれら寒中に働く人々に与へて慰安につとめた。

竜吉は自らも早朝より一日二三回現場を見廻り夜は浅野氏等の報告を受けてこれが精算をなしこれを終了するまで夕食のハシを採らず志計女もこれを援け又嫁女である長男欽允の妻恵喜子（同藩浅野惣治翁の長女で清氏の姉）も亦数人の子女を掬育し日中は自ら欽頭として十数町歩の農圃に農夫と共に働き、夕方胃集して来る毎日数十人の製氷夫の家族に対し、別棟の倉庫に往復し自ら米塩味噌を分割支給しこれを一々竜吉君に報告して早朝より夜遅くまで精励された。

一、明治十三年八月子女授産の目的を以つて有志と謀り漁網製造を室蘭町に設置し明治十七年九月まで継続営業した。当時当町全般に亘り天然の漁巢であつた。

一、明治十三年十二月より同十七年十一月まで室蘭郡郡総代に当運動続した。

一、明治十四年三月実弟泉麟太郎義石川光親君随従の上宮城県伊具郡旧臣其他の有志戸数六十一戸人員三百二十八人を率い同四月十六日官艦にて室蘭郡え着き上陸の上元室蘭、輪西、千舞壠三ヶ村え分移住した。

一、明治十四年八月

天皇陛下御巡幸に付石川家旧臣移民の内より壮丁四十名御車挽き被命幌別郡鷺別村御小休所まで御出迎え夫より室蘭町行在所まで御車挽き相勤めた。（当郡惣代として輪西村外二ヶ村より添田竜吉氏推選され壮丁四十名を率い供奉したり。）

附り服は紺木綿筒袖同股引着用した。但し人夫一人に付金七十銭宛下賜せらる。

当時行在所は室蘭町札幌通山中萬治郎宅（今の泉町）
明治天皇聖蹟碑のある処）

竜吉義は当時郡総代就職中に付幌別郡境まで御出迎申上夫より供奉した。

これより先、竜吉、欽允等先頭となり室蘭郡旧移住者壮丁婦女数百人を集合し当時の札幌通りであ

つた、泉町行在所より御前水の坂を経て旧道筋を鷺別御小休所（今の田道で駐在所附近の明治天皇御駐在所の碑のある処）約三里近くの道路の改修に当らせ、又夜はアイヌ漁民をして差網漁を供覧に供せしめた。

一、明治十四年十月札幌連合共進会え繭を出品し三等賞金三円五十銭下賜せらる。

一、明治十四年十二月二十八日

室蘭郡常盤学校室蘭分校資金の内え金一円五十銭寄附し木盃一箇下賜せられる。

一、明治十五年四月中函館在七飯試験場より桐根苗払下げ相請け、同二十四年まで桐苗の繁殖を計る。

一、明治十五年四月より廃物利用内地より輸入防止の一助とも相成り需用供給上鑄物場を設け日用器具の製造を為す同十七年四月まで継続した。場所は今の本輪西駅前二三一番地内である。

当時の製品で現在するものは次の通りである。

(一)、青銅製醸造釜一個現存せり。

一、口径一尺八寸五分

一、重量十貫四百匁

一、深さ一尺五寸

一、鑄の直径二尺四寸三分 一、鑄の出巾二寸二分

一、金の厚さ三分

一、容量水一石大豆五斗を煮込むことが出来る。

(二)、青銅製号鐘

- 一、口径八寸五分
- 一、高さ八寸三分
- 一、重量一貫匁

右は何れも天保通宝銭數百枚使用（後鶴ヶ崎小学校の号鐘用に寄附したが今は紛失してない。右は何れも製水用で釜は焚き出し用に、鐘は人夫の集散を指合する号鐘である、別に例の「カンチキ」等も製造した。

- 一、明治十六年馬種改良の必用を認め本町内字ボンナイ（今の幌萌町四五―五〇番地、本輪西町二三五―二五〇番地である。）に牧場地三十万坪の払下を受け馬疋の改良に従事明治二十年室蘭産馬組合え合併洋種馬一頭を道庁より拝借改良に従事し白老郡社台村に於て牧場地百萬坪の土地貸下大に繁殖を謀りたるも共同者統一を次ぎ終に解散した。当時選まれて世話掛りとなる。これは後、胆振畜産組合事業の端緒となつたものである。以前は馬は年中放し飼いで、冬季間は雪を掘りて、笹や菅を食して生命を維持したので時に大雪のため斃れたものも數多あつた、所産土産馬である。
- 一、明治十七年三月中福井順藏なる者を教師として魚網染料に充てる、柏皮波の製造に従事し函館小樽方面え販売せしも當時は未だ需用者は旧習を墨守して製造波を好まず終に廃業した。
- 一、明治十七年七月一日

室蘭郡常盤学校資金の内え金拾円寄附木盃一個を下賜せられた。

- 一、明治十八年十一月二十五日より同二十五年まで輪西村総代に当選動続した。
 - 一、明治十八年十二月二十八日
- 特別の詮議を以つて、士族に導入せられた。

明治初年士族を捨て士民に落つるを憤慨して、荒地を開墾に専念したが、十余年にして始めて初志を達することを得て移住者一同大いに歎喜し一層開拓の業に励精した。

- 一、明治十九年室蘭郡産馬改良組合を組織し選まれて世話掛りとなる。
- 一、明治十九年
- 一、明治二十一年
- 一、明治二十年十二月十五日室蘭郡小学校新築費の内金一円を寄附し、褒状を受く。
- 一、明治二十一年五日輪西村に製糸及び機業場を創設したが時期尚早僅々二カ年にして廃業した。
- 後之れを澱粉製造場に変更、明治四十年迄継続した。当時の主任は例の喜多見福一氏である。
- 一、明治二十一年十一月十日

室蘭外三郡農産物競優会え生糸及び苹果を出品し二等賞及び三等賞を受く。

- 一、明治二十二年一月二十一日輪西村より千舞籠村に至る道路開墾に際し敷地として畑四十八坪を寄附し褒状を受く。
- 一、明治二十二年十一月十日

室蘭郡外五郡農産物競優会え繭及び馬疋を出品し二等賞を受く。

- 一、明治二十三年二月輪西牧場地七千町歩余を対馬嘉三郎、安藤三男え売却し共同有盟中え全員を分配した。敷地二十町歩は竜吉これを保有し后生前子孫に分割譲渡した、今の本輪西町二三五番地乃至二五〇番地迄の土地これなり。

- 一、明治二十三年二月三日室蘭郡輪西村海岸埋立地出願同年三月三十一日許可となる。明治二十九年まで権利ありしも軍港予定地となつたため海軍省よりの支障あり、着手出来ずして終る。今の菓

林、中村の両氏埋立個所即ち之れである。

一、明治二十三年六月二十七日

室蘭郡葦盤小学校新築費の内金一円寄附し褒状を受けた。

一、明治二十三年八月四日

生糸品評会え赤熟繭を出品し二等賞を受けた但し蚕籠三十枚領収した。

一、明治二十四年十一月十日

室蘭外五郡農産品評会え真綿を出品し三等賞を受けた。

一、明治二十五年一月十九日

農業精励の廉を以て道庁より特に二頭乗再墾翠外八種の農具を賞賜せられた。

一、明治二十五年八月二十五日

北海道物産共進会え真綿を出品し褒状を受けた。

一、明治二十六年五月二十三日

室蘭郡千舞蔵村小学校新築費の内金一円寄附褒状を受けた。

一、明治二十六年十二月二十日

二十四年十月愛知県下震災の際被害小学校修繕補助として金員を寄附し同県知事より褒状を受けた。

一、明治二十七年二月二十日

二十四年十月岐阜県下震災被害者救恤として金員を寄附し同県知事より褒状を受ける。

一、明治二十八年五月二十八日

公立輪西小学校新築費の内え金十円六銭寄附し木盃一個下賜せらる。

一、明治二十八年五月二十八日

輪西元室蘭村道路開鑿費の内金五十円七十銭三厘寄附し木盃一個下賜せらる。

一、明治二十八年六月四日

征清軍人家族保護会え金二円五十銭を義捐して正会員となる。

一、明治二十八年七月第四回内国勤業博覧会え馬鈴薯を出品し褒状を受けた。

一、明治二十八年七月十五日

室蘭郡輪西村小学校設置区域内学務委員拜命。

一、明治二十八年十月

新嘗祭献納粟を耕作し献納した。

一、明治二十八年十二月一日

宮城、岩手、青森、三県下海嘯の際罹災者救恤として金一円五十銭寄附、三県知事より褒状を受けた。

一、明治二十九年七月より馬鈴薯澱粉製造に着業同三十年十二月休業す。

一、明治三十年二月

青森県下に於て、鉾山出願の為弘前市まで出張同年十二月帰村す。

一、明治三十年五月三十一日

三十年三月胆振国室蘭郡輪西村里道開鑿費の内え金七十五円二銭三厘寄附木盃一個下賜せられた。

一、明治三十年六月一日

二十七八年戦役の際軍用品毛布裏紺足袋十足を献納して褒状を受けた。
一、明治三十年六月一日

二十七八年戦役の際報国の旨趣を以軍資金十円献納木盃一個を下賜せられた。
一、明礪三十年六月一日

明治二十八年十月中、胆振国室蘭郡公立元室蘭尋常小学校新築費の内元金二円寄附し褒状を受けた。
一、明治三十一年十月十八日

明治三十年九月中、胆振国室蘭郡室蘭港火災の際罹災者救恤の爲金五円寄附褒状を受けた。
一、明治三十二年四月十八日

二男別家円治義三十一年八月中より病氣に罹り居りし所、薬用効なく終に病死した。行年三十六年。

一、明治三十二年十月三日

本道水害罹災者救恤として金十円寄附し木盃一個を下賜せらる。
一、明治三十四年一月二十五日

室蘭郡輪西村外二ヶ村農会名誉会員に推選せらる。
一、明治三十五年一月二十九日

室蘭郡元室蘭村尋常小学校増築費の内元金二円寄附し褒状を受ける。

一、明治三十五年一月出征軍人家族保護会え金三円を寄附した。

一、明治三十六年三月八日

母堂円刀自君九十一才にして病に罹り薬用効なくついに卒去せらる。平常頑健にて、死去の前年

十一月までうら山等に樂、きのこ等を自ら採集して歩いた。

一、明治三十七年十二月六日

恤兵部え金十円を寄附した。

一、明治三十八年三月十日

日露戦役軍資金の内元金二十円を献納し木盃一個を下賜せらる。

一、明治三十九年十一月二十五日

実弟泉麟太郎義、藍綬褒賞拝受の祝辞あり。

賀 辞

古人曰えり、夫れ功の成るは成るの日に成るにあらず必ず因て兆する処ありと。宣なる哉言や是れ則ち本日祝賀披露の宴を振られたる泉氏に於て見るべきものである。

氏や元磐城国伊具郡角田に生れ石川家の旧臣添田保大人の四男即ち迂老竜吉か実弟なり出て、泉氏を襲き明治三年四月共に旧藩主を補佐し胆振国室蘭郡に移住し、爾來百折不撓の精神を以て終に今日を見るに至る。豈偶然にあらんや回顧すれば往年胆振室蘭郡輪西元室蘭千舞曠ノ三村に移住せるもの二百有七名なりしに中途他に転居せるもの多く、今残存するもの誠に僅少なり越て明治十四年一月泉氏、石川君と再び旧邑角田に至り更に六十一戸人員三百余名を移せり時に開拓大書記官調所広丈氏其挙を嘉し特に扶助料を賜はる、是れ室蘭方面に於ける泉氏の功勞なり。同しく二十年室蘭郡に屯田兵を置かせらる、や、君卒先して張郡アノロノ地を十し移住同盟中の子弟を移し將來第二の室蘭を作らんと図る。迂老大に壮挙を賛して其行を送る今や角田長沼の二村をなすの濫觴なり迂老の開墾地は其央に至らずして故あり之を他人に譲与す。今日泉氏に対して少しく恥づる所あり、

凡そ迂老か過去の述懐は泉氏今日の素因たり嗚呼泉氏今回の特典に浴するは長くも一門骨肉の名著として聊か以て誇るに足る泉氏五十才を越ゆる五才而も意気尚壯なり孰んそ迂老か幸福たらすと云ふべけんや既往の所感を陳して本日盛筵の賀辞と為すと云爾
明治三十九年十一月二十五日 室蘭郡輪西村

一、明治四十一年九月十六日 添田竜吉 六十九年

輪西外二ヶ村村医々務所兼村医住宅新築費の内元金五百円寄附当時戸長赤松円太氏なり。
一、明治四十三年五月二十五日

輪西外二ヶ村医務所兼村医住宅新築宅地として畑一反九畝七歩を寄附す当時戸長尾崎春松氏なり。
一、明治四十三年十二月十九日

輪西村神社え建端六尺三寸縦六尺横六尺屋根及び四囲共桂八分板張錠前附板蔵
此総費用金二十円余 一棟

右村神社え寄附す。
一、明治四十四年三月

青銅製、半鐘、一口、縦八寸三分口径八寸五分（天保通宝銭數百枚使用）
重量一貫目、此見積価格金十五円也

右一口鶴崎学校え伝令用として寄附す。
半鐘鑄造由緒書

竜吉

會而胆振渡島兩國噴火灣沿岸を旅行し所在漁村を通過する毎に尻餅釜其他釣物類の破片至る所入棄しあるを發見し如何にもして此廢物を利用し日常必需の物品を鑄造せば内地より輸入防止の一助とも可相成と思考し、明治十五年三月当郡輪西村大字ボンワニシ小字ボンナイ海岸え鑄物場を設置し岩手県盛岡の産小笠原末吉及川藤太郎兩人を雇入れ前記各郡村より古地金を買集め鑄造試験に着手同十七年四月まで継続試業せしも、当時人口稀少且つ内地製品割安にして收支相償ず、到底廢業の止を得ざるに至れり此より先き明治十二年十一月より当村に於て凍水製造營業罷在候に付、伐水の時期には多数の人夫を役使せるか為め号鐘の必用を生し明治十五年十月中天保通宝銭數百枚を地金として鑄造せるは此の半鐘なり是を以て人夫の集散時間を伝令の号鐘となしたる一口仍て将来永く記念せんと欲しここに鶴ヶ崎学校え寄附せるもの也。

明治四十四年三月 室蘭郡輪西村字ボンワニシ 添田竜吉 七十四翁誌

○附四十八ヶ度褒賞を受く。

一、明治四十四年六月十七日
北海道室蘭郡鶴ヶ崎尋常高等小学校え時報用として青銅製半鐘一個寄附候段寄特に付其賞として木盃一口下賜候事

明治四十四年六月十七日

北海道庁長官從四位勲三等 石原健三

印

右四十四年十一月二十五日到着授領
一、安政六年未の十二月二日

同藩油井一馬保興氏の長女志計を娶り結婚以来左の男女を挙く

一、文久元年九月二十五日出生長男円五郎後欽允男子五人女子五人を挙く「男子大正元年九月十四日出生」

長女に男曾孫一人出生「男曾孫一人女曾孫一人男孫一人を挙く」

一、元治元年十月十三日仙台片平丁上屋敷に於て出生次男助吉後円治

男子三人女子二人を挙く内男一人女一人早世明治三十二年四月十八日病に罹り卒す。

一、慶応二年七月十三日伊具郡角田北町邸に於て出生三男長吉出て高橋家を襲く。

男子五人女子二人を挙く内女一人早世

一、慶応三年七月十六日伊具郡角田北町邸に於て出生四男卯吉出て滝口家を襲く

男子四人女子八人内男三人女子三人早世
長女に男曾孫女か二人あり。

一、明治五年十一月二十一日室蘭郡輪西村字ワニシ十二番地に於て出生五男壬五郎出て枋内家襲く
男子一人女子三人を挙く。

一、明治十二年三月三十一日室蘭郡輪西村字ワニシ十二番地に於て出生長女ハル三重県人野呂市太郎に嫁す男三人女三人を挙く

合て男五人女一人内男一人病死せり。

右六人の男女より挙げたる
男孫十六人 女孫十八人
男曾孫二人 女曾孫一人

合計 三十七人

右は明治四十四年八月現在也

明治四十四年八月二十七日草稿を終る

七十四翁 添 田 竜 吉

一、明治四十四年八月十八日

東宮殿下には北海道御行啓東京御出発陸路青森え御着、同所より軍艦香取え御乗艦函館え御上陸
御三泊陸路小樽え入らせられ御二泊、夫より札幌え入らせられ五泊の上旭川え入らせられ御三泊、
夫より釧路え入らせられ御二泊御引返し旭川え御一泊室蘭え九月五日午後五時入らせられ御二泊の
上七日沙流郡新冠御料牧場え入らせられ御三泊の上同所御出発九月十二日午後五時室蘭え御着御直
々軍艦香取え御乗艦午後七時御出発御還啓の途に就かせられた。

右に付拝観の爲め志計同行九月六日解船にて入室幕西町土門キク子宅にて二泊の上八日前十一時帰
宅した附り

東宮殿下御着函より室蘭御出発迄格別の風雨もなく諸事御滞りなく御行啓相済のし爲め、道民一同
歓喜の至りであつた。

明治四十四年九月十三日記す

一、明治四十四年九月十八日

添 田 竜 吉 殿 北海道室蘭郡輪西外二ヶ村戸長役場

謹啓秋令の候益御清穆奉賀候陳者予而改築中の輪西村鶴ヶ崎尋常高等小学校々舎落成候に付本月二
十四日午前十時より同校に於て校舎落成式挙行候間御臨席の栄を得度

右御招待申上候 敬白

明治四十四年九月十八日

輪西町外二ヶ村戸長

添田 竜吉 殿

尾崎 春松

右招待に相成しも病気に付不参した。
一、明治四十五年三月二日

北海道土族 添田 竜吉

明治四十三年六月北海道室蘭郡輪西村外二ヶ村村医務所新築費金五百円同敷地として畑一段九畝
七步寄附候段奇特に付其賞として銀盃一個下賜候事

明治四十四年三月三十一日

賞勲局總裁従二位勲三等伯爵正

親町 実正

印

添田家祖廟靈

中興の祖添田家祖靈について仙道時代（福島県石川町中心の八郡石川町松ヶ枝城居住時代から中興の祖以前のものは長泉寺か度々火災にかかったりした為全部焼失今は知ること能はざるも慶長三年 月 石川家第二十五代宗弘公角田入城以来のものは辛ふして当家に保存せられあるので中興の祖以後近代に至るまでの分だけ記載するものである。

勝英君室

秋盛金公禪定尼

慶安三庚寅年九月十六日

二代 中興之祖
尾張勝英君

法号 山額雲露禪定門

大正六年二月十二日逝去
享年五十才

仁兵衛君 (中興之祖
勝英君嫡子)

雪応浄信士

三代 勝定君 (通称興忍左エ門)

月峯道白禪定門

元和三庚寅年九月十六日

四代 次左エ門君 (勝定君の嫡子)

法名 春翁了梅信士又
禪定門

貞享四丁卯年七月十二日

君(次左エ門君の男)

横忍浄花善童子

元禄一三庚辰年二月十四日

五代 助惣君 (四代次左エ門君の子)

秋翁露休信士

享保五庚子年二月十二日

助惣君室 (芝房君の実母)

法号 荷屋妙円禅定尼

享保十六年辛亥年四月二一日

助惣君(後)の室

真心朱鉄信女

享保十七年壬子年十一月七日

助惣君の女

閑了雲信女

享安永四乙未年五月二十日

助惣君の養子

春林元夢禅定門

享保五十乙巳年三月十八日

六代 芝房君 (通称弥五右エ門)

奇雲了峯信士

延享元甲子年五月十八日

芝房君室 (先妻)

薫林自風禅定尼

享宝永四丁亥年五月十四日

〃 (七代勝興君の実母)

春霞妙立信女

享保十七年壬子正月九日

七代 勝興君 (称作野右エ門)

法号 東水禅入禅定門

享天明四甲辰年四月一日

勝興君の室

〃 海音妙姓禅定尼

享寛政九丁巳年九月十六日

勝興君の男 (八百之進君)

〃 月海妙信定子

享天明四甲辰年三月十六日

八代 房重君 ()

法号 物外慈仙信士

享天明二癸卯年七月十四日

房重君室 (九代勝房君実母)

〃 冬嶺妙白禅定尼

享弘化三丙午十二月十日

九代 勝房君

〃 天性順性禅定門

享弘化五戊申年十二月十七日

勝房君室

天性妙直禅定門

享弘化四丁未年十二月十五日

勝房君の女 (雪子)

法歛了心禅定尼

享文政九丙戌年二月十九日

十代 源朝臣添田保勝躬君(弥内五郎 弥右エ門源太)

〃 惠舞子刀自 (保勝躬の室) 吉田日向女

享明治十二年巳卯十月十五日

〃 円二郎君 (保勝躬の長子)

〃 玄秋妙空善童子

享明治三十六年三月八日

〃 良蔵君 (勝躬君第二子)

〃 臨池精習善童子

享天保六未年九月五日

十一代 源朝臣添田竜吉常勝命

志計刀自 (竜吉妻)

〃 冬岩核女

享天保十一庚子年十一月

常勝君の女

十二代 源朝臣添田欽允勝時命(円五郎)

勝時君の妻惠喜(浅野氏)

勝時君第二子虎男君(分家戸主)

勝時君第三子稀三男君

勝時君第五子十目男君

昭和庚午五年八月十日
享年七十才

大正六年二月十二日
享年五十才

昭和五年九月二十一日
享年三十三才

大正二十四年八月一日
享年二十四才

昭和十四年十月二十九日
享年十四才

昭和十八年二月六日
享年十八才

十三代 竜男勝妙男英世命

父 添田保勝躬君幼名円五郎弥五右衛門源八
母 円刀自八幡官神官吉田日向正の次女

竜吉常勝幼名松衛欽之丞 天保九年七月十七日生

志計同藩油井一馬保典君の長女 天保十四年三月二十三日生

母は同藩医鈴木良水君の長女千賀刀自

一、長男欽允幼名円五郎文久元年九月二十五日仙台片平丁上屋敷に於て生る。妻は同藩浅野惣治氏の長女えきを娶る明治元年四月八日生

長孫女始千代 明治十八年六月十一日室蘭町に於て同藩熊谷万に嫁す長男允、次男功を

挙く

次孫女松枝 明治二十年十一月十一日生

静岡県西尾庄吉に嫁す長男幸雄を挙く二男栄三、

三孫女 梅 明治二十三年二月五日生、同藩猪刈貞三郎に嫁す

長孫男竜男 明治二十七年六月七日生

次孫男虎男 明治三十一年一月二十六日生石田家に養子

四孫女 保 明治三十三年七月七日生

三孫男稀三男 明治三十六年六月二十七日生

四孫男九万男 明治三十九年五月二日生

五孫女 花 明治四十二年四月七日生
五孫男 十目男 大正元年九月十四日生
計十二人男九人女三人内婚一人嫁二人

一、次男四治幼名助吉元治元年十月十三日仙台片平丁上屋敷に於て生る兵庫縣三原郡移住古川宇吉氏の長女イノを娶る明治六年一月二十六日生、明治三十二年四月十八日円治病死した。

次孫男 武源 明治二十六年十一月十六日生
次孫女 ケサノ 明治二十九年五月十三日生、同藩手塚衛守の養女となる
三孫男 三郎 明治三十一年十月七日生
計四人男二人女二人内嫁一人他え一人養女

一、三男長吉慶応二年七月十三日伊具郡角田本郷字北町邸に於て生同藩高橋竹藏氏嗣子となる、妻は仙台藩士族佐藤幾治氏の三女セキを娶る明治三年十二月四日生
長孫男 甫滿 明治二十二年一月九日生
福島県 より移住仲井龜治郎氏長女トメを娶る

長孫女 ノブヨ 明治二十六年七月三十日生
福岡県 士族信男四男久野菱造え嫁す長男英夫を挙げ
次孫男 謹二 明治二十八年九月七日生
三孫男 督三 明治三十二年一月六日生

四孫男 昇 明治三十五年十二月三日生
五孫男 五郎 明治三十九年十月二十六日生
六孫男 六夫 大正二年一月一日生
計十二人男九人女三人内婚一人嫁二人
一、四男卯吉慶応三年七月十三日伊具郡角田本郷字北町邸に於て生る同藩滝口新次郎氏嗣子となる妻家女タキ
長孫女 千代 明治六年五月八日生
明治二十三年四月四日生同藩猪狩方に嫁す長男武明治四十一年八月十五日生。長女コト明治四十四年一月一日生 次女みつ大正二年三月十日生を挙げ明治四十五年七月七日万横死す。

次孫女 ツク 明治二十六年十月十八日生
長孫男 多喜雄 明治二十九年十月十二日生
三孫女 フサ 明治三十三年三月十三日生
四孫女 ノブ 明治三十五年八月十八日生
五孫女 ヨシ 明治四十一年九月二十日生
次孫 十四雄 大正二年一月十二日生

計十二人男四人女八人内嫁一人
一、五男壬五郎明治五年十一月二十一日室蘭郡輪西村十二番地邸に於て生栃内家を襲く妻は旧幕臣小林正太郎氏長女基を娶る明治 年 月 日生

長孫女千枝 明治三十四年 月 日生
 次孫女 寿 明治三十六年 月 日生
 長孫男千里 明治三十八年 十月 日生
 三孫女千鶴 明治四十一年 五月 日生
 次孫男 寛 明治四十四年十一月二十二日生
 計七人男三人女四人内嫁一人

一、長女春、明治十二年三月三十一日室蘭郡輪西村十二番地邸に於て生る三重県人夕張郡長沼村野呂市太郎に嫁す
 明治五年八月十五日生

長孫女 静

明治三十年一月十五日生后高橋謹二に嫁く二男二女を挙ぐ

長孫男 栄太郎

明治三十三年四月三十日生昭和九、二、十九日死去

次孫男 武男

明治三十六年二月十九日生照沢家に養はれ三女を挙ぐ

三孫男 顕蔵

明治三十九年三月八日生大正七、二、三日死去

次孫女 ミサ

明治四十一年十二月三日生立花氏に嫁し四男を挙ぐ

三孫女 美津

明治四十四年五月九日生菅原氏に嫁し一男一女を生む

四男 繁雄

大正二年十月二日生一女を挙ぐ

四女 美喜

大正五年三月一日生横路代議士に嫁し四男を挙ぐ

五女 敏

大正八年五月二十八日生小田謙三に嫁し二男二女を挙ぐ

六女 智

大正十二年一月二日生村谷氏に嫁し二男一女を挙ぐ

計 人男 人女 人内籍六人

合計竜吉志計共六十七人男三十五人女三十二人内籍十人嫁七人現在存命人也

大正二年三月三十日

七十六翁 添 田 竜 吉 志 計 七十一刀自

竜吉実弟麟太郎泉靖七郎氏嗣子となる人首雲四郎氏長女満津を娶る嘉永元年三月七日生

一、麟太郎長男 甥 敏吉

明治元年 八月二十日生

同藩村上福次郎氏長女ナカを娶る長女郁を挙ぐ後離別

一、同次男 甥 哲

明治六年 月 日生

米 国

一、同三男 甥 益三

明治 年 月 日生

山本家を襲く妻同藩氏家清八氏長女ナヲを娶る長男益を挙ぐ後離別

一、同長女 姪 喜雨

明治 年 月 日生

同藩桜庭東家を襲く

入 婿

長男 東一

長女 次女 三女

一、同次女子 十四

明治三十一年十月四日生

入 婿 肅

長女 靖子 次女 進子 長男 以良

一、麟太郎義最初加藤家へ入婿長男義海を挙げ後離別

一、甥 義海

年 月 日生

石田家を襲く

計麟太郎満津共八人
内甥四人姪二人嫁一人

外に又甥姪子共は不詳に付記載せず

宮城県伊具郡角田町字沼小屋 母方一廻りの従弟

長男 吉田 義明氏
穂並氏

同 北郷村母方一廻りの従弟
同上 母方一廻り 従弟

清水 政治郎氏
庄司 章氏

当時東京府下南葛飾郡亀戸町東洋毛斯林株式会社内工務員

弟 麟太郎氏

伊具郡角田字北町祖母方二廻りの従弟

同 字一木町

高林 つね子
高林 定治氏

同 字北町三廻り 徒弟

伊具郡原内原

北岡 いの子
川嶋 左成氏

角田京町

瀬谷 寿郁氏

北海道厚田郡 佐藤松太郎氏同弟米治郎氏長女え縁組

伊具角田中小路

大槻 林治氏
窪田 治郎助氏

同 同

小楢山 進氏

同 中小路

大寺 伴五郎氏

同 桜町

大川口 浜三郎氏

同 左聞町

庄司 友之丞氏

宮城県仙台市土橋通四三末家添田養安娘の縁家

泉 俊氏

計 十九戸

志家実家近遠親族

伊具郡角田字北町一廻り従弟

実方 板橋 淳三郎氏

東京府荏原郡入新井村大字不入斗千四百七十六番地大森停車場より池上道を約三丁左側

実方指渡の従弟 板橋 廉治氏 改名

長男 照木 三省氏
昌弥氏

函館 母方一廻り従弟

鈴木 精一郎氏

小樽 同 指渡し従弟

大和田 つね子

同 一廻り従弟

長男 秋成氏

同 同

青木 増与子

同 同

大和田 あやを

指渡し

鈴木 信哉氏

一廻り

長男

伊具郡角田字田町 母方一廻りの従弟

栃内 さと子

伊具郡木沼町 父方
同 角田北町 父方二廻り従弟

大川口 廉 吉氏
一条 英之輔氏

北海道厚田郡佐藤松太郎氏同弟泰次郎氏長女え縁組
朝鮮京城詩洞二十九纒八戸父方二廻り以上 計 十一戸
右大正二年三月三十一日調査

七十六翁 添 田 竜 吉
七十一刀自 志 計 認

志計実家統左々

一、亡兄油井一馬君 是は二代目一馬君也。
明治四十五年三月十六日病死

一、又甥亡兄嫡孫敬児 明治 年 月 日生妻は仙台 女明治 年 月

一、妹 千世 年 月 日生同藩緑川常治に嫁す長男謹次郎長女リヨウを挙く

一、異母妹サキ 年 月 日生同藩角長某に嫁す 長男 長女 次女

一、異母弟黒田栄之助 年 月 日生同藩黒田家を襲く 長男 長女

一、亡兄長女セヨ 年 月 日生伊具郡丸森村某に嫁す長男 長女

一、亡兄次女えい 年 月 日生北海道空知郡幌向村字木詰移住同藩広西謙受氏に嫁す

一、亡兄三女ナヲ 年 月 日生角田町寺島某に嫁す 長男 長女

一、亡兄三男市蔵 年 月 日生同藩大寺伊五郎氏に嗣子となる 長男 長女

一、妹緑川千世長男欽治郎 明治 年 月 日生

一、妹千世長女リヨウ 明治 年 月 日生

北海道空知郡幌向村字木詰え移住同藩手塚衛守氏に嫁す長女定江を挙く

甥 姪 之 席 順

油井敬児 丸森の某セヨ 広西えい 寺嶋ナヲ 大寺市蔵 緑川謹治郎 手塚リヨウ 角張サキ
の男女子共 黒田栄之助男女子共

計 十 戸

竜吉 近親 遠親 族

室蘭郡千舞躰村一番地母方差し渡し従弟 滝口 新次郎氏

宮城県伊具郡字田町 同上 滝口 喜三氏

下野国阿久津駅 同上 長男 青木 信哉氏

高橋 謹二 ^亡
 長女 静
 明治三〇、一、一五生
 正夫 ^亡
 愛子
 力子
 貞子

長男 ^亡
 野呂 栄太郎
 明治三三、四、三〇生
 美惠子 (亡)
 昭和九、二、一九死去
 富美子

次男 ^亡
 照沢 武男
 明治三六、二、一九生
 昭和一九、死去
 ちとせ
 享子
 雅子
 やす子

三男 ^亡
 野呂 顕三
 明治三九、三、八生
 大正七、二、三死去

^亡
 立花 四郎
 次女 美佐
 明治四一、一二、三〇生
 義郎
 光夫
 征雄
 和弘

菅原文三
 三女 美津
 明治四四、五、九生
 文郎
 美年子

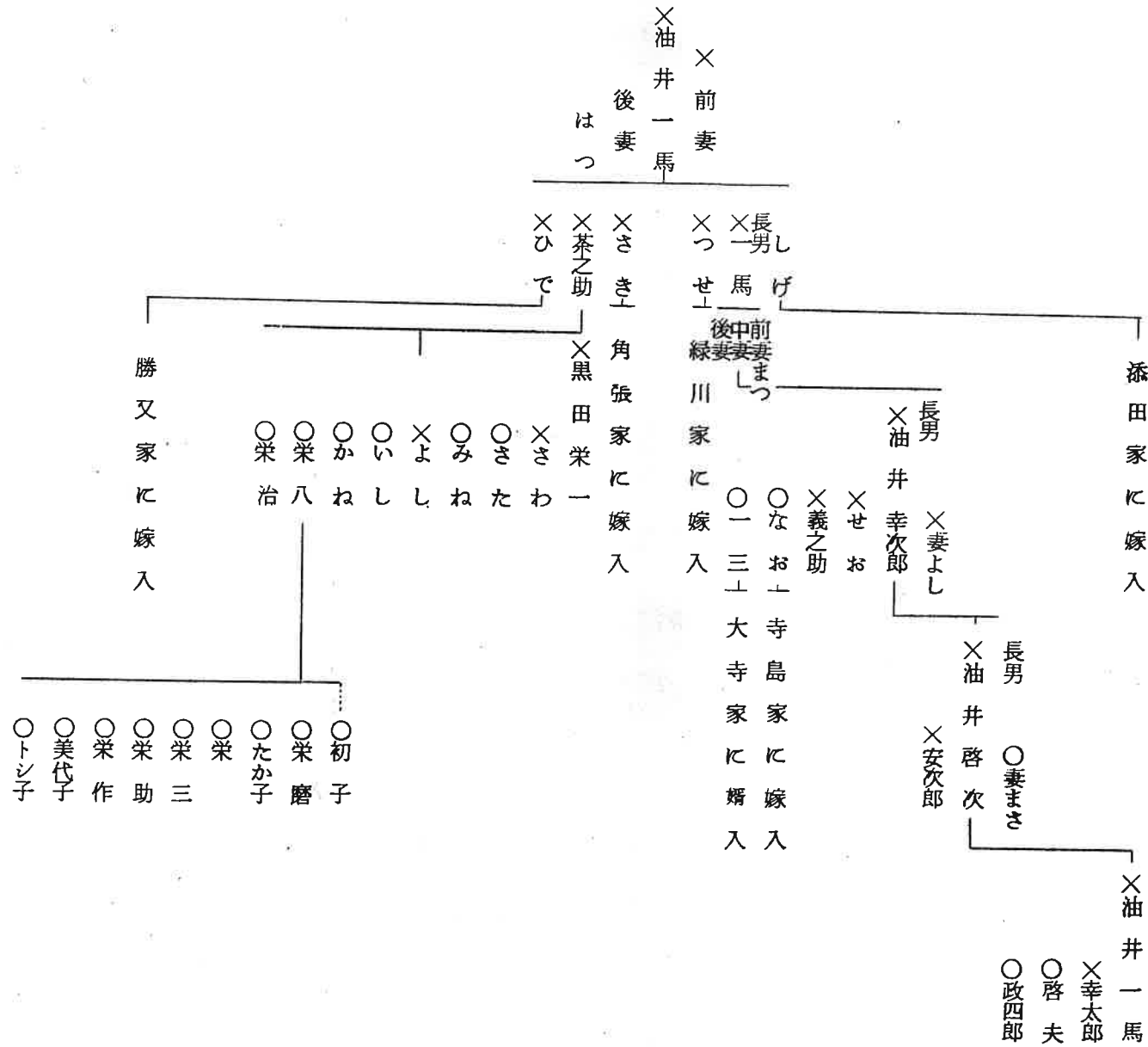
四男
 野呂 繁雄
 大正二、一〇、二生
 同 叶枝
 京子

横路 節雄
 四女 美喜
 同 民雄
 洋夫
 晓夫
 孝弘

小田代 謙三
 五女 美敏
 大正八、五、二八日生
 政美
 紀子
 政子
 実子

同 六女 智
 大正一二、一、二生
 卓一
 真知子
 隆子

○ ×
は は
生 死
存 去



附
章

開拓者の略歴及び墓碑録

石川光親公の碑（漢文）

所在市内崎守町共同墓地。

君諱（いなみ）は光親（みつちか）幼名鶴浩又は光格と云い後諱をもつて通称となす。文久元年三月二十六日陸前国仙台片平町に生れ、父は諱は義光公妣守家氏で、世々仙台支藩主である。

明治元年朝廷仙台藩名分を誤るの故をもつて其の封領を削るや、石川家の采邑伊具刈田二郡は南部藩につかざる、是において旧臣千三百余戸忽ち禄を喪しない坎河流離（かんかりゆうり）亡む。遇々政府が北海道開拓の計を講ずる事を聞き、君臣これはかり其地に移住し兵農相兼ねもつて邦家に報えんことを請ふ。政府これを容れ二年九月兄邦光に会してもつて室蘭郡支配を命ぜらる。乃ち三年三月先づ旧臣男女五十有余人を移し地を劃しこれを分与した。

五年十一月君は邦光公の嗣子となり六年一月室蘭に移る年甫めて十三、公に代つて開墾を督励し、十四年四月又六十一戸を移し励精拮据（れいせいきつきよ）兼督これ勉む。未だ数年ならずして、輪西、本室蘭、千舞巖三ヶ村数百町歩の野を墾了した。二十一年更に地主夕張郡阿野呂原野に選び榛茨（しんとう）を伐り荆棘を、鋤き経営惨憺（さんたん）遂に一大農邑を開く即ち角田村是れなり。其功偉且つ大なりと謂ふべし。三十一年五月朝廷君の功を賞し特に藍綬褒賞を賜はり表彰さる。大正七年四月病んで卒す享年五十有八才元室蘭満岡山墓地に葬る。伊達氏を配して三男二女を挙げ、光輝君医学を修めて学士たり、弘君兵学を修め軍籍に在り、成光君早世し、寿美女千葉氏に嫁ぎ満枝女上田氏に帰ぐ。後室阿部氏庶子今弦を光輝君の嗣となす。嗣光輝君碑を建て、もつて追孝の佛を修めんとし、余に命ずるに文を属托さる。余三公に歴任し遇々辱ふること特に深し乃ち謹んで其功績の梗概を録しこれを後昆（こうこん）に伝えると云ふ。

大正九年三月上浣

泉 麟太郎 謹選
札幌市石工 石谷 勇太郎 刻

伊達孝子之碑

所在地 本室蘭共同墓地

夫人名は阿孝、従六位伊達邦直君の三女なり。母柴田氏、文久元年正月二十五日陸前国玉造郡岩手山城において生まる。邦直君明治四年三月旧臣を石狩国石狩郡当別村に移され荒蕪を墾闢（こんびやく）し、夫人又従ふ。明治十三年四月石川光親君に嫁ぎ同十四年阿兄の志を継いでその旧臣警備は、而かも製麻、糸結網、密に采芻を執り、竊に良人を扶け、移民を奨励す。光親君郡書記として室蘭港に在ること八年、浦河郡に三年あり。同二十四年幌別郡冬村、室蘭郡輪西、元室蘭両村戸長に転じ、今茲二十九年五月有珠郡各村戸長に転ず。未だ五旬として夫人病に罹り七月七日をもつて没す。室蘭郡之室蘭村に葬る。資性温順にして、志操あり、能く家事を治め周到綿密、三男二女を挙げ、教養あり方に慈にして惑はず、愛して溺れず。光親君余をして、その梗概を記せしめ碑陰に掲ぐ。

田村 顕 允 述書

石川俊在公事蹟

墓所は大阪府豊中市墓地公園に在り

君幼名鶴松后鶴次郎と改む父君は石川家第三七代石川駿河義光公の八男にして、母君は守屋勝治氏女なり、安政三年十月一日磐城国伊具郡角田臥牛城に生る。慶応二年五月より明治元年七月に至る間岡千仞に就き漢学修業、同年八月より 同三年十二月まで丹羽忠道に就き漢学修業、明治六年七月より同九年九月まで慶応義塾に入り英学修業をなした。明治十二年四月より同十四年一月まで東京府庁勤務、明治十四年 月室蘭郡に移住、明治十五年二月八日開拓使小学六等準訓導拝命、室蘭分校塵別学校在勤、明治十七年一月十一日札幌県より輪西小学校訓導に任ぜられ次いで同二十年五月十九日、輪西学校訓導、同月二十八日兼任千舞籠学校訓導を北海道庁より任命せらる。同二十年十一月二十八日塵別学校訓導兼室蘭小学校訓導同年十一月三十日兼任輪西小学校訓導、を各北海道庁より任命せらる。明治二十三年三月二十六日日本官を免じ専任輪西小学校訓導に任命せらる。明治三十四年四月三十日兼任室蘭郡輪西尋常小学校校長に任命せらる。明治四十三年十月依願退職さるるまで実に二十八年間旧塵別小学校輪西小学校、元室蘭小学校等に歴任され、移民の子弟教育に献身さる。老令のため退職され女婿小川喜七氏か朝鮮総督府に奉職しありしをもつて朝鮮に赴かれ後彼地にて病を得て内地に帰られ、大正十年十月三十日神奈川県横須賀市田浦町嗣子俊貞氏邸にて逝去せらる。享年六十五才。

源朝臣泉忠広之墓碑銘

所在地 石川町共同墓地

忠広は（旧名潔雄と云う）方次の長男角田本郷に生れ旧仙台藩一門、石川家の一族にて、当主邦光の宰相たり、

明治二年室蘭郡に移住し開拓執事となり、後、室蘭郡各村戸長各種名誉職に挙げられ多年地方の開発に尽す。

明治三十一年三月六日卒享年七十二才

閑斐泉先生碑（漢文）

所在地 本室蘭小学校庭

北海道庁長官従四位勲三等侯孫一蒙額、北海道室蘭郡本室蘭尋常小学校訓導兼校長泉致広君病をもつて職に卒せらる。越えて六年後任細金庄之助氏人をして、余に碑文を請ふ。余嘗て君が旧土人教育の意見を徹し、畫策数年、常に其の至誠を感じていたので辞退せずこれを作る聊か旧誼に対するものである。君慶応元年七月六日磐城国伊具郡角田町に生まる。明治三年渡道、二十三年小学校教員の免状を得て、室蘭郡本室蘭小学校訓導に任ず。爾来二十年一校において、尋訓兼校長を勤続した。その間鞠躬（きくきゆう）尽瘁令聞四達し、公私団体の表彰を受くること數次に及んだ。三十九年十一月三日文部省その功績を褒賞し、百五十四を給文された。四十二年七月前にか

り荏苒（じんぜん）愈えず同年十二月七日遂に室蘭町某病院において没せらる享年四十有五悲しいかな。北海道地方、人口少なく、明治初年内地人移住して旧土人と離居したが、旧土人の戸口年々減少して識者（しきしや）これを憂いた。元室蘭村旧土人部落に君訓導に任ぜられて慨然その救済を志し、教育を重んじ実験指導すること法にかなない幾ばくせなく旧土人児童教育特別規程公布され同種小学校が数校特設：：：されたが総て範を元室蘭校に取つた。而してその成績皆見るに足るものであつた。君進んで父老を教悔し生徒を指導し生産を推挽し後進を撫育し幼者を教導感化したる効、校の内外に及び文部省の選奨（せんしょう）を享けたのは国より遇然に非らざる也。病革（あらたまり）、臨終に左右の人々に語つて曰く、人は「パンのみにて生くる者に非らず」と、是れけだし畢生（ひつせい）の信条也。教育に當る者往々にして名利に狂奔し転校することを旅舎の如くして愧じざる者あり、君の如く操守堅固に清貧に自ら安んじ、後人を警醒（けいせい）する者尠ないものである。嗟乎（ああ）、在世短くして遺風長く、人爵低ふして事功高く本道教育史に君を得て後光彩あり、君もつて瞑すべし。然りと謂余道を去りて君既に逝きたるが未だ十年ならずして、旧土人非運に頻し、その児童教育將に振わず誠長大息せなければならぬ。君人となり、赭顔長鬚少壯にして豪俠氣を負え詩酒を嗜みしか、中年宗教を信じてより渾然玉成し謹厚として大事を成す真に尤もである。長男広遠氏公立小学校訓導に任ぜらる後嗣あるもの也。大正四年村老内弟相計り遇々今秋皇室の大札に遇ふに当り碑を建てもつて遺功を伝えんと欲し金蘭会その發起をなす。君の至誠人心を感孚（かんぷ）すること一朝一夕にあらざること知るべきである。由つて建碑の縁由を記し之れを後人に示す。

従六位勲五等 岩谷英太郎撰文

大正四年十二月七日

石川 継 述 書

①註 致広君は石川家の一族宰相の泉忠広君の長子である。
碑面

明治十二年十月十五日享年七十有三

添田保源勝躬

墓

辞世に、

床のまに詠めし花もいつしかに
ついに手向の水のうき草

添田恵舞刀自

明治三十六年三月八日享年九十有一 所在地本輪西町共同墓地

君諱は勝躬、通称保、代々仙台藩石川家の老臣也。父は勝房、母は高林氏、文化六年正月二十八日角田に生る、吉田氏を娶り四男一女を挙ぐ二男一女を夭す。三男常勝家を継ぐ、油井氏を娶り五男一女あり、四男清(音シユン、ふかし)泉氏を冒し、四男二女を生む、君三代に歴任して致仕(ちし)して老を養ふ。明治二年邦光君本郡支配を命ぜられ、翌三年三月常勝をして開拓の事を補佐せしむ。故に常勝先づ移りて君同七年十一月八日長孫欽允を携い本村に移る。人となり温厚篤実

詩を嗜み詠什多く存す。病をもつて輪西山に葬る。

名恵舞、吉田氏、文化十年六月九日生る。父日向の二女、母吉田氏、勝躬君に配し四男一女を生む。三男常勝家を継ぐ、四男清出でて泉氏を冒す。明治七年十一月家君に従い本村に移る。人となり淑徳恭儉、幼にして織績の枝に長じ、米寿自ら織績して児孫に頒つ、病をもつて死し先塋の墓側に葬る。

綱子添田竜吉源常勝謹誌

撰文 添田欽允源勝時

関根善十郎 筆。

因みに恵舞刀自は老来健康にて明治三十六年一月二日臥床するまで病臥したことなく八十八才尚ほ老眼鏡を用いず針に糸を通す、病臥する前秋までうら山を自ら歩き栗やきのこを採集した。又ホウツキ草を自ら栽培して実を他の児女にひさぎて楽しみとせり、毎日生魚の生胆を生のみ、飲みにし、毎夕食に酒一本宛を極つて飲み病臥するまで続けられた。

表面

所在地 本輪西共同墓地

大正二年七月四日

七十六才

添田竜吉源常勝大人命

添田志計子刀自之命

大正十四年四月七日

八十四才

先大人姓は添田、名は常勝、通称竜吉といふ。天保九年七月十七日磐城国伊具郡角田北町において生まる。家は世々仙台藩支藩石川家の宿老である。義光邦光二公に歴仕し、油井氏を配して五男

一女を生む。幼にして北岡快信の門に入り儒学を修め傍ら板橋丈之助に就いて国風を学ぶ、又菅野儀三郎に師事して佐分利流槍術を肄(習ふ)。戊辰の役邦光公に従い白河口に戦い屢々功を樹つ。明治元年朝廷、仙台藩名聞を誤るの故をもつて、其封内刈田伊具亘理三郎を南部藩に隸(ち)かすむ。是々において、石川家君臣一千三年五十六戸は悉く禄を褫はれ、邸宅を収められ頗る惨状をむ。因つて屢々藩に救助を請えども藩議これを容れず、曰く、陪臣は須からく庶民に帰せよと。然れども三百年來世襲の士籍を脱し農商に伍するはまことに累世武門のはざる処、是をもつて衆議(ちゆうちよ)として決せず。会々政府北海道開拓の議あり、公乃ち重臣をして君臣協力して其地に移住し兵農相兼ねもつて邦家に報ゆんことを請はしむ。政府大いにこれを携え、二年九月十三日公に対し北海道開拓の任を命ぜられ、室蘭郡を管理せしめらる。同年十月先大人乃ち公に従い渡航して新版図を受け十二月一旦帰国、三年四月男女五十一人を率いて移住し、直ちに区劃をなし、室蘭、千舞籠、輪西三村に之れを分与し、以つて百年の計を樹つ。然してこの年七月忽ち報あり故国より至る。曰く以 同盟者違約によりて移住決せざるの故に、室蘭郡支配を免ぜらる。聞く者皆錯愕(さくがく)す。而かも先大人これが為めに却つて発奮し、公の弟光親公を迎かえ自立の策を講じ益々開拓の事業に励む。十四年又旧臣六十一戸を移し、二十一年更に地を夕張郡に譲み、刻苦壘關(こんびやく)遂に大成を致す。その間四十有余年公益に尽力すること一日の如し。人皆これを徳とす。官亦た屢々表彰さる。大正二年七月四日病んで卒す。享年七十有六、七日室蘭郡本輪西共同墓地に葬る。諡(おくりな)として添田竜吉常勝大人命という。もつて永く後裔に伝ふと云ふ。

長子 欽 允 謹誌

附

室志計刀自は、天保十四年三月二十三日角田市北町に生る。父は同藩油井一馬保興氏の長女である。安政六年末の十二月二日十八才にして常勝君に嫁す。明治五年五月十八日角田市表出發式男円治、四男卯吉の兩人を携い、浅野惣治氏家族等数名と共に陸行大澗越え函館着、夫れより砂原に陸行、同所より海上室蘭村に七月十一日安着、爾來常勝の開墾諸製造の業に協力、他人を指揮して常勝君の晩年に至るまで苦難を共にし室蘭市開発の功業を全ふさせたる内助の力は至大といふべきである。五男一女を挙げ夫々独立して各々一家をなさしむ。身は名門に生れ何不自由なく生い立ちしか。凶らずも維新の大変革に臨み米一粒も取れぬ北寒の地に渡り清貧に甘んじ困苦欠亡に耐え、山菜漁貝を摂りて僅に糊口をしのぎ子女を鞠育しながら常勝君を扶けてその終りを全ふさせた良妻賢女である。大正十四年四月七日八十三才の天寿を全ふして本輪西の自宅で安らかに神逝された。

(長孫 竜 男附記)

静所泉 麟太郎翁略位

墓は夕張郡 小町字角田共同墓地

翁名は麟太郎 靜主義光公より賜はる。幼名拙之助、静所は其の号也。天保十三年四月二十一日磐城国伊具郡角田本郷北町に生る。旧仙台支藩石川義光公の臣也。添田保の第二子、元治元年八月、泉靖七郎が養子となり、泉氏を冒す。幼にして学を板橋丈之助に受け、尋いで成教堂に入り専ら経史を修む。数年にして、句読役に挙げらる。後仙台藩大立目小四郎に就き文武諸勢を研鑽(けんざ)

ん)し造詣(ざうし)する所あり。慶応元年十一月成教堂目附兼武頭と任ぜらる。明治元年朝廷仙
台藩名分を誤るの故をもつて、其封を削り且石川氏の采邑伊具刈田二郡 挙げて南部藩に隸 かさ
れ、家臣一千三百余戸悉く禄を喪ふ(坂田屯遣) 惨を極む。たまたま廟議蝦夷地開
拓を決せられし事を聞くや、翁主唱して、北海道に移住し、兵農相兼ね、以つて邦家に報せんとし
且旧主邦光を説つてこれを官に請ふ。二年九月官乃ち邦光に命じ室蘭郡を管せしめもつて開拓せら
む。十月翁邦光翁に属従し、往いて支配地を受け十二月帰国し、三年三月旧藩主男女五十一人を率
い移住し、直ちに室蘭、千舞、輪西三村を区劃して之れを与いもつて、開墾を営ましむ。然し土
地瘠薄(せきはく)勞多くして獲る所寡く衆窮之甚し。

翁乃ち之れを救済せんとし壮丁十余人を選び俱に札幌に赴き、備役殆んど一年として、資金五百金
を得たり。もつて焦眉の急を救ふ。四年支配所廢せられ、忽ち官の扶助を失ふ。是に於て、發奮督
勵益團結をかたむ。五年九月故国に赴き、具さに実状を邦光に報じ、且その弟光親公を室蘭に迎え
んことを請い、爾来専心一意、幼主を伝育し、部落民の保護を自ら任ず。十四年二月光親公に属従
して再び故郷に到り、六十一戸二百十一人を率いて帰任す。これより人々弥々蕃殖し土地弥々狭く
各戸自給するに足らず。仍ち更に地を選んで移民せんと欲し、二十一年三月、单身危険を冒して、
夕張郡馬追原野を跋涉し遂に地を阿野呂原野に相し、官に請ふて、百四十萬坪を得たので、夕張郡
開墾組合を設け、五月三日先づ七戸二十四人を移す。是の時に当り老樹翁鬱(おううつ)、荆棘蔓
蕪(けいきよくまんぶ)且つ蚊蚋群来し人馬を襲い、墾組(こんそ)太だ艱難也。しかも米塩諸
貨物悉く千才駅を経て、遠く札幌にこれを求むる状態であり、然かも道路未だ通ぜず、わずかに河
川にそい運輸するのみ、而かも河水屢々汎溢し粗食欠乏すること往々数日に亘り、草根を掘り饑餓

をしのぎしこと一再に止まらず。仍ち翌年十月、岩見沢道路を開通せんと欲し、私費(さい)を投
じ橋梁を架け、溝漕(みだ等)を鑿(きり)新道路六里を通じ、始めて物資を岩見沢に需めること
を得たり。尋いで又夕張炭山新道を鑿ること一里半。こゝにおいて、交通漸く開け稍々農邑を成す。
二十三年五月八角田村と命名す。蓋し角田は嘗つて石川氏の領する所であつたためであり、その
旧を忘れざる也。二十四年五月又官に請ふて原野二百四十萬坪を獲得し真成社を設け経営開墾す。
是の才水稻を試作し好結果を得たり。乃ち村民に勧めもつて水田を開墾す。二十八年水利土功組合
を設け、阿野呂川の水を引いて、水田百數十町を拓き産米二万石に達す。三十年更に事業を拡げ、
資金を日本勸業銀行に借用し、夕張川の水を引いて、大灌漑溝を鑿を。三十三年六月竣功を告ぐ延
長四千六百間、田疇に灌漑するもの一千町に及び翁が宿志始めて酬はると謂ふべし。三十九年二月
十七日官藍綬褒賞を賜い、併せて銀杯を賜ふ。四十年十二月村長に選ばれ、四十四年六月退職、大
正四年七月再選されもつて今日に至る。しかも、多年諸般の名譽公職に任ぜられ、その貢獻教育慈
善社、土木交通、運輸、殖産、興業等の功績、一々優指(るし)に違あらず。嘗て道會議員として
大いに道政に竭す所あり。又村有財産を造成し、努力尽瘁、至らざるなし。現今角田村は実に二十
五万円の巨費を為す。その模範農村をもつて称されるもの、洵に是れ翁か至誠公に徇ずるの實
也。今茲、寿七十七才で夙夜村政に執掌して毫も倦まず。かくしやく、殆んど少壯を凌ぐの氣概あ
り、緒余又詩歌を善くし、吟詠自ら娛む。平生身を持するに謹嚴、人に接して温厚、往望声誉、並
遡に高きかな。宜なるかな、今年八月十五日、開道五十年記念式典において、その積年の功勞を旌
表(せんしよう)せらる。

大正七年八月下辭

伊藤広幾 謹識。

大正十二年銅像建設の挙あり。昭和四年一月八日八十八才を以つて歿す、生前の功により従六位に叙せられ十一日村葬をもつて之れを葬る。
因に云ふ翁は陪臣なるかため華族に列せられないか、位階は己に華族待遇でありこれ即ち旧主邦光君に代つて受けたものと等しき感あり。

故源朝臣添田欽允勝時大人命略歴

墓は本輪西町共同墓地

先君は文久元年九月二十五日（今昭和三十九年より百四年前）仙台市片平町石川大和公の藩邸に生まる。（今の宮城県庁所在地）父君は故竜吉常勝翁、母は志計刀自油井氏にて五男一女の長男である。

字は子剛、録針と号す、通称円五郎又欽之丞、後欽光と改む。家は源頼光公以来連綿一千余年世々石川家の宿老家である。

明治七年十一月八日故先大人竜吉翁が北海道室蘭郡支配の勅令を奉じたる石川公の開拓助勤として、明治三年四月六日室蘭郡に移住開拓に従事中であつたので、これを扶けるため祖父保勝躬君等に従い当本輪西町旧宅に移住した。恵喜刀自浅野氏を娶り五男五女を挙げ、長男竜男勝妙家を継いだ。幼にして北岡塾に学び、後藩校成教堂に入りて儒学を究め又石川家剣道指南役人首雲四郎に師

事して願流の剣法を習つた。明治八年四月一日札幌師範学校の前身たる資生館に学び、同九年七月より十四年五月迄山鼻、石狩校長、同十四年六月より二十三年六月末日まで室蘭外三郡々書記、道林務課等に勤務、この間十四年六月より九月まで、明治天皇北海道巡幸につきその事務に執筆した。同二十三年七月退官して本輪西の自宅に帰耕し晩年に至るまで在住した。同二十四年八月より大正七年一月の間学務委員となり二十七年（同村三三七番地）と三十七年現在の本輪西小学校の新築に尽力し、両年度共単身奔在して悉く他町村居住の地主縁故者の寄附をもつてこれを充当し厘毛も部落民に負担を掛けなかつた。明治二十五年八月より大正七年一月に至る間輪西村総代人就任中二十六年鷺別戸長役場を本輪西町二〇一―三（今の栗林社宅）に移転改築に際し単身函館に出張し地主逸見小右衛門氏より二反歩の土地の無償寄附を受け敷地に充当し一般町民の負担を免除した。二十八年八月より三十六年に至る間元室蘭村―輪西間の両村道開鑿、輪西村里道開鑿、ヤウクシナイ、オクワニシ二線の道路を開通せしめ延長二里弱宛、これにより現今迄その恵に頼る住民多きを見る。三十三年四月より大正七年一月迄十七年間輪西外二ヶ村農会長、三十五年八月―三十八年七月間第一期道会議員当選、三十三年十一月―四十二年三月間室蘭外三郡后五郡の農会長就任し任期中管内産牛馬事業に尽力した。三十六年―大正十一年三月間、室蘭産牛馬畜産組合評議員正副組合長、大正七年二月一日輪西外二ヶ村戸長役場と室蘭町外一ヶ村役場と合併して、室蘭郡一円をもつて、室蘭区と、行政区域の変更を見る。これ往年石川邦光公が、政府より支配を命ぜられたる室蘭郡が一円となり室蘭区として統轄されたものである。大正七年四月二十日より十一年九月迄室蘭区会議員。大正七年二月―昭和五年八月十日間室蘭区、室蘭市農会総代、評議員、副会長就任、明治三十三年十一月―昭和五年八月十日間室蘭漁業組合及同協同組合総代、理事及び副組合長就任。明治四十二

年十月一昭和五年八月十日間室蘭水産組及び同市水産会総代人。大正九年四月一昭和三十三年三月間、北海道水産會議員、道水産組合連合會議員、及び評議員に就任。この間金、銀、木盃賞、賞状等を受くること無数。大正十一年八月一日室蘭区の全地域をもつて、室蘭市政を施された。大正十五年十月五日一昭和五年八月十日間、室蘭市會議員、同副議長。大正十一年四月一昭和二年十一月胆振産牛馬畜産組合副会長評議員。大正十一年四月一昭和二年十一月北海道産牛馬畜産組合聯合會議員。昭和二年十月十一日多年の功勞と畜流農會役員勤続により道農會より感謝状と金盃一双を受領、且道農會顧問に推薦せらる。昭和二年十一月二十一日一五年八月十日間北海道畜産聯合會、副會長當選。昭和三年十一月一日地方賜饌の御召状を宮内省より拝受。昭和四年十一月十六日昭和三年勅令第百八十八号の旨に依り大札記念章を授与せらる。昭和三年十二月十七日里道改良工事に礦砕三、五三三立方米を寄附し道庁長官より表彰せられた。昭和四年八月本輪西八幡朝社氏子總代たる事十七年に付、記念として、置時計壹箇を授与せられた(道神職會)。

先君資性謹嚴にして、謙讓の徳に富み、義理に厚く礼義を重んじ規律を守り言行を一にし、真に古武士の風格を具備し、天性の美奪と共に威風堂々と容貌雄偉、心広く体ゆたかにして対座する者をして自ら襟を正さしむるの風格あり。その志は経世済民に篤く、一方臨池の技に富み雄渾なる筆蹟を見る。又詩をたしなみ、幹墨詠什多きも殆んど乞ふ者あればこれを与え自宅には残品稀れなり。昭和五年八月三日、全道市會議長會議に列席のため猛暑を冒し遠く釧路市に出張中、八月二日午後七時四十五分釧路駅着直ちにハイヤーにて同市真砂町二、富士屋旅館階下四一五号室に入り前田源兵衛氏の出迎を受け、入浴せんと同縮脱衣室に入りし処氣象の急激なる變化に拠る腦溢血を發せられて倒れ、遂に起たず八月十日午前八時同客舎において神逝された。享年七十才、生涯を公に捧

じたる身をもつて遂にその道のために最後の殉職をされたものであり故先君としては、満足して冥きされたことと考えられる。

辞世に 己已除夜に詠める。

かしこくも君志ろしめ寿

大御代にやかて迎えん

七十路の春 勝時書。

妣君惠喜刀自命は、明治元年四月八日宮城県伊具郡君萱邑(今の角田市)に生る。父は浅野惣治藤原則良翁、母以乃水野氏の長女にて共に石川家代々の宿老家である。明治七年十一月父母に従つて本輪西に移住し、明治十五年勝時君に配す。人となり淑徳従順にして、よく嚴格なる舅姑に仕えて当時十数町歩を耕作したる農作業には、卒先して農夫を指導し、又養蚕の業に励み十人の子女を鞠育する傍ら、当時製氷、製炭、農耕等当家關係の勞務者数百名に対する日用品の配給に忙殺され、故先君か数々の公職にて社会に対する活動に少しも後顧の患いならしめ、毎日未明に起床するといふ精勵振りであり実有一家の内部における、車の心棒となり、身を削りて、一家の活動の犠牲となられた稀れに見る賢夫人であつた。

臨終に際し大正六年二月十二日朝においても、約二週間前より風邪の気味にて臥床せられていたが、当時先君は自宅より約八キロ余を距てたる元室蘭小学校における村農會總會に農會長として、折柄の猛吹雪を衝いて、午前八時頃出立されるに際し、自己の病苦を忍び、笑顔をもつて心よく送

り出し、その後身だしなみを整え髪の手入れをなして就床し、漸次意識不明に陥られたるも、生けるが如く安穩平和なる容姿をもつて同日午后一時、神逝いたしました次第で、傍らには只長子竜と末子亡十目男当時五才の二人が侍座していた計りであつた。先大人が急報によつて夕刻帰宅されて三―四時間後にかくも急変神逝する容態とは見受けられなかつたと嘆かれた程であつた。

享年五十才。当時の我が家は清貧に耐えたる最底の生活であつたが、特に妣君の神逝された年は、長子竜男が前年十二月に近衛師団より除隊して帰つたばかりであり、故先君は公務に専念せられて、実にどんだ底に近い生活で一兩年を経て、現在の新宅に転居することも夢知らず、明治初年移住当時の茅屋に寒風荒ぶ積雪と共に薄幸の一生を終られたるものであり先君かその神逝後数十年を経たる現在において尚ほ本道中央において、その名声の残れる功績を挙げられたる。一生を担はれたる内助の功は大いに讃え且つ感謝すべきものである。

昭和三十九年四月

長子 竜 男 誌

順徳院仁養義白居士墓碑銘

明治十三年九月十一日

行年五十八才

墓は本輪西町共同墓地

君諱は則恒、通称尺三郎、父は則直の長子也。母淺野氏、代々石川家の臣にして、君置村におい

て生長す。君黒田氏を娶り四男を挙ぐ、長男則良家を継ぐ、水野氏を娶る。二男則行分家を継ぐ。三男則孝出でて並河氏を継ぎ、四男健之丞山中氏に養はる。明治三年旧主邦光君の旨を体し、三月旧邑角田を発し、同四月此地に移る。時に移民の伍長たり。爾来拮据艱難、終始饒ゆまず、能く開墾の業に励む、実に衆の模範とする所也。

施	淺野	惣治
同	幸七郎	
並河	健平	
山中	健之丞	

表面人首雲四郎藤原典次

人首恵舞子の墓

人首雄治藤原道教

所在 本輪西町共同墓地

先生諱は典次、通称雲四郎と云ふ。人首道隆君、先生剣法に精しきをもつて、贅婿(ぜいせい)とし、後を承けしむ。実は泉專治君の第二子也。世々仙台藩の客将石川氏に仕え、磐城国伊具郡角田町に住し剣術師範役である。其法を願流と曰ふ。業を受ける者最多し。明治三年石川氏と共に北海道胆振国室蘭郡輪西村に移住し、后郷農を募る。先生既に老いて豪氣未だ衰えず、これを聞いて

嗽起し然して応募す。明治十四年家を挙げて移住し、躬ら児孫を督励し、荆棘(けいきよく)を開き田四十余を得たり。明治十九年五月十二日病んで没す。

その生れし文化十二年二月二十二日を距ること七十二才輪西村塋域(けいいき)に装る。人首氏を配し一男二女を生む、女々皆適当に嫁す。男諱道教、幼名直理又は岫次郎と称し、后雄治と改む。君夙に教を家庭に奉じて、願流の温奥(うんおう)を極め、名声籍甚(せきじん)、門下徒遊の士頗る多し。始め加藤氏を娶り早逝す。更に若木氏を娶り一男二女を挙ぐ。明治十年西南の変起るや旧主石川邦光君朝家のため義勇兵を募る、君亦其挙に応じ難と趁り少警部に任せらる。身は常に士卒に先んじ、奮戦殊功あり。明治十四年先生に従い北海道に移住し専ら力を開拓に用ふ。未だ葦月ならずして、同年五月十二日不幸夭逝す。君天保十三年二月念一日をもつて生れ享年四十才悲しいかな。沢田氏を夭養し子と為し、その後長女を配す。富造則ち是れなり。先生没後八年、泉富治等門下相謀りて曰く、先生父子の墓木將に拱(くちる)して、未だ建碑せず。豈是れ師恩に報ゆるの道也とて乃ち釀金して石を建て、その梗概を碑陰に記すと云ふ。

添田 欽 允 撰 文 謹 書

輪西村開拓記念碑 (漢文)

所在地 市内本輪西町八幡神社境内

北海道庁長官 正四位勲三等

俵 孫 一 篆 額

明治二年九月朝廷石川邦光に命じて室蘭郡を管理せらむ。邦光は仙台支藩主也。同年十月命を奉

じ其家従泉忠広、添田竜吉等を率い本部に來り郡政を継承して帰藩し、翌三年四月忠広竜吉等男女五十一人を率きいて再び本郡に來り、輪西、元室蘭及千舞臺(チマイベツ)に分住す。是れ本郷移民のはじめなり。顧りみれば當時文化猶ほ未だ遍(あまね)からず土民のこの地に：：：來住するもの亦た稀れなり。土地は概(おほむね)荒れたるに委せられた。蓋し忠広竜吉等觀る所あり、開墾興産の業に従いもつて齊家(さいか)報國の誠をいたさんと欲した。そして同六年忠広竜吉等相議り泉麟太郎をつかわし邦光の弟光親(みつちか)を迎え共に益しその業を励み、辛酸つぶさになめた。その後幾年も経たずに民家軒を並べ穀畑や菜畑が相次ぎ相開け自ら一村落をなした。是れより先き四年戸長役場を元室蘭に置き、六年分署長細川碧來り治む。七年室蘭札幌間道路始めて通じた。同年竜吉長子欽允來りて父の志を助く。同年本輪西に神祠を建て、仙台磐都嶺(いわとみね)八幡宮の靈を奉請してこれを祀(まつ)る。十四年聖駕北順の際鷲別より室蘭に至る間竜吉等しく鳳輦(ほうれん)に屬從(こじゆう)した。：：：：： 同年又六十一戸を移し、十九年本室蘭学校を開く。二十年鳥取兵庫愛媛三県の士族屯田兵として塵別に移住する者一百有余戸、二十二年福岡、佐賀、石川三県の士族屯田兵として、移住するもの又一百有余戸、各々一個中隊を成す。二十五年室蘭札幌間鉄道始めて通じ輪西駅を設く。三十四年農会を設立し、三十八年鶴ヶ崎学校を開く。大正七年二月邦光の治むる所の諸邑(ゆう)合併して室蘭区となる。広底(こうぼろ)川ひろさ(五万里、人口五萬、海陸の産物二十万円をもつて算す。洵に隆んなりと謂ふべし。

竜吉等当時農業の余暇に製氷、製塩、鑄鉄、製網、製粉、製糸等の技術を行い、又養蚕、植樹、牧畜等の業務を営む。而して土木、教育その他公共事業に至るまで、父祖二代殆んど独力これに當り尽瘁(じんすい)努力した。爾來星霜五十年俊髦(しゆんもう)川すぐれた人々)來り治め、経営

奏功し、文運大いに興る。これは聖世の余沢（よたく）に由ると謂も、亦た、民奉公の至誠の致す所である。今茲（ことし）仲春添田欽允、浅野清等これ謀り碑を建てこれを後昆（こうこん）に伝えんとする。

大正八年四月六日

旧	臣	添	田	竜	男	撰	文
同	高	橋	謹	二	書		
越	後	石	工	高	橋	鉄	蔵
							刻

明治天皇聖跡碑

元師伯爵

東郷平八郎 謹書

石慶竜 謹刻

背面

所在地

室蘭泉町三六番地

長くも明治天皇北海道御巡幸ありて室蘭市に渡御座しは明治十四年九月四日にて「ペンボツケ」に憩わせ給い追込の丘にて献らる飲料の清水を今は天沢泉と号し、町の名を御前水と為す。即ち行在所たる山中萬次郎が旅舎に午後三時過ぎる頃入御座し給う。此時迅鯨、日進の二軍艦及函館丸、嬌竜丸より祝砲二十一発放して夜は旧土人等小舟に樺火をたき江豚（えるか）捕える状を天覽に供し奉ると市街には点火し各處は球燈を列ね日進艦煙花を打揚げ曙て翌五日の朝、萬次郎等に忝き賜物

ありて午前七時に臣民が高唱する万才の中に迅鯨艦に御座しぬ是より茅部郡森村に午前十一時御著艦在らせ給えり嗚呼斯く尊き聖跡を平市長松尾豊次及有志等相儀て後葉に遺さんと記念碑を平建つ故此の要を乎摘み県社八幡神社々司佐藤守雄謹みて誌す。

宮城県稲井

石慶本店

日下

啓二郎

彫作

（註）以上設備敷地約十六坪へ碑の総高さ約十六尺、巾約五尺周囲施柵

明治天皇御野立所記念碑

所在地

室蘭市輪西町二五八番地

室蘭は胆振国の中央に位し天与の良港として海陸の交通至便の都市なり民のかまどのそののみかは船より汽車より爰の輪西の製鉄工場より立昇る煙賑はしく大御代の御栄仰ぐに余有、況て此後の隆盛量かり知るべからざるものあり。抑も蝦夷が鳴根のおもかげも昔語にとどむるまでに開け来ける。其もとは長くも明治天皇の北海道御巡幸あらせ給いし稜威に依る賜物なりけり、御発聲は明治十四年八月十日函館をはじめにて札幌なる開拓使庁を出させ給いておなじき九月四日にはの輪西を御巡幸あらせ給う折からしばし此所に立休らせ給いしなり。かゝりしより今は大正、昭和と三代に及びぬる年の緒長くむすびとどめて尊き旧跡を後世に遺し伝える誠意より帝国在郷軍人会輪西分

会の人々の発起に成れる記念碑是なり故此文一言斯くなん
昭和四年五月

室蘭市県社八幡神社々司 佐藤守雄誌
(註) 以上設備敷地約十二坪碑の総高さ約二十尺 以上

野村周甫先生遺徳碑

安政二年幕府蝦夷地を直轄するや先生医員を以て元室蘭に赴任せらる、当時人煙稀少喬木天を蔽い熊羆群を成す且、嚴冬沍寒石を裂く先生資性仁厚克く寒苦に耐えて済生療病に尽瘁せられ実に本市医業の始祖たり墓は乱荆荒榛の中に在り其死を去る七十年短碑風打雨蝕に委し人の香花を供する者無し深く慨すべし、今茲に本会皆謀更に貞石を樹て其遺徳を表著す。
昭和三年十月 室蘭衛生会

所在地 市内南部陣屋旧蹟内

附言

此の遺徳碑は当時室蘭市役所に衛生主任をして居られた三門浅吉氏の尽力に依つて建設せられたものである。

噴火灣八勝之賦

一、礼文晴嵐

縹緲金波映碧苔

居門疑是入天台

台飛烟管埤靈如拭

村自馮夷宮底来

(注一)

広々とかすむ金波が、青こけに映じ。石の門はこれ天台に入るかと疑われる。

天上の雲はちらりと村落を見せ晴れて拭うが如し。

村は、自ら河の神の宮底より来る。

二、壮督夜雨

鳥鳴掠夢下武更

泣数弑声又弑声

声作柳烟千纒回

半潮孤客想靜嶽

(註二)

ふくろろ鳴いて深夜(午前零時頃)の夢をかすめる。泣く声しばしば一声又一声。

声は柳の如く細き烟をなし、部落多く聚める。旅舎の一人客、高きけわしき山を想う。

三、洞爺弄月

危鷲巢辺蘆菅流

声々碎月迸前斜

嘘袍 犬角冷於水 腸断洞爺湖上 穉

(註三)

危きかな、あさなき鳥の巢辺に、あし、しげ流る。
声々は月に砕け前をさえぎつて、きよし。下着の一角は水よりも冷やかなり。
腸を断つ洞爺湖上の秋。

四、有珠落雁

稯携五々又式々 影向有珠湾畔 涵
試問春来帰宿 叢 応言噴火岳之寺

(註四)

相携さえて、五羽又二羽。影は、有珠湾に向かい、岸辺に沈む。
試みに問う、春来りなば、帰る宿処は何処と。これえて言う、噴火岳の峯と。

五、白岳夕映

半肩碎骨是何年 或穂噴烟将暮天
穉々鬼悲夫子厄 篇々輕照有珠辺

(註五)

半峰骨を砕いて、これ何年ぞ。二山の噴煙まさに、天に暮れんとす。瘦せたるふくろうの、災難あらんことを悲しむ。ひらひらとして、怪く有珠のほとりを照す。

六、善光・晚鐘

鯨吼浪々生文 文彩澗漣忽作雲
雲水森茫難判 善光寺裏夕陽曛

(註六)

鯨は浪に吼(ほ)えて、浪あやを生ず。あやを彩る動揺するさゞ波は忽ち雲を作す。
雲水は遙かに遠くして、判ずる処か難い。善光寺うらの、夕陽たそがる。

七、室蘭帰帆

江村 田 落往還稀 唯有波心白鳥穉
仔細看来収釣客 布帆分外孕風帰

(註七)

村々は日が落ち、人の往来すること稀れなり。唯波の中心に白鳥かけるがあり。
仔細に見来れば、釣を収むる客。帆掛船は、内外を区分して、風をはらんで帰る。

八、駒峰暮雪

巍然独露湾尊矣 将向天心吞海門
白髮梳雲式百丈 青魂涵浪幾千痕

(註八)

高大にして、独り噴火湾にあらわれて、尊ふし。将に天心に向つて、海内を呑まんとす。

雪は白白髪の如く、雲をけしくづること、三百丈。
清らかなる精気は、沈に浸りて、打寄せ幾千の痕（きず）あとを残す。
（但し註釈は必ずしも正確でないことを御詫びする。二、三の先賢に質したが判読に困しむ飾り文字多いために。）

以上

明治乙未孟春応武友之囑擬瀛湘八景賦噴火灣八勝矣

拘斐来楼主人

吟	詰
一	東
夕	白

明治乙未（二十八年）孟春（初春）

一友の依頼により近江八景に、なぞらえて、噴火灣八勝の詩を作る。

拘（不詳）来楼主人。
（人名も不詳）

歌讀

（読めず）

補の第一 開拓補遺

未（明治四年）六月十九日御検印

通禮 長官

岩村 判官

薄井 臨事

西村 権監事

庶務掛 岡沢

当使貫属片倉小十郎附属北海道に跋渉（ばつしよう）すべき身分の其県滞在貫属浅野沢三郎外九人今度室蘭郡へ移住願出でたので御規則に基づき御差出あり入籍の義取り計うべき哉。云々と申越されましたが、右片倉小十郎義は、仙台藩士族にして、当使貫属でなく同人元家来六百人は当使貫属仰せ付けられし旨、御達しになりましたが、前人等の如きは、石川源太元家来にて、当時片倉小十郎附属にして、全く元家来ではないので、御達しに相ふれ不都合と考えるので、普通の者と同じく着農するには差支なきも、御申越のとおり取計う事は、成し兼ねますので右御掛合致します。

北海道開拓使

辛未（明治四年）六月二十日
角田 県 御 中

追つて右の趣、片倉小十郎方へ申し諭し置きました。

○ 明治四年六月十八日到着書

御使庁貫属片倉小十郎附属北海道へ跋涉すべき身分当県下滞在貫属別紙名前の者共、今度北海道室蘭郡へ移住願出しに付、御規則に基づき印証下げ渡し県人へ御送りしますから入籍の儀宜しく御取計らい下されたく申上げます。

辛未（明治四年）五月

北海道出張開拓使

御 中

角



別 紙

仙台藩士族石川源太元家来、当時旧主人片倉小十郎附属

御県貫属浅野沢三郎等明後十五日出発右旧主人支配所室蘭郡へ移住いたしますので左に姓名及年令調べを付記します。

浅 野 沢 三 郎 妻 四十九才
四十七才

同人	嫡子	惣治	二十二才
同人	嫡子	惣治 妻	二十二才
同人	三男	健平	十七才
同人	四男	健之丞	十三才
同人	孫	女子	四才
同人	次男	幸七郎	十九才
同人	添田	竜吉 妻	二十九才
同人	二人	円治	八才
同人	四男	卯吉	五才
同人	麟太郎	妻	二十二才
同人	嫡子	鉉吉	四才
通計			十三人

右の通り取調申上ます。

御県貫属取締 本 沢 大 節 印

未五月十三日

片倉 小十郎 管轄
石川 源太 元家来
浅野 沢三郎 家族八人

右のとおり五月十五日盤城国角田出立、過る十一日胆振国室蘭郡へ移住いたしますので御届けします。
辛未（明治四年）六月十八日
以上

同右 添田 竜吉 家族三人
同右 泉 麟太郎 家族二人
此人 数 十三人

片倉 小十郎内

本沢 浩 斎 [印]

同 斎藤 基 [印]

開拓使御役所 御中

○（明治四年六月二十二日到来）

御使庁貫属伊達藤五郎附属県下在留中当県貫属別紙名前の者今度北海道室蘭郡へ移住願出ましたので、御規則にもとずき、印証下げ渡し送籍しましたので宜しく御取計らい下さるよう御願いたします。

未五月二十日

角

田 印 県

北海道開拓使 御中

別紙

柴田源三郎元家来御当県貫属今般北地へ跋渉の人員調べ左のとおり。

加茂 勇 悟 家内 男 二人
喜平治 家内 男 三人
庄司 喜平治 家内 女 二人
喜平治 家内 女 二人

右のとおり今二十四日旧邑出立渡道致しますから海陸御印鑑頂戴なし下されたくお願い申し上げます。

御当県貫属 咲 間 永 悟 印

未四月二十四日

貫属 御取締

御中

○ 別紙

伊達藤五郎元家来御当県貫属

新妻 豪吉 二十五才

家内

男 二人
女 二人

右人員此度北海道に就いたしたく申出でしに付、調書御届け致します。

樋口 助左衛門 印

辛未四月

角田 県

御役所

大槻 瀬左エ門家内

男 二人

安戸 順平家内

女 二人

鈴木 謙吉家内

女 一人

咲間 舟宮家内

男 二人

大和田 到家内

男 一人

及川 植助家内

女 一人

男 三人
女 二人

○ 別 紙

明二十日角田表出發北海道室蘭郡へ移住に付調書左のとおり。

石川源太元家来御当県貫属

泉 伊太郎 二十三才

右の通りであります。

右取締

樋 口 助左衛門



辛未五月十九日

六月二十二日到着

岩村 (西村)

角田県在留貫属泉伊太郎其外室蘭郡へ移住の儀に付同県より申しこしたので別紙二封相通します。右は伊達藤五郎より御地へ御届けされるものと考えますので、同県への返書は御地より御差出されるよう申伝へられ度申入れます。

未六月九日

土肥権監事
杉浦権判官

岩村判官殿
薄井監事殿
西行監事殿

追つて、角田県に居る者片倉小十郎元家来六百人当使庁貫属へ仰付けしものにてはなく元石川源太家来共の儀に付室蘭郡へ赴く取扱い致すべき筋と存じます。

以上。

○ (明治天皇) 御巡幸諸調書六冊の内 其の一 写

明治十四年

保存永年

第一号

室蘭郡第二組戸長役場

秘書係

天覧に供し奉る義の御願

社主 添田 卯吉

輪西村共有

々 泉 鉾 吉

牧場牧馬四十六頭

牧馬扱雇 横山 辰五郎

雇 釜谷 太郎吉

同旧土人 大磯 流以可安之

右 牧馬

聖上室蘭港御着登の日輪西牧場より追出し塵別海岸より母恋海岸へ疾く追廻し工作場下の海辺を徐歩同場前坂疾く追上げ輪西牧場へ帰す乗人五名、内一名国旗を掲げ右御差支無ければ天覧に供し奉りたく此段奉願仕候也。

輪西村三番地平民

同村牧場担当者

調書係

明治十四年八月

開拓大書記 調書 広 丈 殿

前書願出に付奥印の上進達候也

室蘭郡役所第二組

戸長 泉 忠 広 印

「註」右出願ありたるも母恋御通過時刻の關係上取止めとなる

「因に第二組(後の輪西外二ヶ村)戸長泉忠広氏は石川邦光公の家老にして、移住者の統領なり泉麟太郎氏は添田竜吉翁の実弟にして泉忠広氏の分家養子となり後戸長に任じ、後年夕張郡角田村開祖たりし人なり」

一、御 届

御巡幸世話係

千舞躰村(今の石川町)

佐藤 輪 吉

渡辺 惣三郎

室蘭村(今の崎守町)

村総代人 高橋 徳兵衛

高平 嘉 六

右の通り御巡幸方世話掛選定候間御届候也

室蘭郡第二組

戸長 泉

忠 広

旧土人 西沢滝蔵
室村盛
輪西塵別村 添田竜吉
浅野惣治

明治十四年六月二十八日

室蘭郡役所 御中

一、白老駅行在所に於て御使用雇夫姓名

八十五名の内室蘭郡より出仕者

浅野惣治
大野惣吉
千葉彦治
小島全三郎
荒井和蔵
高橋栄三郎

七名

右は過般書上候人員の内に御座候所、若し右人夫丈にて不足を生じ候はば旧土人の内より二十七名の写す其地御使用雇夫選出候ても宣敷御座候間よつて白老駅行人夫調書一通御使用成し下さい。

十四年八月十六日

第二組 戸長 役場

室蘭郡役所 御中

一、ペンポツケ(今の鶴ヶ崎中学校上の行啓通路の内)

御小息休所旅館係人足

輪西村 添田 円治
千舞籠村 成川 勝昌

右者明三日当港より鷺別村に至り供奉人の召し上る水の始末を致さね様らないので同日中に出港致すべく若し本日出港なりがたいならば明三日早朝迄に出港致す様御取計らいなして下さい。

十四年九月二日

泉 麟太郎

泉 忠 広 殿

尚、旗竿一本應別へ光親様(石川邦光公の弟)御依頼に相成居り候由明日持参致す様御伝え相成る事

一、夜中（室蘭御駐替当夜）漁業奉仕天覧調
 一、持底船 一艘
 此水夫共四人手細引
 一、磯船 四艘

輪西村 泉 磯太郎

室蘭村 杉山 吉藏
 （今の崎守町）

浜野 卯吉
 吉田 吉三郎
 松川谷 勝五郎

帆立員引 此の水夫共八人

一、土人船 十一艘 室蘭村旧土人 十一名

此水夫共二人 帆立員挽きカバ（かがり火用ガマの穂か）明し共

一、土人船 五艘 室蘭村幌萌村旧土人

手細網引

水夫 十五人 カバ明し共

同船 二十一艘 人員四十九名

かがり火を点ず

右の通りです

明治十四年八月

泉 磯太郎

一、御巡幸御用に付御下げ金

一金 八円五十八銭 漁業人夫へ頂戴の分

一金 四円十三銭 夜具家具損料共

一金 二十八円也 橋船人足

一金 参円也 同（洞）海艦四隻船損料共

金 四十三円七十一銭

右の通り御巡幸御用人足漁業人夫へ御下げ渡し金右のとおりである。

明治十四年九月

室蘭村十八番地 高橋 徳兵衛

室蘭郡 第二組

戸長 御中

一、石川光親公は室蘭、鶯別間の悪路改修鳳盞(天皇の御車)を奉迎すべく旧移住民へ激文(廻し文)を發せられ自費をもつて改修された。

○ 右主意書の抜き書

一、室蘭郡界(今のイタンキ通り行幸道路一带)より以北幌別郡へ一里の間御巡幸に付、道路自費をもつて清掃の主意書

今般御巡幸に就ては、人民各方共振つて応分の力を尽さぬ者はない。何となれば千古未曾有(いまだかつてなかつた)の美事に於ては、我々人民においては、絶えて能はぬ義務であるからである。而してこの度当室蘭港内人民の如きは非常に窮迫(困つてゐる所)から非常の高金を募り、母恋にて御小休所(今の天沢水の附近)を新設し、且つ室蘭港札幌通りより本郷、郡界字ウクスバウス(今の鶯別町境辺までの間)に至る道路の凸凹を平均し掃除をも併せて負担し、第二組人民の力を待たずして之れを成し遂げるとて、己に当時結合して出張書記官に申入れ、大いに嘉賞せられ己に御小休所の如きは現在普請着手中なり。誠に莫大なる美挙であると云わなければならぬ。而して室蘭港の人民の如きは、東集西会の徒(諸方より寄り集まりたる人々)。にしてさい尚且つ上記の如し、ましてや我同盟諸氏の如き一郷より移住せる良民にして元より結合団らん力あるは論を待たず且つ幌別郡の如きも是の挙を聞き又振つてその郡内道路の凸凹を直した。然れば即ち我が同盟諸氏も黙して止む事ができず大いに勉勵しなければならぬ。故に今般奮つて室蘭郡字ウクシハウス

より以北幌別郡へ一里間の清掃を負担しなければならぬ。是れ少しは至難の事業に似たれども、衆の力をもつて行ふ時は、怪々易々たる仕業であることが明らかである。且つ当事業の義務たるやただに天皇陛下御通輦の爲めに尽す計りでなく、又開拓使に尽し併せて公私往來の便利なる事は僅少ではない。然らばすなわち一挙の業をもつて三徳をとふことができる。我が同盟諸氏の芳名は千才に記録せらるることが明かである。加うるに我が同盟諸氏たりと雖亦た皇国の民なれば、決して報国の義務となす勿れ、官民の便を計るとも亦もつて報国の義務である。ましてや一挙三徳の美事たること誠にゆるがせにするなかれ。且つこの挙の功を奏するに至らば只に同盟諸氏の光榮とする計りでなく、我家の光榮何物にもくらべがたかろう。故に諸氏勉めてこの挙に賛成し速かに着手しともに俱に功を奏して、室蘭港の人民に笑いを受けないように望む。

故に急速時日遷延なく所謂先きんずれば人を制し後るれば人に制せらるるの古事を服ようして速かに着手奏功の義務を果すよう刮目撓足(目を大いに開き足をまげて)企望する所である。

明治十四年八月十五日

石川光親印

千舞籠

輪西 三ヶ村移住民 中へ

塵別

◎ この激励に応じ、添田竜吉等人夫数十人出役して完成を見る。依りて官よりこれを嘉賞せられ左の賞金を下げ渡された。

一、達二百五十四号

室蘭郡第二組

戸長役場

室蘭郡役所



御巡幸に付幌別郡内道路自費をもつてこの郡民共修理したる事は奇特に付今般宮内省より左記のとおり御賞与金下賜されたので回送するから、郡民え下げ渡し総代人より請書を取り差し出すよう取計らうよう申入れる。

昭和十四年九月六日

左記

室蘭郡第二組各村へ

金二十四円二十九銭一厘

右に付九月十一日泉麟太郎より金員廻付交付済み。

以上

◎(明治四年九月十一日泉麟太郎より会員廻し文達二百五十四号)

室蘭郡第二組

室蘭郡役所



戸長役場

御巡幸に付幌別郡内道路自費をもつて該郡民共修繕致したるは奇特に付今般宮内省より左記のとおり御賞与金下賜されたので、廻すに付郡民へ下げ渡し総代人より請書を取り差し方取計らはれたく申入れる。

十四年七月六日

室蘭第二組合各村

金 二十四円二十九銭一厘

御巡幸御用に付御下げ金

一金 八円五十八銭 漁業人夫に頂戴の分

一金 四円十三銭 夜具家具損料分

一金 二十八円 橋船人夫

一金 三円 也 筒筒海艦四隻船損料分

ノ金 四十三円七十一銭。

右のとおり御巡幸御用人足漁業人夫へ御下げ渡金上記のとおりである。

明治十四年九月

室蘭村十番地

高橋 徳兵衛

室蘭郡第二組

戸長 御中

補
の
第
三

明
治
二
十
四
年
十
一
月

室
蘭
郡
民
ノ
主
義

室
蘭
郡
同
志
者

天地ノ間何物カ盛衰ナカラン嗚呼詳言ヲ得サルノミ

開闢以來未タ世界ニ統轄者ナシ西比利亞鐵道支線ヲ生スルモ自然ノ氣運ナリ頼ムヘキモノ唯自國の確立ヲ頼ムノミ自國ノ發達ヲ頼ムノミ然リ而メ確立ノ基發達ノ礎ハ一唯誠ニ人類ノ心ヲ纏ムニアランノミ

夫レ君主ノ共和ト國情ノ異ハ各國比々然リ況ンヤ二千五百五十一年垂統一系ノ國下ノ上ニ靡クノ事實ハ歷々微アリ人類ノ心ヲ纏ムノ法万国ニ比シテ甚タ易キ者アルニアラスヤ悲哉唯其極ハ言フヲ得サルノミ

抑今日本邦ヲ維持スルノ緊急要務ハ大凡ソ財政及海陸兵ノ擴張ヲ首トシ司法權タリ衛生タリ教育タリ擴張セサル可ラサルモノ種々許多アリト雖モ要スルニ無産窮乏饑寒ニ呼フノ民ヲ救ヒ以テ全國人類ノ心ヲ纏ムヨリ急ナルハナシ

今ヤ三府四十三県到ル処貧窮ノ慘状ヲ視不景氣ノ嘆声ヲ聞カザルハナシ是畢竟本邦ハ人類余アリテ而メ事業少キノ致ス所ニ因ラスンバアラザルナリ況ンヤ明治ノ初年ヨリ昨年迄ヨ「平均スレハ年々四十三万余人ノ増殖ナリ然ラハ則チ今後ノ十年ハ六十余万ノ」平均ヲ見ル必然ナリ之ヲ以テ之ヲ推セハ數十年後ノ本邦ハ嗚呼実ニ如何ンヤ

故ニ之ヲ幸トシ之ヲ時期トシ規模広大ナルヘキ海外移住ノ計全ク日本ノ版図ヲ拓ムヘキノ國光ナルカ如シト雖モ如何セン本邦ハ未タ條約ノ改正ヲナサ治外法權ノ徹去モナキ今日ナレハ決シテ版図ヲ広メ國光ヲ増スニアラスシテ日本國民ヲ外人ニ奴隸タラシメ以テ國辱ヲ曝ラスニ外ナラス

抑日本全國二万四千七百九十四方里ヲ百分シテ其二十八九分ニ當ルヘキ北海道七千方里(六千九百十八方里ハ千嶋諸嶋ノ過半ヲ算入セサルモノ)不毛無人の沃野アルニアラスヤ目前私有ノ地ヲ未成ニ

シテ遠ク他ニ又之ヲ求ムハ道理ノ許サ、ル所ナリ況ンヤ鐵道ハ馬関ト備後トノ間百哩許及室蘭岩見沢間八十五哩許ヲ連絡セハ長崎ヨリ歌白迄全通シ而メ支線ハ小樽札幌ヨリ關東諸州及信濃越後ヨリ畿内及越前ヨリ皆既ニ通シテ全國略ホ其便ヲ得ルノ場合ナリ氣運着々歩ヲ進メ官設民設ヲ論セズ總計五千哩許ヲ敷クトセハ全國實ニ蛛網ニメ殖民興産ノ事ヨリ需要ノ便否物価ノ高低等渾テ山間モ亦海辺ト其感ヲ同フシ都鄙均シク其業ヲ饒ニシ海内一無産ノ民ナキニ至ラン民力略ホ増シ人心略ホ纏マリ是ニ於テカ海陸兵ノ擴張タリ版図ヲ海外に広ムタリ羽翼ヲ東洋ニ伸スノ計誠ニ期スヘキナリ

夫レ鐵道全國ヲ通シ往々ハ五千哩ニ至ルト仮定セハ其内北海道ハ一千五百哩ヲ以テ相當ト思惟スルナリ而メ此一千五百哩ノ内目下既成及工事中ノ分トヲ含メ二百五十哩トセハ則チ更ニ一千二百五十哩ヲ設ケサル可ラス且殖民鐵道ナルモノハ素ヨリ無人無荷ノ境ニ設クルモノナルヲ以テ民設ニ附スレバ幾分ノ保護ヲ与フヘキハ勿論ト雖モ若シ充分ニ与フルトセハ寧ロ官設ニ如カサラン故ニ官設民設ノ事ハ暫ラク之ヲ措キ何レニシテモ右鐵道ノ成功ハ八九十年ヲ期ストセハ傍ラ又十年許ノ間ニハ目下ノ四千余万人ヲメ五六百万人以ヒニ至ラシムルノ計画モ亦ナカル可ラス而メ斯ク猛進セシメンニハ移民ノ保護トナルヘキ間接ノモノト直接ノモノトモ亦ナカル可ラス則チ港灣ノ築造及沿海道路内部道路其他排水タリ堤防タリ河海ノ掘割タリ又ハ燈台及電信郵便タリ道庁吏員ノ増加タリ移民非常困難ニ遭遇スル際ノ保護等はナリ而メ之ニ對スルノ金額ハ精調ニ精調を遂ケサレハ豫算シ得可キ者ニアラスト雖モ全道ヲ成功シ終ランニハ到底數千万円ヲ要ス可シトノ事實ハ從來種々ノ調査ニ由テ素ヨリ既ニ判明シアル者ナレハ今ヤ略ホ之ニ相當スル支金決定ノ上ナラテハ精調ノ必要モ亦ナキカ如シ故ニ唯事業ノ順序ヲ大凡ニ列記シ而メ其概算ヲナス者則大略左ノ如シ

北海全道ヲ猛進シテ開キ尽ス可キ費額概算
 第一項 金三千七百五十万円

是ハ官設鉄道一千二百五十哩（詳細別紙）一哩金三万円平均トス
 但民設ニ付シ年六朱ノ利子十二ケ年間保護ストセハ二千七百万円ナリ
 第二項 金八百五十万円也

是ハ港湾十八ヶ所（詳細別紙）築造費
 第三項 金三百四十五万円

是ハ沿海道路四百七十二里（詳細別紙）開鑿費
 第四項 金七百零二万円

是ハ内部道路八百四十一里（詳細別紙）開鑿費
 第五項 金四百万円

是ハ排水里道新市街ノ設計各地ノ橋梁及既成道路ノ修繕（内訳別紙）費見込
 第六項 金五百万円

是ハ堤防及河海ノ堀割費見込
 第七項 金三百万円

是ハ燈台電信郵便及道庁吏員ヲ増加スル等ニ対スル費見込
 第八項 金百五十万円

是ハ人口五百万以上田畑一百万町歩以上ニ及フ迄ノ間ニ於テ非常困難ニ遭遇スルモノアルトキ救助
 スヘキ予備並時々ノ賞与費見込

第九項 金二百万円

是ハ全道各地ヨリ申出ツル必要工事ト認ムル際支出スヘキ予備費見込
 合計金七千九百七十七万円

是ハ廿四年度の才計余剰金六百五十一万円ノ内六百万円ヲ初年トシテ爾后年々六百万円宛ヲ支出ス
 ルモノトセハ十二ケ年内ニシテ成功スルカ如シト雖モ年月ノ延縮ハ期ス可ラス且ツ各項金額ノ過不
 及ハ互ニ之ヲ流用スヘシト雖モ合計ノ額ニ於テハ不足ヲ生スルモ別ニ増加セスシテ稍ヤ己ニ國ノ姿
 トナルヘキヲ信ス若シ余剰アラハ十二ケ年ノモノ十一ケ年ナリ十ケ年ナリ以テ支出ヲ止ムヘキノミ

鐵道線概調		地名	哩数	地名	哩数	地名	哩数
合計	一千二百五十哩	歌白網走間	一三〇	音更原野大津間	六〇	江差福山間	四〇
		空知炭山釧路間	一五〇	滝川村増毛間	五〇	室蘭長万部間	四五
		釧路根室間	八〇	月形、石狩、当別、合計	六〇	夕張日高方面間	八五
合計	一千二百五十哩	根室網走間	九〇	函館、長万部、計	一五〇	千嶋諸嶋ノ内	五〇
		永山村宗谷間	一三〇	江差大野間	三〇	支線予備	一〇〇
此金三千七百五十万円		一哩ニ付金三万円					

港灣築造概調

港灣名	金高	港灣名	金高
根室灣	七三、万円	石狩川口	四五、万円
花咲灣	二、万円	浦河灣	二五、万円
釧路港	六五、万円	函館港	一〇五、万円
厚岸港	二〇、万円	江差港	三五、万円
浜中灣	三五、万円	稚内灣	五〇、万円
網走港	七五、万円	鴛泊灣	五〇、万円
猿澗港	二〇、万円	香深灣	五〇、万円
留萌灣	一一五、万円	佐原灣	二五、万円
增毛港	三〇、万円	白尻灣	二五、万円
合計十八ヶ所	合計八百五十万円		

沿海道路概調

地名	里数	地名	里数
函館福島間	一六、二分八厘	枝幸紋別間	二三、七分
福山江差間	一七、二分	紋別網走間	二一、八分三厘
久遠瀬棚間	九、七分八厘	標津根室間	一五、二分
瀬棚寿都間	二一、九分三厘	下湯ノ川森間	三〇、九分九厘
寿都岩内間	一一、五分	長万部旧室蘭間ノ内	一四、五分
岩内古平間	一九、六分三厘	浦河幌泉間	一〇、三分
小樽銭函間	三、九分四厘	苫小牧浦河間	二九、六分四厘
銭函石狩間	五、三分	幌泉広尾間	一三、七分八厘
石狩厚田間	五、二分七厘	広尾大津間	一三、八分一厘
厚田増毛間	一一、二分七厘	大津釧路間	一九、六分四厘
増毛宗谷間	五二、二分五厘	釧路厚岸間	一五、八分一厘
宗谷枝幸間	二五、七分一厘	厚岸昆布森間	二一、三分六厘
斜里幌内間	一一、五分	根室野沙布花間	一一、五分
標津羅臼間	一八、五分		
合計四百七十二里	此開鑿費金三百四十五万円	一里ニ付平均七千三百十七円	

内部道路概算

地名	里数	地名	里数
上川根室間	九四、	群根別虹別間	一九、
空知太空知炭山間	四、	サウツル、ビポロボンキン間	一九、
空知炭山「ベンケシントク」間	一八、	忠別網走間	四〇、
磯川「ベンケシントク」間	二五、	磯川陸別間	九、
大津音更原野間	一九、	紋別ナヨロ間	二二、
十勝洞仏太陸別間	二〇、	空知太ナヨロ間	三〇、
厚岸浜中間	五、	留萌江太別間	一〇、
落石音根洞間	三、二分	浜益樺戸間	一三、
定山溪虻田間	七、五分	下湯ノ川河汲間	六、
尻別原野同川口間	一六、	銭亀沢亀尾間	一、五分
笹小屋惣助間	四、	古武井樞法華間	一、
小樽尻別原野間	一〇、五分	七飯鹿部間	六、
大江村余市水野間	七、	礼文華ベタス間	一、五分

岩内余市間	九、	美々川原野間	九、
昆布川ロヲブケン	七、	千才夕張間	六、
雷馬同川口間	四、五分	嶋松アンノロ間	八、
黒松内賀春別間	六、	幌内太空知炭山間	一一、
国縫利別間	一四、	雨竜太エタン別間	一一、
遊楽部見市間	九、	雨竜太ヤスシハラ間	六、
落部俄虫間	一二、	アンノロ虹別間	五、
木古内北村間	八、	沙流太沙流太原野間	二二、
新冠新冠原野間	八、	岩内硫黄山間	四、七分
染退染退原野間	九、	頓別天塩間	一一、
浦河幌別大津間	二五、	厚岸虹別間	五、五分
利別屈足間	一九、	浜中津菜内間	一四、六分
利別美利別間	九、	弟子屈ワツロヲキ間	五、五分
美利別美利別原野間	八、	忠別天塩川口間	五〇、
白糠チヨロ足寄間	一八、	歴舟猿別間	一八、五分

十勝川口ペンケシントク間	二七、	尻岸内亀尾間	三、五分
五里沢俄虫間	三、	白糠チヨロ洞弘太間	一三、
目名熱邪間	八、	斜里忠類間	一一、
合計八百四十一里			

此開鑿費金七百二万円 一里ニ付大凡八千三百四十七円平均

五項排水其他ノ概内訳	
排水	百万円
新市街大小五十ヶ所見込	五十万円
既成道路(詳細別紙)ノ修繕三十万円	二百万円
合計金四百万円	

既成道路修繕概調	
地名	里数
函館森間	一一、五分
地名	里数
小樽岩内間	一七、

里道
橋梁(道路既成二百六十
八里未成千三百十
七里五分五厘間)
二十万円
二百万円

森長万部間	一五、五分	余市古平間	五、
長万部室蘭間ノ内	五、	当別月形間	六、
吉岡福山間	三、	月形増毛間ノ内	一〇、
亀田江差間	一七、	市来知月形間	五、
長万部寿都間	九、	札幌市来知間	一三、
室蘭札幌間	三四、	市来知幌内炭山間	一、
岩見沢上川間	二三、	軽川樽川間	一、
札幌江別間	四、	札幌定山溪間	七、
札幌石狩間	四、	札幌山鼻石山間	二、
同旧道路	六、	根室昆布森間	三、
厚田増毛間ノ内	五、	厚岸標茶間	九、
漁村漁開墾地間	一、	釧路標茶間	一二、
江別輪津間	四、	江差久遠間	一五、
野津幌輪津間	三、	鷲別室蘭間	二、
輪津漁村間	三、	函館下湯ノ川間	二、

札幌輕川間
輕川花畔間

二、
二、

石狩当別間
襟津当別間

三、
二、

合計二百六十八里

此修繕費金三十万円

一里概算千百十九円ノ平均

参考紙 排水竝ニ市街道路等

函館市街大下水	二万円	北見原野排水	三万円
上川市街道路	六万七千五百十円	十勝原野排水	五万五千円
雨竜原野排水	九万円	室蘭近傍排水	二万円
上川原野排水	九万円	室蘭市街改修	二万円
トツク太排水	三万五千円	天塩原野排水	五万円
夕張原野排水	二万五千円	尻別原野排水	二万五千円
札幌市街大下水	三万円	空知原野排水	五万円
合計金六十万七千五百十円		各地橋梁費	四十五万円
河港道路橋梁 排水修繕費	二百五十五万円		
土木事業計画費	七十万円		
合計金三百七十万円			

右ハ巨額ノ如シト雖モ国庫一ケ年分ノ収入ニ充タス且ツ海陸軍其他ノ如ク無限ノ年間費スモノニハアラ
ス而メ施政ノ点ヨチスルモ軍備ノ点ヨリスルモ是非已ムヲ得サルノ要務ナルニモ拘ラス昨二十三年初
期国会ノ有様ハ両院共ニ兎角北海道ノ事情ニ疎ナルカ如キヲ以テスレハ北海道ヨリモ亦是非国会議員
(若クハ準スルモノ)ヲ出サ、ル可ラス而メ国会議員ヲ出サンニハ先ツ以テ自治制(特別)ヲモ施サ
、ル可ラス

又或ハ世論ノ如ク北海道ハ開拓使ノ初メヨリ今日ニ至ルマテ不信用ナルカ為メ爾后巨万ノ金ヲ投スル
能ハストセンカ該北海道ノ不信用トハ官ヲ指スカ民ヲ指スカ得タ全般ヲ指スカ世論甚タ漠タリ(若シ
官ヲ指サハ何ソ北海道ニ限ラン)ト雖モ若シ北海道ハ地方議會ナキカ為ニトセンカ北海道ハ既ニ前述
ノ如ク全国百分ノ二十八九ニ当ルノ面積ナレバ四十三四万人ノ内一千五百万人許ヲ容ル、ハ相当
(地味ノ差アリ内地トハ同一ナラサルヘキモ水産及養蚕蠶類ノ饒アリ)ナルヘキニ稍ク四十万人ニ過
キザルノ今日ナレハ未タ國ノ姿ヲナシタリト云フ能ハス

又決シテ我々四十余万ノ為メニハアララシテ、
全ク日本全体ノ為メ
ニ謀ルノ要件ナレハ該一千五百万ノ三分一ナル五百万人ニモ充タサルノ間ハ単ニ國會ノ負担ニ至当ノ
事ナルヘキモ独リ兩院共ニ本道ノ事情ニ疎ナルカ為メノミナラス或ハ時事ノ都合モアラン故ニ本道ニ
ハ地方議會ト國會トヲ折衷セル如キ一種殊様ノ規則(簡單)北海道議會ナル者ヲ設クヘシ而メ以上三点ニ対
スルノ經費ハ別ニ民力ヲ煩サ、ルノ方法(三等ニ區別シ水産稅ヲ地方費ニ用ヒバ充分ナラン)アルヲ
信ス且ツ生命期ス可ラサル無人ノ境ハ人類ヲ便リニ集マルモノナレハ日本ノ為メ是非ニ開カサル
ヲ得サル北海道ノ天地ニ立チ苟モ多少業ヲ営ム以上ハ農工商ノ別ナク本籍寄留ヲ問ハス財産ノ有無ヲ
論セス渾テ本邦ノ一大義務者ナルヲ以テ假令一金ノ租稅ヲ納ムル無キモ内地ノ拾五円以上ノ者ニ比メ

一層ノ義務アルヲ信ス（内地ハ膏血ガ北海ハ犠牲）

尤モ斯ク猛進ノ開キ尽サハ北海ノ全部十年許ノ間ニハ内地同様ノ姿トナリ二十年許ノ間ニハ内地同様ノ租税ヲ納シムルニ至ルハ論ヲ待タサル可シ

故ニ人心ヲ纏ムノ極ハ言フヲ得サルモ我々四拾余万ノ同胞率先ノ以上要務ノ順序ニ尽サハ本邦確立發達ノ基礎是ニ於テカ其緒ニ就ク可キナリ

彼ノ北海道ハ明治二年七月ヨリ本年迄二十二年半ノ間一ケ年平均二百万円許ニ当ルノ大金（海陸軍費丈ニ比スルモ如何ソヤ）ヲ投入セシニモ拘ラス成功ノ鈍キ（功跡中ノ失ハ神聖モ免ル能ハス）ヲ以テ開拓ノ無益ヲ言フカ如キハ年々六拾余万ノ増殖ニ及フ無産ノ民ヲ如何セン海陸軍ノ拡張ヲ如何セン

外人雜居ニ対スルノ準備及西比利亞鐵道「ニカラグワ」堀割後商況ニ対スルノ準備ヲ如何セン我カ日本前途ノ為メニハ唯北海道ヲ開クノ緊急アランノミ是レ北海全道我々四十余万ハ発起シテ而メ日本全

国我々四十余万ノ為メニ計画スル所以ナリ

室蘭郡相談員

- 添田 欽允
- 渡辺 俊三
- 鈴木 吉太郎
- 佐口 藤十郎
- 宮崎 久兵衛
- 小杉 久兵衛

同郡賛成員

- 添田 竜吉
- 吉田 万之助
- 高平 嘉六
- 矢幅 專太郎
- 猪狩 直記
- 滝本 新三郎
- 小坂 文造
- 亀田 松太郎
- 嶋岡 栄太郎
- 穴沢 忠春
- 三田 千代八
- 飯田 伊三郎
- 藤谷 源吉
- 大高 鉄造
- 西沢 忠作
- 山本 清太郎
- 南条 徳治
- 石田 久吉

森 森 栗 青 田 高 星
 田 田 林 木 中 田 山
 盛 盛 吉 毛 桃 善 七
 治 治 次 一 三 治 郎
 太 郎 郎 郎 郎 郎 郎

外略ス

永 及 佐 赤 沢 関 秋 秋 相 高 伊 岡 山 小 河 本 藤 笹 岩
 井 川 木 塚 田 岡 岡 馬 橋 野 田 中 杉 野 多 原 谷 本
 音 鶴 与 治 清 逸 芳 彦 鉄 七 省 健 房 亀 右 長 永
 治 松 吉 徳 作 栄 造 郎 一 郎 蔵 吾 丞 吉 郎 新 吉 郎 助

旧主石川光親行賞之義願

私共

明治初年本道ニ移住ノ素志タル曩ニ戊辰ノ役我カ仙台藩大義名分ヲ誤リ宗藩封ヲ滅セラル、ヤ旧主石川邦光ノ采邑磐城国伊具刈田両郡ノ内角田モ亦其削封中ニアリ尋テ南部藩該地ニ転封セラル、ニ及ヒ一千三百余戸七千有余口ノ旧臣足ヲ容、ニ地ナク流離顛沛得ニ販スル所ヲ知ラサルニ至ル是ニ於テ乎宗藩ニ請フニ撫恤ノコトヲ以テスル數回宗藩説クニ土着販農南部藩ニ屬スルノ外策ナキヲ以テシリゾケラル然リト雖モ數百年來君臣ノ情誼ヲ絶テ士籍ヲ脱シテ俄然農商ニ伍スルハ累世武門ニアルモノ、尤モチ辱トスル所ニシテ其心情亦之ヲ棄ツルニ忍ヒス茲ニ於テ邦光家宰広西岱介、高山恒三郎等ヲシテ士籍ヲ脱セス其所置ヲ得ン事ヲ周旋計畫セシメシカ為殊ニ兩人ヲ上京セシム時アタカモ廟議蝦夷地開拓ノ挙アリ以為ラク蝦夷地ハ皇國ノ北門ニシテ魯國ト境ヲ接シ彼ノ茲士ニ垂涎スル寔ニ一日ニアラス若一朝不慮ノ變アルニ際セハ一同挺身奮ツテ戍辺ノ任ニ當リ外侮ヲ禦ギ昇平無事ノ日ハ古來不毛ト称シヲ顧ミサルノ土地ヲヒラキ或ハ漁獵ノ業ヲ起シ以テ皇恩ノ万一ヲ報シ併セテ曩ニ大義名分ヲ誤リタルノ罪ヲ償ヒ國民ノ義務ヲ尽スハ真ニ此舉ニ如カスト明治二年六月情ヲ陳シテ按察府ニ請願セルニ大ニ其議ヲ容レラレ、同年八月添書ノ交付ヲ受ケケ岱介等ヲシテ其ノ意ヲ民政部省ニ陳述セシム朝廷亦大イニ之ヲ嘉納セラレ同年九月邦光ヲ召シ同月十三日志願ノ趣神妙ニ被思召北海道開拓御用被仰付

家臣其他有志ノ徒ヲ募リ漸次開拓ノ実効ヲ奏スヘキ旨御沙汰ヲ蒙リ即日胆振国室蘭郡ノ支配ヲ命セラハ是ニ於テ販リテ朝命ヲ旧臣等ニ告クルニ及テ一同感激抃舞タタナラス尋テ同年十月邦光其臣泉忠広ハ添田竜吉外數名ヲ率ヒ室蘭郡ニ至リ版図授受及開拓ノ方針ヲ企画シ泉忠広外數名ヲ本郡ニ止メ邦光ハ添田竜吉其他ヲ從ヒ一旦帰國更ニ旧臣ヲ引率移住セントスルニ當リ在國ノ旧臣等専ラ土着販農ヲ唱ヒ迂延決セサルヲ憤リ添田竜吉、泉隣太郎等飽ク迄前説ヲ主張シ北地ニ移住シテ開拓ノ実効ヲ奏セント期シ有志若干名ヲ糾合シ自費ヲ以テ翌明治三年四月本郡ニ移住シ漸次千舞籠、元室蘭、輪西ノ三ヶ村ヲナセリ然ルニ同年七月ニ至リ邦光移住遷延ノ故ヲ以テ本郡ノ支配ヲ免セラレ既ニ移住ノ輩ハ伊達邦成、片倉邦憲二氏ノ支配ニ分屬セラレ一同驚愕惶惑措ク所ヲ知ラス右ハ必竟、在國殘留ノ旧臣、中途其節ヲ變シ土着販農ヲ切願セシニ外ナラス此時私共一同ニ説ク曰ク怯懦因循彼輩ト共ニ事ヲ計ルニ足ラス憤然素志ヲ堅クシ草根木皮ヲ嚙ミ千辛万苦仮令斃シテ后止ムモ当初ノ志望ヲ貫徹セント盟フ、衆皆感憤倍勉勵努力ノ際 明治五年九月突然民籍編入ノ御達ヲ蒙リ一同落タン当初ノ素志水泡ニ屬スルノ止ムヲ得サルニ至リ精神タメニ粗喪シ随テ事業ノ衰頽ヲ來サン事ヲオモンバカリ、 殊ニ邦光既ニ支配ヲ免セラレ移住セサルヲ以テ人心自ラ萎靡隨テ離散ノ傾向アルヲ見、之ヲ統括督勵スルハ邦光ノ弟光親ヲ迎フルニ如カサルノ議ヲ發シテ一同ニ協議シ同年九月泉隣太郎ヲ旧國ニ派遣シ邦光ニ請ヒ且光親ニ謀ル光親年ハシメテ十二、時ニ座ニ在リ自ラ奮ツテ渡北セン事ヲ邦光ニ請フ、邦光大ニ其志ヲ嘉ミシ明治六年一月隣太郎ト共ニ本道ニ渡航シ専心開拓ノ業ヲ督セルヲ以テ移住ノ旧臣等倍奮起ス、此時戸數僅ニ四十一戸ニ過キス必竟人煙稀少ニシテ開拓ノ実効ヲ奏スル事難キヲ憂ヒ、明治十三年九月光親隣太郎ヲ從ヒ旧國ニ至リ邦光ニ謀リ同志ヲ促カシ戸數六十一戸人員三百二十八人ヲ率ヒ同十四年四月十六日ニ前記三ヶ村ニ分移セシム自來農業ニ勉勵罷在候処、明治十七年ニ至リ本郡輪西村ニ屯田兵

配置セラ ルニ及ヒ各村大半其ノ御用地トナル此時ニ当リ各自ノ子弟追々生長各独立農業ニ從事セシメントスルニ元來狹隘ナル地積ニ多分ノ御用地ヲ劃セラル、ニ依リイキホヒ、他ニ恰当ノ土地ヲ求メサルヲ得ス苦心焦慮ノ央明治十九年四月光親之ヲ忠広、竜吉、麟太郎ニ謀リ経営規画明治二十一年五月ニ至リ三ヶ村居住ノ旧臣中ヨリ屈強ノ壯丁アル戸数七、男女二十四名ヲ撰ミ麟太郎ヲシテ石狩國夕張郡字「アノロ」ノ地ヲトシテ再移セシメ爾來本郡ノ子弟其他旧領地ヨリ移民ヲ募リ新ニ角田村ヲ拓ク其当初、創メテ荊薪榛莽ヲ拓キ 草廬ヲ結ヒツ開墾ノ業ニ就クヤ柳風沐雨星ヲ戴キ月ヲ踏ンデ盛暑夏寒ヲ厭ハス潛心一意農業ニ從事シ苦辛經營聊カ今日ノ輪西、元室蘭、千舞籠、角田ノ四ヶ村ヲナセルハ実ニ是等ノ辛酸ヲ經タルノ結果ト云フヘキナリ、且ツ有珠郡ノ伊達氏ニ於ケル幌別郡ノ片倉氏ニ於ケル自費移住ノ名アリト雖モ明治四年一般支配所ヲ廢セラレ開拓使ハ土地人民引継ノ際難ノ自費移住ニ係ルノ費用ハ悉皆御下賜相成候得共石川家ニ於テハ邦光一旦支配ヲ免セラレタルヲ以テ自費移住ニ顯ノ如ク支出ノ金額ヲ下ゲ戻サル、ノミナラス開墾起業費トシテ不少ノ資金ヲ官ヨリ拝借シ后年皆之レカ棄捐ヲ受ク之ニ反シ我カ旧主家ノ如キハ單ニ我々共三ヶ年ノ開拓御扶助ヲ賜リタル而已ニシテ更ニ一金ノ開拓資本ノ拝借ヲモナサス真ニ純然タル自費移住ニシテ其艱難美ニ前者ト日ヲ同フシテ語ルヘカラス加之、有珠、幌別兩郡ノ如キハ土地膏腴ニシテ墾闢ノ業易ク我室蘭郡ノ如キハ山岳重疊地味礪确トシテ墾闢ノ至難ナル実ニ想像ノ外ニアリ然ルニ兩伊達家ノ如キハ己ニ授爵ノ恩典ニ浴シ普ク世ノ名誉ヲ博ス、之レ其功績ノ著シキニ依ルト雖モ必竟地利土壤共ニ良好ノ地ヲ得タルト官ノ厚キ保護アルノ結果モ亦与リテ力アリト云フヘシ

以上陳述仕候通我々共当初移住ノ素志ヲ固守スルト旧主光親幼ヨリ移民ヲ統括シ以テ聊カ拓殖ノ業ニ熱心從事仕候、事蹟篤ト御洞察特別ノ恩典ヲ以テ旧主石川光親ニ賜フニ相当ノ位勲御授与被成下候様御執奏被成下度依之旧臣一同ニ代リ別紙御参考書類相添私共連署此段奉懇願候也

北海道胆振國室蘭郡輪西外ヶ村及石狩國夕張郡角田村居住石川光親旧臣九十七名總代

泉 忠 広
 添 田 竜 吉
 泉 麟 太郎

明治二十八年九月

内閣總理大臣候爵 伊 藤 博文 殿

室蘭郡輪西村沿革調

屯田兵村ヲ除ク。

公立学校 一 神社 二
総戸数 百九十九戸

内

農家 百五十七戸
商家 四十戸
工業 二戸

一、懇成反別 二百九十四町一反二畝十歩
一、創立年月日 明治三年四月十五日

幌別郡鶯別村ニ於テ懇成セル反別

一、十七町六反歩 内 十一町二反歩民有地
六町四反歩 貸下地

開墾費七百四円 収獲見積高 金八百十円

室蘭郡元室蘭村沿革調

公立学校 一 巡查駐在所 一 神社 一
総戸数 六十戸

内

農業 五十五戸
商業 三戸
漁業 二戸

一、懇成反別 百四十二町三反四畝三歩
一、創業年月日 明治二年十一月二十日

室蘭郡千舞竜村沿革調

公立学校 一 神社 一
総戸数 六十一戸 悉皆農業

一、懇成反別 九十七町五反歩
一、創業年月日 明治三年四月十五日
有珠郡黄金シベ村ニテ懇成セシ反別

一、二十二町一反歩 内 十七町三反歩 民有
四町八反歩 貸下 開墾費八百八十四円 収見 千百〇五円

夕張郡角田村沿革調 明治二十七年十二月調

公立学校 一 私立学校 二 巡查駐在所 一 村医 一
 寺院 一 神社 一 渡船場 二
 角田村総戸数 二百九十三戸 但村費上納スルモノ

内
 農家 二百六十四戸
 商家 二十五戸
 鍛冶屋 三戸
 床屋 一戸

一、成墾反別 五百八十町四反歩
 角田村創業年月日 明治二十一年五月十九日
 長沼村 百一十一町四反四畝十五歩 成墾移 民 三十七戸

内 三十八町六反四畝十五歩 民有 開墾費 五千五百七十二円〇八銭
 七十二町八反歩 貸下 収見 八千九百十五円三十二銭
 室蘭外二ヶ村モ同様御取調御添付下され度

一、扣書一通御出願ノ日一応御面会下され度明日出札ノ見込ナルハ其積ニテ御運ヒ下され度
 一、至極宣敷御草案出来申候由僅心付キ朱書仕候得共文章ヲ成サバル分モ計リ難キモ然ルベク御取扱
 下サレ度候何分滞札中道庁へ相運ノ義務々御尽力下され度札咄表ハ充分尽力仕候事

総計

戸数 六百十二戸
 反別 千二百六十五町五反〇二十八歩

あ と が き

本書は、室蘭市外史ともいうべき方針の許に当市創設の初期を主として書き進んだものであるが、編集に当り既に九十余年も経過したので、当時の真相を知る人も殆んどなく、故郷宮城県角田市にも、子孫の方々は夫々御繁栄御活動されあるも、史実や当時の事情は殆んど聞く由もなく、又同県角田市史にも僅か三行計り移住者の記述がある計りで、只故竜吉翁の旧記や参考書類及び僅かに我家に遺れる現物によつて漸くまとめ上げたが、何分自費出版の少数の印刷製本なので、当市には引受ける印刷業者も少く、製本業者も一―二戸あるだけで原稿、写真等の蒐集にも手間どる折角各方面より玉稿、讚序を寄せられたにもかかわらず、約一ケ年余も延引し而かも粗末なる小冊子となり各位に対し誠に申訳ない次第であるが、兎に角故竜吉翁以下当時奮闘精神旺盛なりし開拓者の遺功を後世に知らしむる目的の一端を序述したものであることを、世の諸賢の御批判をこうと共に、上記の諸欠点を御寛恕頂きたいものである。

尚お邦光公は室蘭市一郡全部の支配を命ぜられたのに、今の知利別町乃至石川町だけの開拓を行つたのは、当時は主として畑地農業であり、漁業は主としてアイヌ族の主業であり中島町は低位泥炭地で且つイタンキ沼等あり知利別川の汎濫や海潮の浸水ありて人馬徒渉は勿論農耕に適さず、又絵柄のやゝ低丘陵地帯は耕作に適するも当時エトモ場所として先住民の定着あり、又所謂室蘭半島（イタンキよりエトモ迄は丘陵地に加えて重粘土にして而かも潮風海霧烈しくこれ亦農耕に適なりしために知利別以西の壤土又は沖積土地の適地のみを開拓したるものである。

終りに當つて町村道知事殿を始め玉稿、讃序を寄せられたる方々に対し深厚なる感謝の意を表す
るものである。

昭和三十九年十月 日

故竜吉翁

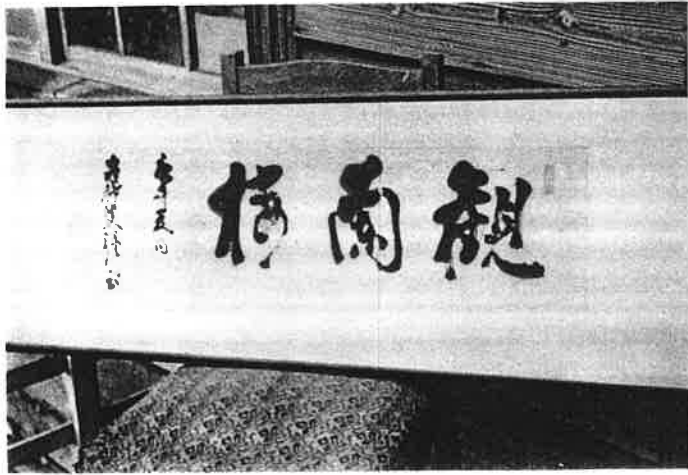
長孫男	添	田	竜	男
四孫女	藤	原	保	子
四孫男	添	田	九	里
			男	

甲辰秋
沈嘉道
人情好

卷一
沈嘉道



石川邦光公書





上

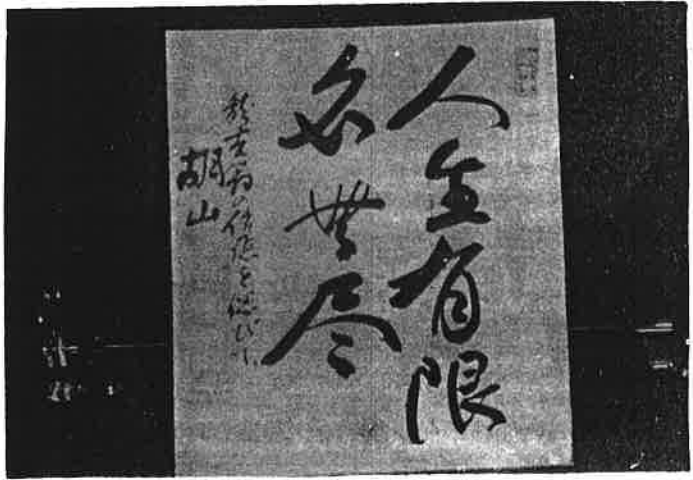
石川邦光公書

下

長子 欽允 号録針書

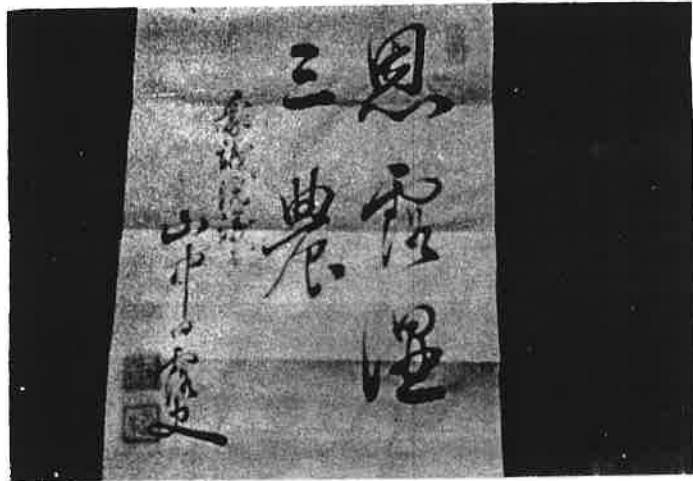


総理大臣 浜口雄幸閣下書



北海道庁長官 西久保弘道閣下書





上

前代議士 手代木隆吉氏書



下

前代議士 手代木隆吉氏書



上

衆議員議員 山中日露史氏書

下

室蘭百まで働こう会々長
富士製鉄幼稚園長

田中甚一郎氏書

添田龍吉翁の縁家 吉田允義氏書

丁卯元月廿一日

御
成
候
事
に
付
申
上
す

御
成
候
事
に
付
申
上
す

吉田允義氏
書





金婚式 明治 41 年 12 月 2 日

故 龍 吉 73 才
及 志計刀自 68 才





上

石川家第三八代

石川邦光公



下

石川俊在氏

(37代義光公の八男)



上

旧角田藩主命弟

石川光親氏

昭和31年8月撮影



下

泉 麟太郎翁

大正10年頃写



上

故 龍吉翁肖像 53才位
の当時

中

長子 故 欽允翁 70才

下

長孫 添田龍男影 67才

昭和37年8月1日
室蘭市開港90周年
市制施行40周年記念撮影



上

惠舞刀自尊影

(明治33年6月88才)

記念)

中

故 龍吉翁室 志計刀自



下

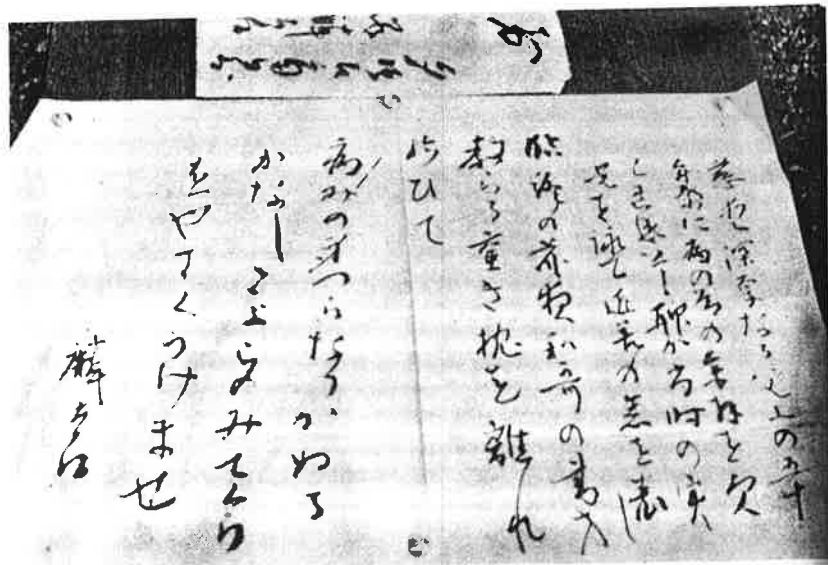
故 欽允翁室 惠喜刀自

(明治38年夏撮影)



上
添田家現在の住宅

(大正8年11月11日
移転新築)



下
添田家祖霊棚

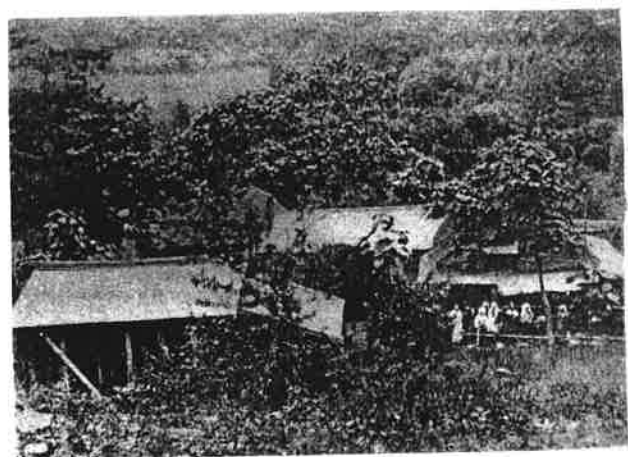
(昭和38年10月撮影)



上

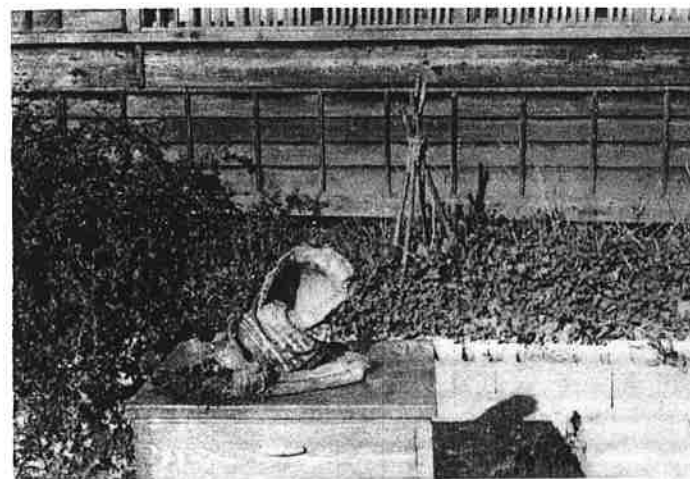
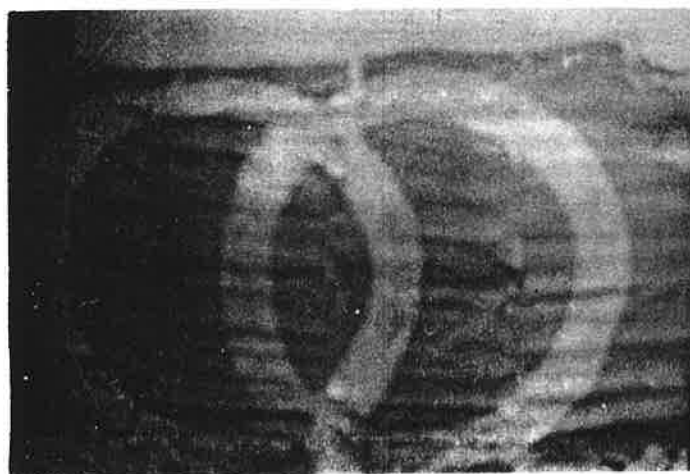
故 泉麟太郎翁晩年の書簡

(殆んど当主欽允宛の絶筆である)



下

同上 翁の敵君保翁五十周年祭に病気のため参
列されぬため(供御)を献じて当主欽允宛の書
簡



上

故 添田龍吉翁代々の住居

昭和35年7月撮影

宮城県角田市北町（今は牛額）

添田龍吉翁代々の住居

元は屋根は草葺二階建昔も今も養蚕室となつておる明治7年11月迄居住の処

今は加藤清氏の住宅地

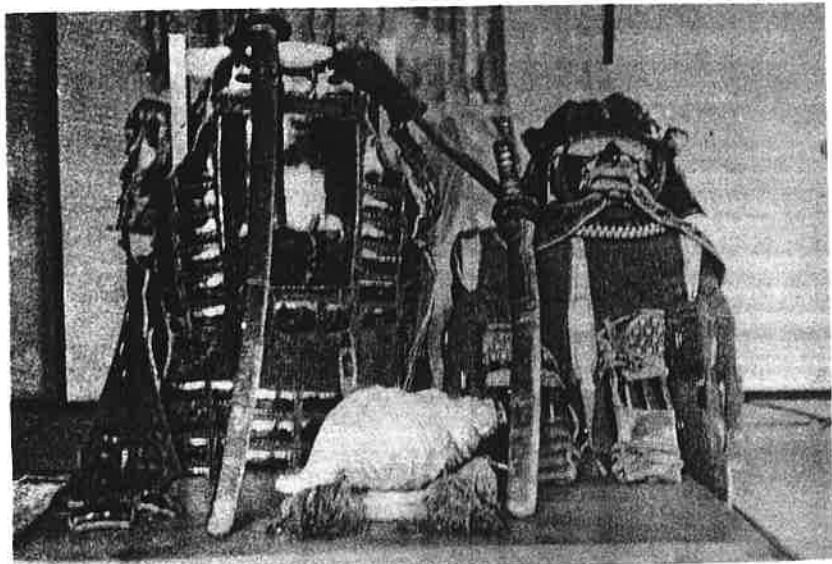
慶長3年石川家第25代昭光公（政宗の孫）角田入城以来12代268年間居住の処。

下

故 龍吉翁渡道当時の屋敷（大正七年五月写）

（本輪西町296番地 元・輪西村12番地）

向つて、正面草葺屋は本宅。（明治3年4月創築）左後方の柵葺は隠居家。其の左後方草小屋は厩舎。左手前柵葺は、倉庫（その右側小屋は塩貯倉）倉庫の後方草屋根は、作業小屋（自明治三年四月、至大正七年十一月間、二代四十八年間居住）



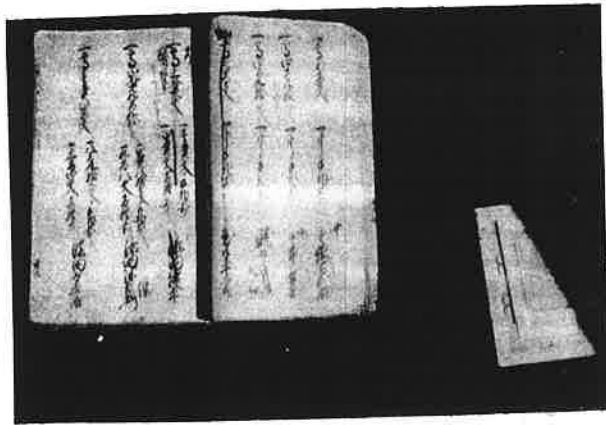
上

旗指物一流

赤地錦地に白く家紋の二ツ輪違いを表したるもの、旗の長さ6尺巾4尺位、これを棹に差し鎧の頬に指して敵陣に赴くもの。

下

添田家 家宝の軍用ホラ貝



添田家重代の鏡・兜・大小刀及槍等

右側 兜・面当・胸当及び脛当

兜は折疊式、紺糸織し五枚綴、槍は二間柄を中間で折り九尺柄となる。時代元禄の比新刀・脇差は本物は太平洋戦のガタルカナル海中に没した。これは別物で越前国住人・下坂近江守藤原継広の刀青江下坂二ツ銅御紋康継の系統。斬れ味よろし、長さ1尺6寸3分有り杉目乱れ、生中子無銘出来よろし。

左側は 胴及小手当、大刀は陣太刀で（生中子、無銘正真）肥前国近江大塚藤原忠広の刀鑄造、長さ2尺3寸7分これ有り、鐔は真田天竺作。鉄造り小倉巻にて、いかにも質素に、昔床しき拵にて、御家重代の御宝刀である。

添田家渡道發祥之地

明治三年四月六日移住

移住九十年記念

昭和三十四年五月十三日建之



上

昭和39年6月2日撮影

明治維新当時の角田藩臣の録高表

添田弥五左エ門及び龍吉翁の祖父及び父の名

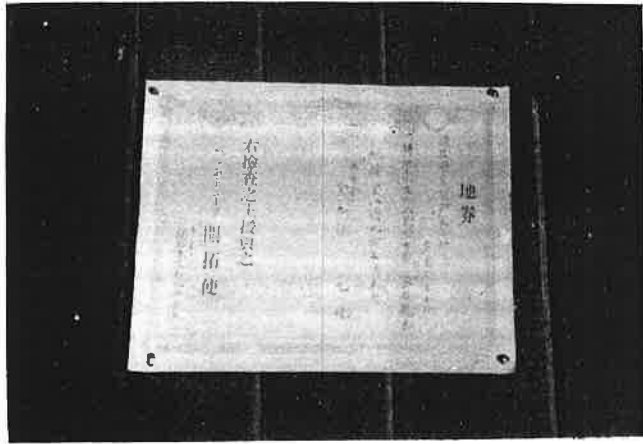
下

昭和37年8月1日

開港90周年のあゆみ資料展出品

市制施行40周年

(明治初年開拓当時の図)



上
昭和34年7月4日
旧邸内に建立

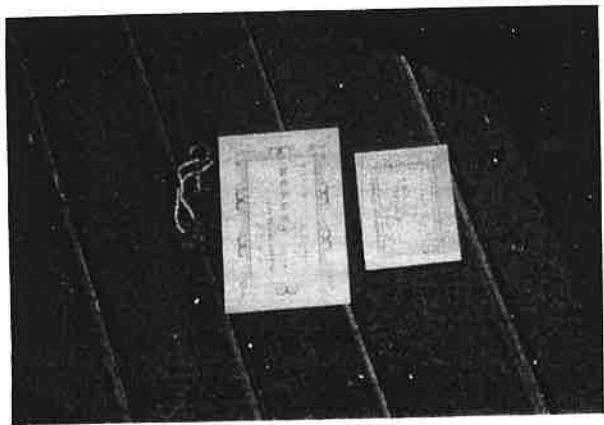
山中日露史氏 筆



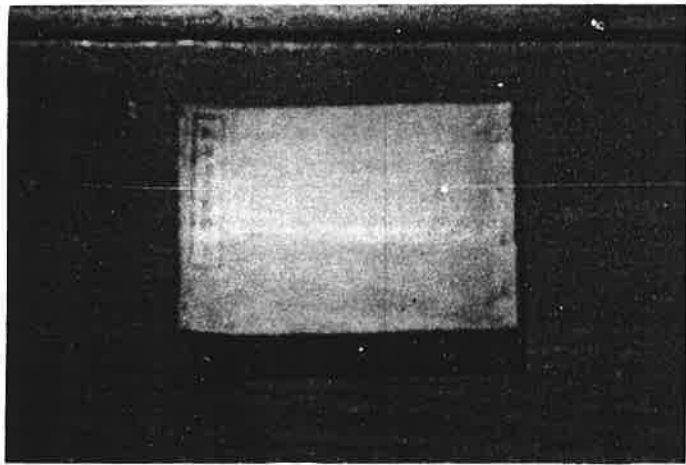
下
後方は元添田家牧場百町歩の内にて添田家
農場の一部 ○印 現在の住宅



上
本輪西町2.95番地の地券



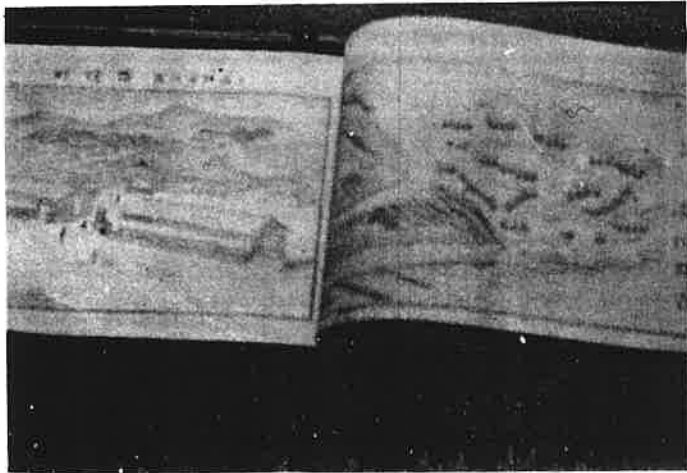
下
輪西製氷場地券



上

故龍吉翁製氷場鳥瞰図

(昭和13年8月頃若松六弥先生肉筆)

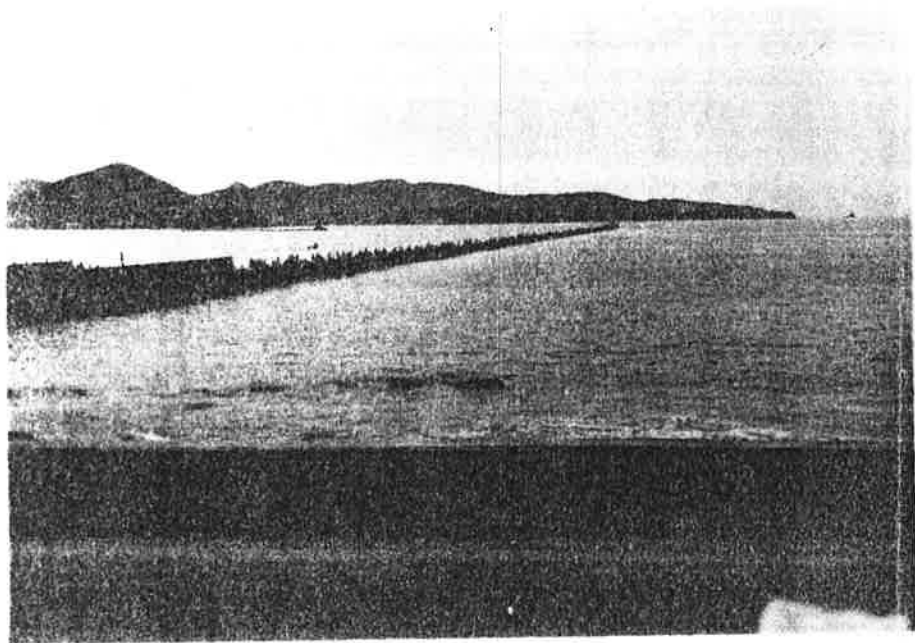


下

右 添田龍吉翁に対する蚕種販売鑑札

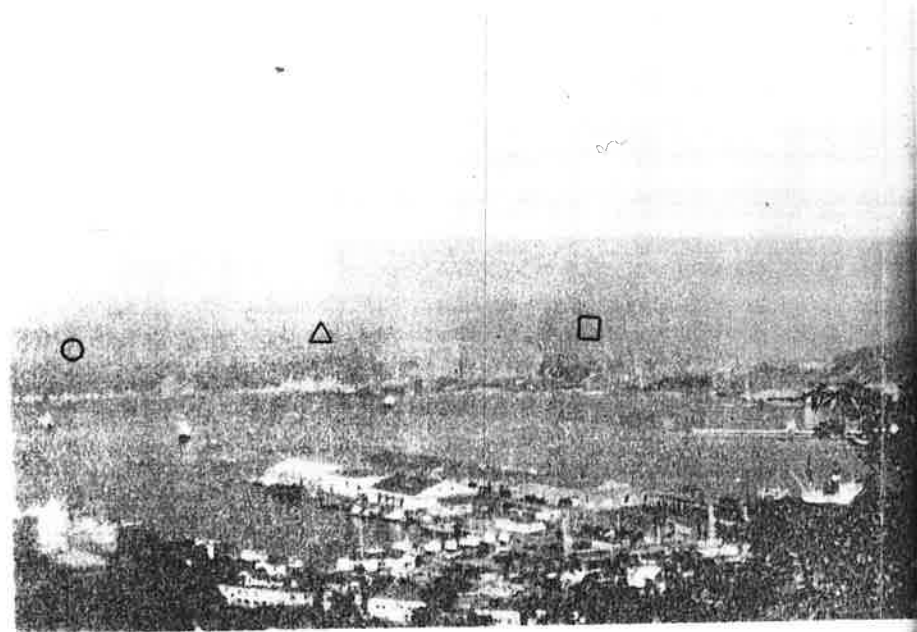
中 蚕種製造鑑札何れも道庁より許可書

左 鑑櫃(よろいびつ)の鍵



上

北海道立志図譜表紙



下

龍吉翁 製氷場及牧場見取図

(今の本輪西町141番地製氷場及ポンナイ
1番地牧場)



上

昭和 37 年 9 月 16 日 写

北防波堤上大公望連=陣屋町地先

左方は日本石油精製構内埋立地約 20 万坪

下

現在の室蘭港の一部

昭和 39 年 10 月 12 日 撮影

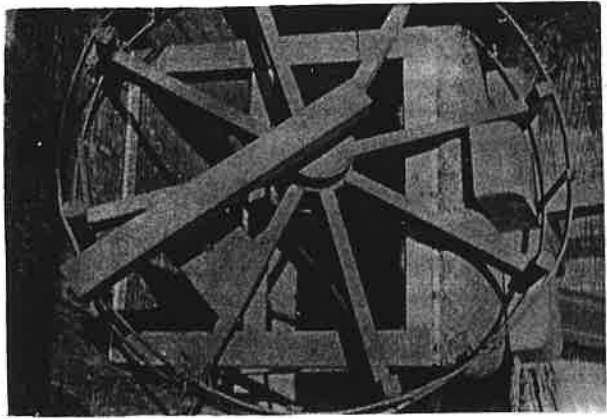
対岸 ○印は本輪西町埋立地海岸

同上 △印は富士セメント工場

同上 □印は富士製鉄室蘭製鉄所構内

同上 右端矢印方面は日本製鋼所室蘭工場及び社宅あり

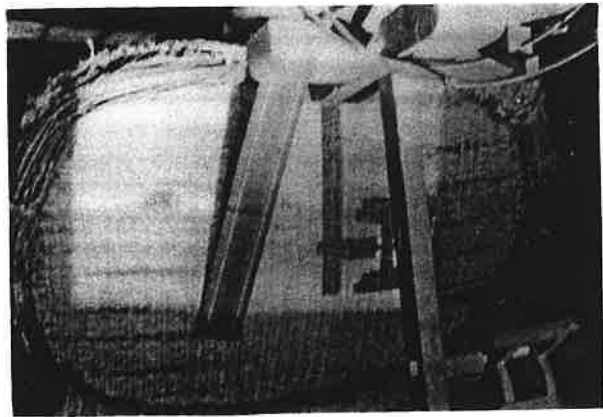
手前中央突出部は室蘭中央埠頭



上
龍吉翁筆蹟

右前ハガキ石川邦光公御直筆

(昭和36年10月6日撮影)



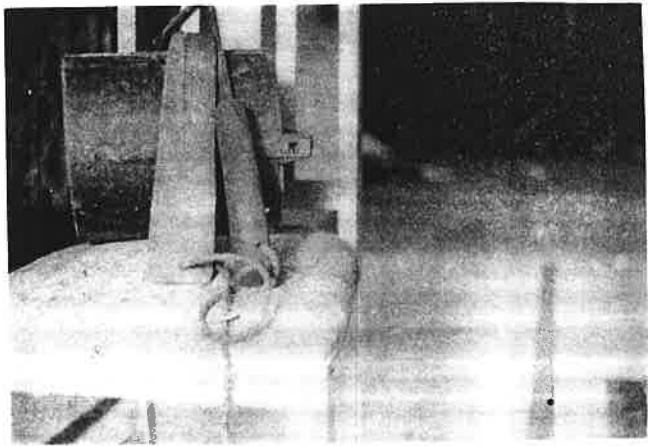
下

故 龍吉翁筆蹟

辛酸録末尾の部分



上
故 龍吉翁 明治初年より使用した養蚕
具の内座繰器



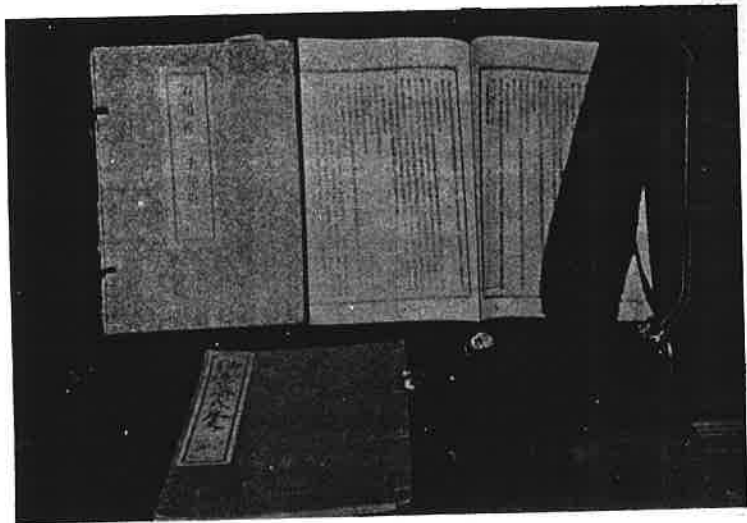
下
龍吉翁 明治初年より40年頃迄使用した養
蚕製絲用具



上
乗馬鞍の鑑及馬簾

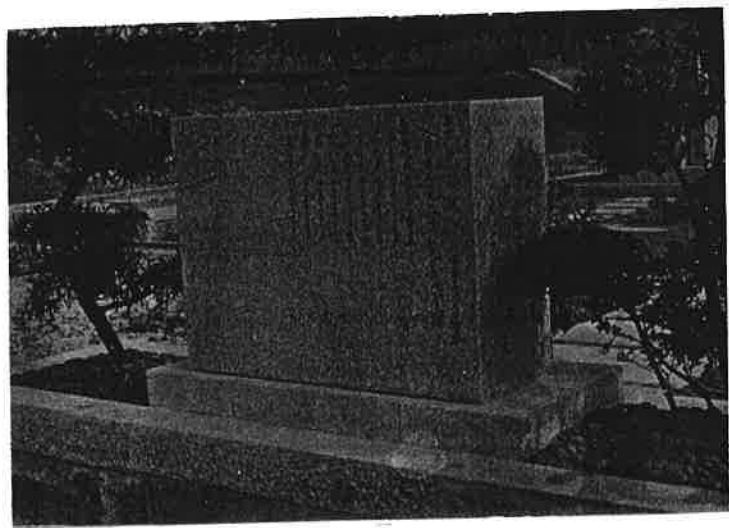


下
故龍吉翁渡道の際使用した龕燈と倉庫の鍵
(側には仙台・角田市・添田欽允(幼名)
と白書あり)



上

故龍吉翁明治初年勇払方面において射止
めたる鹿の生角



下

本輪西鑄鉄所製品

青銅製醸造釜（現存す）



上
石川氏一千年史及び仙台藩戊辰史



下
故石川俊在様御一家の墓碑
(豊中市共同墓地公園内)



上
添田家新宅屋敷内の稲荷神
祠（明治7年頃より奉建の
ものを大正8年11月移築
した）

下
添田家移住90年祭記念碑及旧
本宅の一部

所在

室蘭市本輪西町296

番地

昭和37年7月4日

龍吉翁御命日に撮る
（明治3年4月6日）

碑文

添田家渡道発祥の地
移住90周年記念

側面に

昭和37年7月4日 建立



渡道90周年記念祭（第1回移住者子孫）

前列 向右侧より 第1回移住者滝口新次郎氏長孫女
 第1回移住者の孫 浅野清氏
 龍吉翁長孫 添田龍男

中列 向右侧より 第2回移住者の後継者 咲間氏
 龍吉翁孫 高橋氏
 本城広平の後嗣孫 本城氏
 向左侧 第1回移住者の後継者 市場金蔵氏

後列 向右侧3人目第1回移住者 鈴木吉十郎 後継者

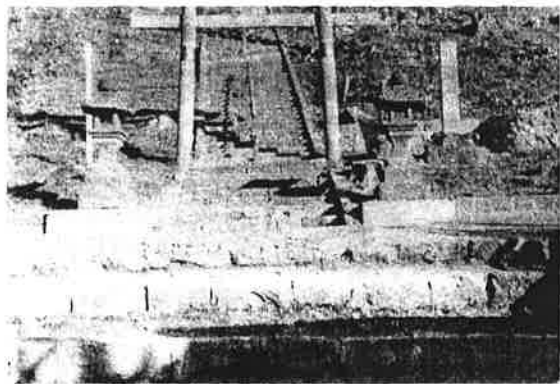
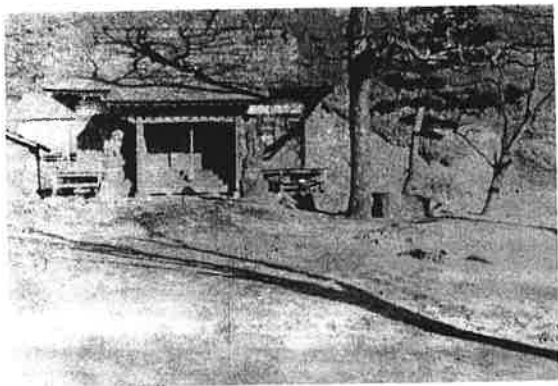




上
故 志計刀自 実家の甥姪又はその孫達



下
吉田家の人々



故竜吉翁直筆

金銭出入帖及び牧場維持簿

右側

明治22年の萬金銭大福帖

左側

明治18年の輪西牧場維持簿

(輪西村字ボンナイ牧場百町歩の分)

故竜吉翁直書 大福帳及牧場場内容

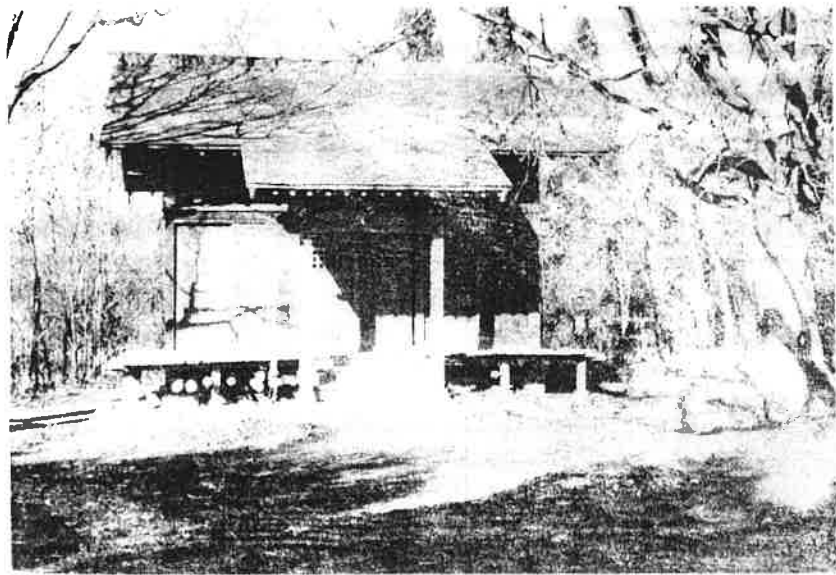
上 明治22年の萬金銭

大福帳内容

下 明治18年度

輪西牧場(字ボンナイ百町歩の分)

維持関係帖簿



上 明治七年十一月鎮座
中 本輪西八幡神社
下 本輪西八幡神社階段入口

所在 本輪西町 300 番地 例祭 9 月 5 日 (元 9 月 19 日)
祭神 菅田別命 明治 7 年 11 月 8 日鎮座 添田龍吉
昭和 38 年 11 月 17 日撮影 (添田龍男)

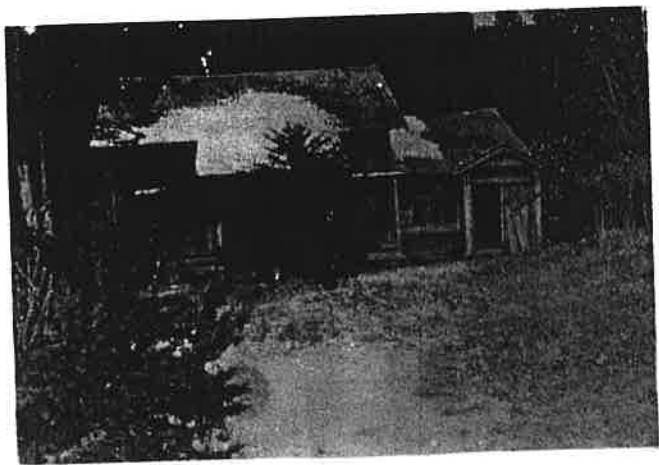
本輪西神社拝殿

合社 天満宮 (北野大満宮・福島県石川町泉庄宮城県角田市
明治 14 年 4 月邦光公弟石川俊在氏市内知利別町天神
山、後明治 43 年 11 月当社に合社)

摂社 天照皇大神稻荷大神金比羅神、大山祇命、水速女命
由来 当八幡宮の総本社は宇佐八幡宮にして清和帝貞観元年
八月 (38 年~1104 年前) 京都男山岩清水に勧請世
々源家の氏神たり。後冷泉帝康平 6 年 10 月 (900
年前) 源満仲公 3 代孫安芸守石川源太有光公・奥州征
討の功により奥州仙道 7 郡 18 万石を賜るに及び治暦
年中 (894~890 年前) 福島県石川町磐都嶺に勧請
し奉る爾来国土守護神として代々崇敬あり。

(鎌倉八幡宮は有光公の従弟頼義将軍康平 6 年男山よ
り勧請し賜う所にて当神社と同神なりその後五百有余
年を経て後陽成帝慶長 3 年 10 月 (361 年前)

石川家 25 代 昭光公同地より磐城角田居 額臥牛城の西
沼小屋の地に遷座其後明治 2 年 9 月石川氏朝廷より室蘭
郡移住後当山に遷座、大正 4 年 7 月村社公認現在本輪
西町及八ヶ町村の公認鎮護神たり。



石川町 幡守神社

石川町幡守神社

所在 石川町祭日9月5日(旧7月18日)

祭神 源経基 2代石川有光公 25代石川昭光公及び昭光公の殉死者7名

本神社は寛永5年(昭和38年前336年)宮城県伊具郡角田本郷の館主石川家25代昭光公第7回忌法要に際し始めて源姓を賜わりし。第56代清和天皇六孫王経基王始めて石川姓を賜わりし2代安芸守石川有光公並に昭光公及び同公に殉死せし7士の靈を合社し幡守神社と奉称、角田本郷に石川家38代邦光公の家臣当村に來住後明治7年7月当地に遷座、同34年10月16日社名公称許可、昭和4年11月現社殿新築現在石川町守護神社として祭典執行し居る。



上

室蘭市神代町 77 番地 地蔵堂

下

石川家相伝の不動尊像

所在地 室蘭市神代町 77 番地 地蔵堂内
 開眼年代不詳なれども代々宮城県角田市
 縮主石川氏の奉せるものにして、古くよ
 り同郡横倉村愛宕堂に三間四面の堂内に
 奉安し、本尊高さ 1 尺 5 寸不動毘沙門な
 り、往古役の行者両天狗の勧請し奉りた
 り、其後承応年中（明治 38 年より 313
 年前）石川氏第 28 代石川大和守宗弘公
 之れが再建され毎年（旧）6 月 24 日に
 祭礼を執り行いたり。

第 38 代石川邦光公の弟石川俊在氏が明
 治 14 年中当市天神山不動尊堂に奉遷さ
 れたが明治 43 年 11 月俊在先生渡鮮に当
 り添田欽允と相協り前田貞蔵氏に依頼し、
 当地地蔵堂内に預け置かれたるものであ
 る。或は国宝級の物かの疑あり。
 今は色あせたるが前面に朱色又金色が塗
 られし石彫刻像である。



上

故保翁 恵辨刀自命の墓碑

(本輪西町 325 番地

旧墓地)



下

故龍吉翁 命墓碑(本輪西町 325 番地旧墓地)

志計刀自



故石川光親公墓碑
(上の部分)



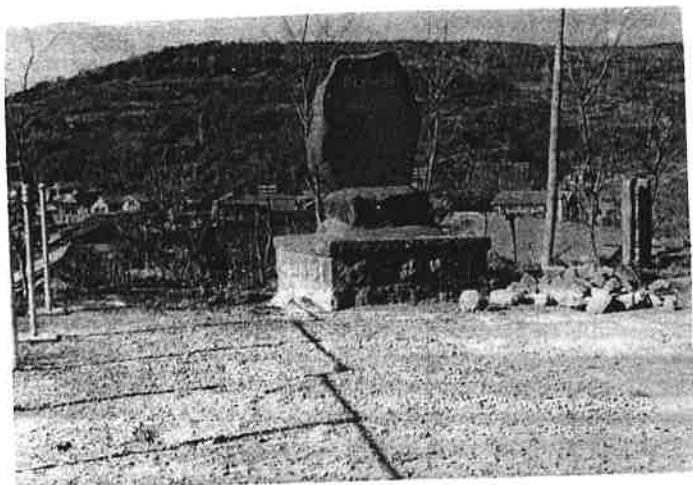
故石川光親公墓碑
(下の部分)

下
室蘭市
崎守町 満岡山共同墓地内
大正9年3月上浣

泉 麟太郎 (選文)
石谷勇太郎彫 (札幌石工)
仙台産硯石



上
故 石川光親公正妻
伊達孝子様御墓
(伊達邦直公女)
崎守町荷岡山共同墓地内



下
故 源朝臣泉 忠広公墓碑
(石川町共同墓地)



上
故 泉致広君墓碑及石川家室蘭移住者墓碑



下
故 泉致広校長の 表徳碑
元室蘭小学校々庭に建立されたる閑斐
泉 致広小学校長の表徳碑
大正4年12月7日建立

北海道庁長官

俵 孫一氏 篆 額

札幌師範学校長

岩谷勇太郎氏選文



上

現在の本輪西駅及び埋立地

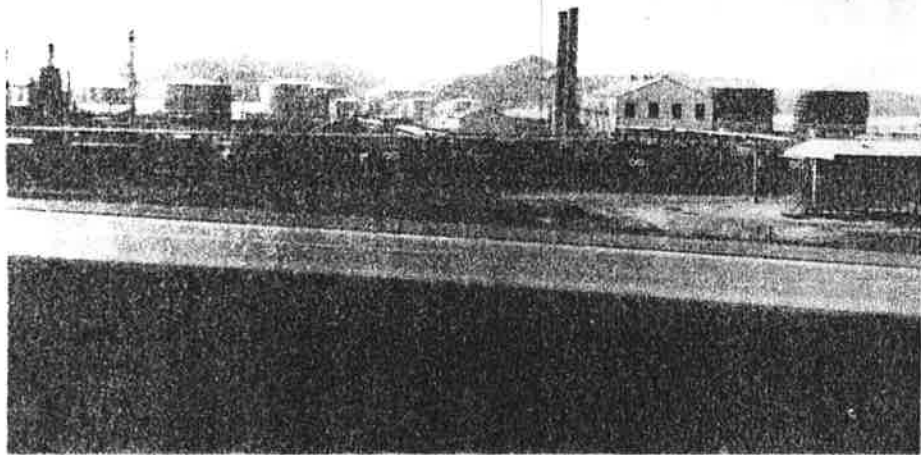
昭和 39 年 10 月 11 日撮影

右端 ○印は国鉄本輪西駅（埋立地）

同上 △印は（旧製氷積出棧橋及び貯水庫のあつた処）

（旧添田竜吉製鉄所 所在地）

正面对岸の高山は測量山にて各種テレビ塔四本あり



下

現在の本輪西町（中央）

右方 ○印は富士製鉄室蘭製鉄所

左端 △印は階段上は磐都嶺八幡神社境内の階段

上

現在の木輪西町

富士製鉄、本輪西社宅街（約7百戸）

並に国道37号線沿道民家

左端 ○印の辺は添田製氷場約1町歩のあつた跡

下

昭和37年9月16日車中より写す

幌萌町地先埋立地

日本石油精製工場内の一部

発行日 昭和三十九年十二月卅日

編者 添田 龍 男

印刷所 昭和印刷株式会社

頒価実費